

平川市地域防災計画

— 風水害等災害対策編 —

令和 3 年 3 月

平川市防災会議

目 次

第1章 総 則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の性格	1
第 3 節	計画の構成	1
第 4 節	各機関の実施責任	2
第 5 節	市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	3
第 6 節	市の自然的・社会的条件	8
第 7 節	災害の記録	1 1
第 8 節	災害の想定	1 4

第2章 防災組織

第 1 節	市防災会議	1 5
第 2 節	市災害対策本部	1 6
第 3 節	配備態勢	2 7
第 4 節	市災害対策本部に準じた組織	2 9

第3章 災害予防計画

第 1 節	調査研究	3 0
第 2 節	業務継続性の確保	3 0
第 3 節	防災業務施設・設備等の整備	3 1
第 4 節	青森県防災情報ネットワーク	4 3
第 5 節	防災事業	4 4
第 6 節	自主防災組織等の確立	4 8
第 7 節	防災教育及び防災思想の普及	5 0
第 8 節	企業防災の促進	5 2
第 9 節	防災訓練	5 3
第10 節	避難対策	5 5
第11 節	災害備蓄対策	5 8
第12 節	要配慮者安全確保対策	5 9
第13 節	防災ボランティア活動対策	6 1
第14 節	文教対策	6 2
第15 節	警備対策	6 3
第16 節	交通施設対策	6 4
第17 節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	6 4
第18 節	水害予防対策	6 8
第19 節	風害予防対策	7 1
第20 節	土砂災害予防対策	7 2
第21 節	火災予防対策	7 5
第22 節	複合災害対策	7 7

第4章 災害応急対策計画

第 1 節	気象予報・警報等の収集及び伝達	7 8
第 2 節	情報収集及び被害等報告	1 0 8
第 3 節	通信連絡	1 1 6
第 4 節	災害広報・情報提供	1 2 0
第 5 節	避難	1 2 2
第 6 節	消防	1 2 9
第 7 節	水防	1 3 0
第 8 節	救出	1 3 1

第 9 節	食料供給	1 3 3
第 1 0 節	給水	1 3 6
第 1 1 節	応急住宅供給	1 3 7
第 1 2 節	遺体の捜索、処理、埋火葬	1 4 0
第 1 3 節	障害物除去	1 4 2
第 1 4 節	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	1 4 3
第 1 5 節	医療、助産及び保健	1 4 5
第 1 6 節	被災動物対策	1 4 8
第 1 7 節	輸送対策	1 4 8
第 1 8 節	労務供給	1 5 0
第 1 9 節	防災ボランティア受入・支援対策	1 5 3
第 2 0 節	防疫	1 5 4
第 2 1 節	廃棄物等処理及び環境汚染防止	1 5 7
第 2 2 節	金融機関対策	1 5 9
第 2 3 節	文教対策	1 5 9
第 2 4 節	警備対策	1 6 1
第 2 5 節	交通対策	1 6 2
第 2 6 節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	1 6 3
第 2 7 節	石油燃料供給対策	1 6 7
第 2 8 節	広域応援	1 6 8
第 2 9 節	自衛隊災害派遣要請	1 7 0
第 3 0 節	県防災ヘリコプター運航要請	1 7 5

第 5 章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

第 1 節	雪害対策	1 7 6
第 2 節	火山災害対策	1 8 2
第 3 節	航空災害対策	1 8 6
第 4 節	鉄道災害対策	1 9 0
第 5 節	道路災害対策	1 9 3
第 6 節	危険物等災害対策	1 9 7
第 7 節	大規模な火事災害対策	2 0 4
第 8 節	大規模な林野火災対策	2 0 7

第 6 章 災害復旧対策計画

第 1 節	公共施設災害復旧	2 1 5
第 2 節	民生安定のための金融対策	2 1 7
第 3 節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	2 1 7

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための市民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、風水害等の災害に係る市の防災に関する基本計画であり、その性格は、次のとおりである。なお、地震防災計画は別編とする。

1. 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
2. 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、その実施細目等については市及び各防災関係機関において別途具体的に定めることを予定しているものである。
3. 風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
4. 平川市及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法により、この計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1. 防災組織（第2章）
防災対策の実施に万全を期するため、平川市並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。
2. 災害予防計画（第3章）
風水害等の災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、平川市及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。
3. 災害応急対策計画（第4章）
風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、平川市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

4. 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画（第5章）

雪害、火山災害、事故災害に係る平川市及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。

5. 災害復旧対策計画（第6章）

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、平川市及び各防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針・決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1. 市

市は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

(1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5. 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から、風水害等の災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より風水害等の災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守れるよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
平 川 市	平川市	1. 防災会議に関すること 2. 防災に関する組織の整備に関すること 3. 防災に関する調査、研究に関すること 4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5. 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること 6. 防災に関する物資等の備蓄に関すること 7. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及びボランティア活動に関すること 8. 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ）の安全確保に関すること 9. 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること 10. 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 11. 水防活動、消防活動に関すること 12. 災害に関する広報に関すること 13. 避難の勧告・指示に関すること 14. 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること 15. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 16. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 17. 罹災証明の発行に関すること 18. 建築物等の応急危険度判定に関すること 19. 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること 20. その他災害対策に必要な措置に関すること
	平川市教育委員会	1. 防災教育に関すること 2. 文教施設の保全に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること 4. その他災害対策に必要な措置に関すること
消 防 機 関	弘前地区消防事務組合 平川消防署 碓ヶ関分署 平川市消防団	1. 災害の予防、警戒及び防御に関すること 2. 人命の救助及び救急活動に関すること 3. 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること 4. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること 5. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること ※4～5は平川市消防団を除く
青 森 県	黒石警察署	1. 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 2. 災害時の警備に関すること 3. 災害広報に関すること 4. 被災者の救助、救出に関すること 5. 災害時の遺体の検視、死体調査、身元確認等に関すること 6. 災害時の交通規制に関すること 7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること 8. 避難等に関すること 9. その他災害対策に必要な措置に関すること

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
青 森 県	中南地域県民局 地域健康福祉部	1. 災害救助に関すること 2. 医療機関との連絡調整に関すること 3. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 4. 防疫に関すること
	中南地域県民局 地域整備部	1. 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、下水道公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 水防活動に関すること
	中南地域県民局 地域農林水産部	1. 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	中南教育事務所	1. 文教関係の災害情報の収集に関すること 2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
指 定 地 方 行 政 機 関	東北森林管理局 津軽森林管理署	1. 森林、治山による災害防止に関すること 2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること 3. 林野火災防止対策等に関すること 4. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
	農林水産省 （東北農政局、青森県 拠点を含む。）	1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること 2. 農地・農業用施設等の防災対策並びに指導に関すること 3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること 5. 土地改良機械の緊急貸付けに関すること 6. 農地・農業用施設の災害復旧事業の査定に関すること 7. 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること
	青森地方気象台	1. 気象、水象、地象及び地動の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに特別警報・警報・注意報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に関すること

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	東北地方整備局 青森河川国道事務所 藤崎出張所 弘前国道維持出張所	1. 公共土木施設（直轄）の整備に関する事 2. 直轄河川の水防警報及び洪水予報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等水防に関する事 3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関する事 4. その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関する事
	東北運輸局 （青森運輸支局）	1. 交通施設等の被害、公共交通機関の通行状況等に関する情報収集及び伝達に関する事。 2. 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関する事。
	東北総合通信局	1. 非常通信協議会の育成、指導に関する事 2. 非常通信訓練に関する事 3. 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関する事 4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する事
	青森労働局 弘前労働基準監督署 ハローワーク弘前 ハローワーク黒石	1. 被災者に対する職業のあっせんに関する事 2. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関する事 3. 被災労働者に対する災害補償に関する事 4. 災害時における労務供給に関する事
	東京航空局 三沢空港事務所 青森空港出張所	1. 航空機事故防止のための教育・訓練に関する事 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関する事 3. 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関する事 4. 遭難航空機の捜索に関する事 5. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事 6. 飛行場における事故の消火及び救助等の協力に関する事 7. 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関する事 8. 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関する事
陸上自衛隊		1. 災害時における人命及び財産保護のための救援に関する事 2. 災害時における応急復旧の支援に関する事
指 定 公 共 機 関	東日本旅客（日本貨物） 鉄道(株)	1. 鉄道事業の整備及び管理に関する事 2. 災害時における救援物資、人員等の緊急鉄道輸送に関する事 3. その他災害対策に関する事
	東日本電信電話(株) 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)NTTドコモ東北支社 青森支店 KDDI(株) ソフトバンク(株)	1. 気象特別警報、警報の市への伝達に関する事 2. 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関する事 3. 災害対策機器等による通信の確保に関する事 4. 電気通信設備の早期復旧に関する事 5. 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関する事

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	日本郵便(株) (平賀郵便局) (尾上郵便局) (碓ヶ関郵便局)	1. 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関する こと
	日本赤十字社青森県支部	1. 災害時における医療対策に関すること 2. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3. 義援金品の募集及び配分に関すること
	東北電力ネットワーク(株) 弘前電力センター	1. 電力施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時における電力供給に関すること
	日本放送協会 青森放送局	1. 放送施設の整備及び管理に関すること 2. 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知 識の普及に関すること
	(公社) 青森県トラッ ク協会南黒支部 日本通運(株)弘前支店 北東北福山通運(株)弘前営業所 佐川急便(株)弘前営業所 ヤマト運輸(株)平賀センター 西濃運輸(株)弘前営業所	1. 輸送施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること
	日本銀行青森支店	1. 災害時における通貨及び金融対策に関すること
	東日本高速道路(株) (東北支社、青森・八 戸・十和田管理事務所)	1. 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること
指 定 地 方 公 共 機 関	青森放送(株)弘前支社 (株)青森テレビ弘前支社 青森朝日放送(株) (株)エフエム青森	1. 放送施設の整備及び管理に関すること 2. 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知 識の普及に関すること
	(一社) 青森県エネルギー 協会の津軽支部	1. ガス供給施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること
	南黒医師会	1. 災害時における医療救護に関すること
	青森県トラック協会 南黒支部 弘南バス(株)弘前営業所 弘南鉄道(株)	1. 輸送施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること
公 共 的 団 体 そ の 他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	平川市社会福祉協議会	1. 被災者救援活動に対する支援に関すること
	平川市商工会 商工業関係団体	1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん 等の協力に関すること 2. 災害時における物価安定についての協力に関すること 3. 災害救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに 関すること
	農林業関係協同組合 森林組合 土地改良区	1. 農林業に係る被害調査に関すること 2. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3. 被災組合員に対する融資またはあっせんに関すること
	運輸業関係団体	1. 災害時における輸送等の協力に関すること
	建設業関係団体	1. 災害時における応急復旧への協力に関すること

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
公 共 的 団 体 そ の 他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	観光業関係団体	1. 災害時における観光客の安全対策に関する事
	自主防災組織 平川市連合婦人会 平川市行政委員連絡協議会 平賀・碓ヶ関地区婦人防火クラブ 平川市民生委員児童委員協議会 平賀・尾上赤十字奉仕団 碓ヶ関赤十字家庭看護法奉仕団 平川市食生活改善推進委員会	1. 災害時における被害状況の調査に対する協力に関する事 2. 災害応急対策に対する協力に関する事
	アップルウェーブ(株) (株)ジャイゴウェーブ	1. 放送施設の整備及び管理に関する事 2. 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事
	道の駅運営管理者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員に対する防災教育・訓練に関する事
	病院等経営者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事 3. 災害時における病人等の受入れに関する事 4. 災害時における負傷者の医療・助産及び保険措置に関する事
	社会福祉施設経営者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事 3. 災害時における入居者の保護に関する事
	金融機関	1. 被災事業者に対する資金の融資に関する事
	学校法人	1. 防災教育に関する事 2. 避難施設の整備、避難訓練の実施に関する事 3. 災害時における応急対策の教育に関する事
	危険物関係施設の 管理者	1. 災害時における危険物の保安に関する事
	多数の者が出入りする 事業所等 (病院・百貨店・工場等)	1. 避難施設、消火設備等の点検整備の実施に関する事 2. 従業員等に対する防災教育・訓練に関する事 3. 来場者等に対する避難誘導に関する事

第6節 市の自然的・社会的条件

1. 位 置

平川市は青森県津軽地域の南端に位置し、東西約30km、南北約25kmに広がり、総面積は346.01km²で、県域の約3.6%を占める広さである。

隣接している市町村は、東は十和田湖を境にして十和田市、秋田県小坂町、西は平川を隔てて弘前市、大鰐町と接し、北は青森市、黒石市、田舎館村、南は秋田県大館市に接している。

2. 地 勢

(1) 地形及び地質

東に八甲田山（1,584m）、西に岩木山（1,625m）、阿闍羅山（709m）、南に甚吉森（803m）、炭塚森（550m）、馬糞森（785m）、北に梵珠山（468m）といった山々に囲まれ、市北西部の平坦地は津軽平野の一部で農業に適した肥沃な土壌の地質を持ち、水田地帯として利用されている。また、標高20～300mの丘陵地で水田とりんごの複合経営地帯として利用されている台地及び山間地で形成されている。当市の総面積の約7割は山林によって占められており、このうちの約8割が国有林となっている。

(2) 河川、湖沼及び山岳

当市の諸川は、東に浅瀬石川、西に平川、北に引座川、北西部の平坦地の南東から北西へ六羽川が流れている。平川の上流地域は停滞前線による局地的集中豪雨が多く水害発生頻度が高いため、その治水対策として遠部ダム、また、治水の安全度を高めるとともに水源の高度利用を目的とした久吉ダムがある。その他、りんごの病害虫防除等に使用している溜池等が数十ヶ所ある。

当市の山岳は、奥羽山脈の北端にあたり、東部は南八甲田山の最高峰である櫛ヶ峰（1,516m）、御鼻部山（1,011m）、毛無山（982m）、木賊森（816m）、藤沢森（814m）、岩岳（880m）、御判如森（868m）、西部は阿闍羅山（709m）、甚吉森（803m）、御仮屋嶽（611m）、南部は柴森（776m）、戸沢山（688m）、馬糞森（785m）など600～1,000m級の緑豊かな山々が市の三方に連なり、総じて起伏の多い地形をなしている。

(3) 道路

当市の道路は、市西端を国道7号が碓ヶ関地域の南北を通過し、これに青森市へ連絡する主要地方道大鰐浪岡線が市中心部の南北を縦断して接続し、さらに市中心部から弘前市へ連絡する県道弘前平賀線及び尾上地域から弘前市へ連絡する県道尾上日沼線が市中心部の東西を横断して接続し、道路網の骨格を形成している。また、これらの幹線道路に接続する形で市道がその機能を補完している。

その他、当市を通過している国道は、黒石市及び十和田市を結ぶ国道102号、当市と盛岡市を結ぶ国道282号、八戸市と大鰐町を結ぶ国道454号がある。

さらに、国道7号にはほぼ並行して東北自動車道が走り、青森、盛岡方面への高速化が図られている。市内には碓ヶ関インターチェンジを有している。

鉄道は、市内にJR奥羽本線が通過し、津軽湯の沢駅及び碓ヶ関駅を有している。また弘南鉄道弘南線が弘前市と黒石市を結び、館田駅、平賀駅、柏農高校前駅、津軽尾上駅及び尾上高校前駅を有している。

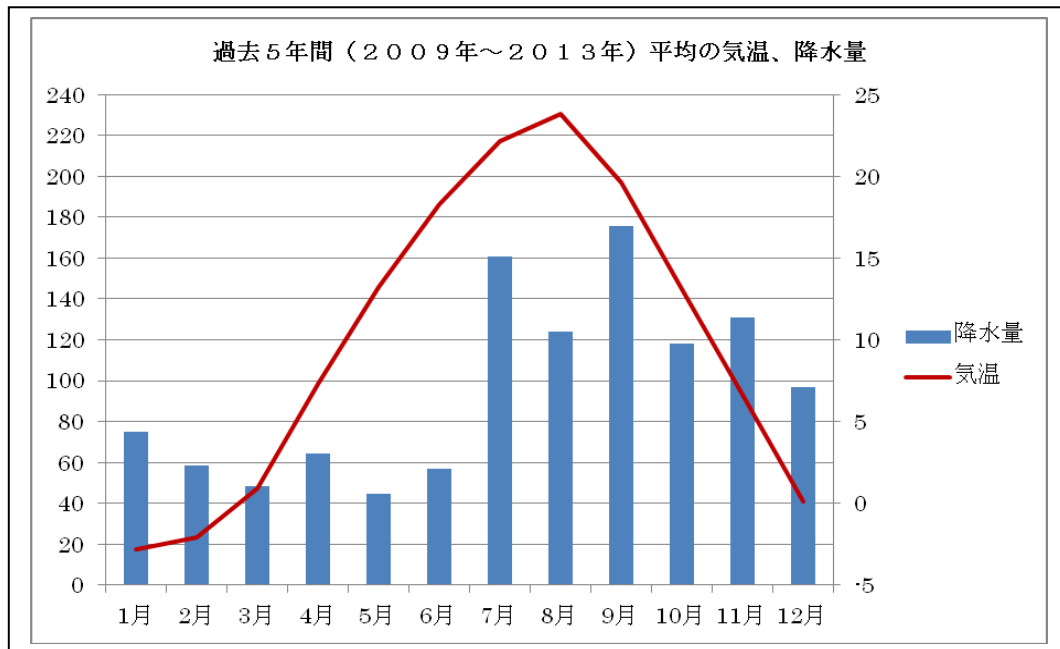
バスは、弘前市、黒石市を結ぶ路線バスが7路線、盛岡駅への高速バスが1路線、平賀地域内では循環バスが4路線運行されている。

3. 気 象

当市は日本海側で特徴的な日本海側気候に属し、四季の変化がはっきりしているが、地形の影響により地域によって大きな差がみられる。

近年、積雪期間は120日程度で1年の約3分の1におよび、最大積雪深が100cmを超えている。

平賀及び碓ヶ関地域は特別豪雪地帯、尾上地域は豪雪地帯に指定されている。



資料：気象庁（黒石地域気象観測所）

4. 人口及び世帯

当市の人口は昭和30年国勢調査での44,168人をピークに以降、年々減少している。世帯数は人口とは逆に増加傾向にあり、核家族化の進展がみられる。

(単位：人、世帯)

区 分	世帯数	人 口			1世帯当 たり人員
		総 数	男	女	
昭和60年	9,449	41,118	11,555	12,415	4.4
平成2年	9,548	39,360	11,295	12,377	4.1
平成7年	9,533	38,846	11,066	12,120	4.1
平成12年	9,826	38,979	10,868	11,993	4.0
平成17年	10,074	35,336	16,486	18,850	3.5
平成22年	10,063	33,764	15,740	18,024	3.4
平成27年	10,129	32,106	14,876	17,230	3.2

資料：国勢調査

5. 土地利用状況

当市の土地利用状況は平成31年土地概要調書によると、総面積の4分の1が山林原野、宅地及び農用地の合計は総面積の20%未満で土地の利用率は低い状況となっている。

(単位：ha)

区 分	宅地	田	畑	山林	湖沼	原野	雑種地	その他	総面積
面 積	901	2,411	2,561	25,097	32	1003	314	2,279	34,601
利用率	2.6	7.0	7.4	72.5	0.1	2.9	0.9	6.6	100.0

資料：土地概要調書

6. 産業及び産業構造の変化

就業人口で見ると、昭和35年から昭和40年は450人（2.1%）減少し、昭和40年から昭和45年は458人（2.2%）と若干増加したが、昭和45年から昭和50年では、1,690人（8.0%）と大幅に減少している。その後は微増が続くものの平成2年から平成27年までは、年々減少し3,623人（18.6%）の減

少となっている。産業別就業人口で見ると、第1次産業が昭和40年の66.2%から平成27年の24.3%と大幅に低下したのに対し、第2次産業は11.3%から22.2%へ、第3次産業は22.4%から52.9%へと大幅に比重を高めてきている。第1次産業の就業人口が激減し、第2次産業、第3次産業の就業人口が増加し、産業構造の高度化が進展しており、基幹産業である農林業が低迷し、後継者不足・高齢化、耕作放棄地の増加による農地の荒廃等の問題を抱えている。第1次産業は、農道整備などの農業生産基盤整備や省力化、ブランド開発、経営の多角化といった6次産業化等による生産性の向上と農業所得の向上が求められている。今後も第1次産業・第2次産業の就業者は減少し、第3次産業への就業者が増加し、尚一層の産業構造の高度化が進展するものと思われる。

(単位：人)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総数(就業人口)	20,688	21,146	19,456	19,772	19,796	19,954	19,616	19,373	18,556	17,185	16,331
第一次産業	13,702	12,151	9,745	7,785	7,758	6,912	6,033	5,202	4,876	4,551	3,972
第二次産業	2,339	3,413	3,592	4,548	4,611	5,356	5,280	5,378	4,452	3,825	3,630
第三次産業	4,634	5,577	6,099	7,420	7,410	7,667	8,286	8,791	9,204	8,803	8,641
分類不能の産業	13	5	20	19	17	19	17	2	24	6	88

資料：国勢調査

第7節 災害の記録

1. 水害

(1) 当市の町村合併（平成18年1月）前における主な水害は次のとおりである。

発生年月日	種別（地域）	災害状況及び被害の概要
S33. 9. 8	台風 (平賀)	台風25号の豪雨で河川が氾濫。床上浸水193棟。被害金額375,898千円。
S35. 8. 2	豪雨 (平賀)	集中豪雨により河川の氾濫。床上浸水188棟、全壊流失 2棟。 被害金額 384,577千円。
S38. 7. 25	豪雨 (平賀)	集中豪雨により河川の氾濫。全壊流失 1棟、床上浸水97棟。 被害金額91,895千円。
S39. 4. 1	豪雨 (平賀)	集中豪雨により河川の氾濫。床上浸水72棟。被害金額14,110千円。
S41. 6. 7	豪雨 (平賀)	集中豪雨により河川の氾濫。床上浸水22棟。被害金額21,450千円。
S41. 8. 12	豪雨 (碓ヶ関)	集中豪雨により河川の氾濫。行方不明者1名、軽傷者2名、住宅全壊、 流失16棟、半壊45棟、浸水家屋123棟、道路決壊122m、堤防決壊1,000m、 橋梁流失 8箇所、農地被害20ha。被害金額761,553千円。
S41. 9. 11	豪雨 (平賀)	集中豪雨により河川の氾濫。床上浸水19棟。被害金額 948千円。
S43. 8. 20	台風 (平賀)	台風10号による集中豪雨のため床上浸水132棟。被害金額 不明
S44. 8. 23	台風 (平賀)	台風9号による集中豪雨のため全壊流失 1棟、床上浸水69棟。 被害金額46,000千円。
S49. 9. 9	豪雨 (平賀)	集中豪雨により河川の氾濫。床上浸水30棟。被害金額160,000千円。
S50. 7. 18	豪雨 (平賀)	集中豪雨により河川の氾濫。床上浸水 6棟。被害金額442,000千円。
S50. 8. 20	豪雨 (平賀・尾上)	○平賀地域 集中豪雨により河川の氾濫。全壊流失 7棟、半壊10棟、 床上浸水 6棟。被害金額 約13億円 ○尾上地域 集中豪雨により河川の氾濫。全壊 1棟、半壊 3棟、 床上浸水54棟。農作物等被害 被害金額 2億円 平川・日沼地区 引座川・新屋町地区
S52. 8. 5	豪雨 (平賀)	集中豪雨により河川の氾濫。床上浸水108棟。被害金額806,429千円

(2) 当市の町村合併後における主な水害は次のとおりである。

①平成24年8月6日 碓ヶ関集中豪雨（記録的短時間大雨）

上空の寒気や低気圧により、大気が不安定な状態となった影響で、碓ヶ関地域では午後1時30分頃から3時30分頃までの短時間で激しい雨が降り、午後2時26分までの1時間雨量が、1976年観測以来、最大の86.5mmを記録し、その日の碓ヶ関地域における総雨量は126.5mmとなった。

この集中豪雨により、雨が収まり始めた午後3時ころから、地域の中心である碓ヶ関地域内の平川が増水、白沢川、相沢川の氾濫等により、床下浸水4件、車庫等冠水9件、道路冠水1箇所、法面崩壊1箇所、ずい道への土砂等流入1箇所、その他農林・土木施設で崩落土砂堆積など10箇所となった。

②平成25年9月16日 台風18号豪雨災害

9月13日に発生した台風第18号により、北側から日本海にのびる前線が青森県付近に停滞した影響で、15日午前8時から夕方にかけて断続的に雨が降り、翌日16日は台風接近に伴い、午前5時から夕方にかけて午後1時をピークとした集中的な豪雨に見舞われ最大1時間雨量31mm、2日間の総雨量は211mmと過去に例を見ない雨量となった。

16日午後3時40分、引座川の氾濫危険水位である3.85mを超える4.18mを記録し、河川の一部決壊により、引座川流域の杉館地区と日沼地区の間にある水田や工業団地施設等約87haが冠水した。同様に六羽川や浅井川、各支川においても局所的に決壊、氾濫するなど17日未明まで高い水位が続いたため、自主的に公共施設へ避難したのは13施設150人、16日の夜または17日朝まで避難した。

建物被害は、床上浸水18件、床下浸水が124件に上り、日沼地区をはじめ、そのほとんどが側溝、用排水路等の排水能力を超えたことによる内水氾濫であった。

土木関係の被害額は、道路の法面・路肩崩壊などで181,993千円、河川の護岸決壊などで97,856千円、農業関係は、農地冠水等により最も被害が大きかったのは農作物で、水稻が約66haで23,150千円、りんごが約6haで25,356千円など、全体では約78ha、50,168千円の被害となった。また、農地では、約23haで416,400千円、水路などの農業用施設では87箇所58,100千円となった。

2. 風害

発生年月日	種別	災 害 状 況 及 び 被 害 の 概 要
H 3. 9. 28	台風	台風19号による強風（平賀・尾上地域は災害救助法適用） ○平賀地域 住家被害 全壊17棟、半壊 363棟、一部破損 541棟。 死亡者1名、負傷者重軽傷合わせ57名、農林関係被害が総額で約46億円。総被害額約76億円。 ○尾上地域 住家被害 全壊12棟、半壊 110棟、一部破損 420棟。 非住家被害 全壊46棟、半壊 135棟、一部破損 373棟。 農林関係被害が約20億円。総被害額28億8千9百万円 ○碓ヶ関地域 住家被害 半壊17棟、一部破損 152棟。 重傷者1名、軽傷者1名 がけ崩れ 4箇所。 総被害額約17億6千万円

3. 雪害

当市では、豪雪地帯対策特別措置法により、平賀地域と碓ヶ関地域が特別豪雪地帯、尾上地域が豪雪地帯に指定されている。

雪による災害は例年、人的被害では雪下ろし等に係る家屋屋根や梯子からの転落事故、物的被害では積雪荷重による家屋やビニールハウス倒壊及びりんご樹の枝折れ、インフラの被害では道路の狭隘化による交通の停滞、融雪時の法面崩壊、公共交通の運休や電気・通信の停止などの形で表れる。近年は空き家の積雪荷重による隣家や道路への落雪及び崩落被害、一人暮らし高齢者の除雪など新しい問題も発生している。

過去の記録では、昭和20年度、38年度、43年度、49年度、59年度、平成16年度、17年度で豪雪となった。

近年の雪害は、次のとおりである。

(1) 平成23年度豪雪

最深積雪量は、小和森で118cm、温川で250cm、累計降雪量は小和森で591cm、温川で1,400cmを記録した。重軽傷者は5名。建物倒壊は16件。ビニールハウスの倒壊は128棟。

(2) 融雪

平成24年3月31日、午前6時20分頃、大雨による融雪のため、碓ヶ関鯨森の市道脇の土砂が崩れ、グループホーム「サンライフ碓ヶ関」の建物の外壁まで土砂や樹木が押し寄せた。このため、電線の倒壊や建物のベランダ等が破損するなどの被害が発生した。

また、入居者17名が碓ヶ関公民館に一時避難した。

(3) 平成24年度豪雪

最深積雪量は小和森で129cm、温川で308cm、累計降雪量は小和森で850cm、温川で1,184cmを記録した。重軽傷者は17名。建物倒壊は11件。また、りんご園地及びハウス施設等への融雪促進のため、融雪剤購入費の補助を実施した。

〔資料編〕 過去10年間の最大積雪深（資料1-7-1）

4. 火災

発生年月日	種別	災 害 状 況 及 び 被 害 の 概 要
S27. 5. 10	火災	広船で火災。全焼20棟、半焼 1棟。被害金額26,194千円
S27. 5. 15	火災	唐竹で火災。全焼32棟、半焼 2棟。被害金額24,813千円
S31. 4. 15	火災	新屋町で火災。全焼13棟、半焼 1棟。被害金額5,145千円
S31. 5. 11	火災	本町で火災。全焼89棟、半焼 3棟。死亡 1名、負傷者10名。 被害金額 150,870千円。
S31. 5. 17	火災	中佐渡で火災。全焼22棟、半焼 3棟。被害金額 6,034千円。
S35. 5. 12	火災	西碓ヶ関山国有林で火災。76ha焼失 被害金額29,000千円。
S40. 4. 27	火災	沖館で火災。全焼13棟。被害金額23,050千円。
S40. 6. 29	火災	大光寺で火災。全焼 5棟、半焼 3棟。被害金額12,512千円。
S43. 12. 21	火災	館田で火災。全焼 4棟、半焼 2棟。被害金額13,620千円。
S44. 5. 6	火災	平田森で火災。全焼 5棟、半焼 1棟。被害金額15,210千円。
S54. 1. 22	火災	柏木町で火災。全焼3棟、半焼1棟。被害金額35,838千円。
S57. 3. 9	火災	南田中で火災。公衆浴場兼住宅 全焼、焼死者 4名。
S58. 12. 13	火災	本町で火災発生。全焼2棟、一部焼失2棟、被害金額27,332千円。
S59. 5. 13	火災	沖館で火災。小学校（木造）全焼、被害金額25,080千円。
S61. 5. 13	火災	李平で火災。全焼6棟、半焼2棟、被害金額17,000千円。
S61. 7. 28	火災	南田中で火災。りんご冷蔵庫火災、特殊火災により約18時間にわたり炎上 被害金額 8 億 2 千円。
H 元. 5. 27	火災	山火事（新屋財産区）発生、自衛隊等を要請したが、約9時間にわたり延焼し続 け、尾上町（当時）へも延焼、総延べ面積194ha 延焼する。 平賀町（当時）は約3ha の延焼で 被害額は4,845 千円。
H12. 10. 31	火災	唐竹で火災。公衆浴場（旅館）全焼、被害金額22,983千円。

第8節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

1. 台風による災害
2. 河川の氾濫による災害
3. 集中豪雨等異常降雨による災害
4. 豪雪による災害
5. 火山噴火による災害
6. 航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
7. その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

第2章 防災組織

第1節 市防災会議

市の地域内に係る防災に関し、市の業務及び市の区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、市長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は平川市防災会議条例（平成18年平川市条例第17号）で定めるものとする。

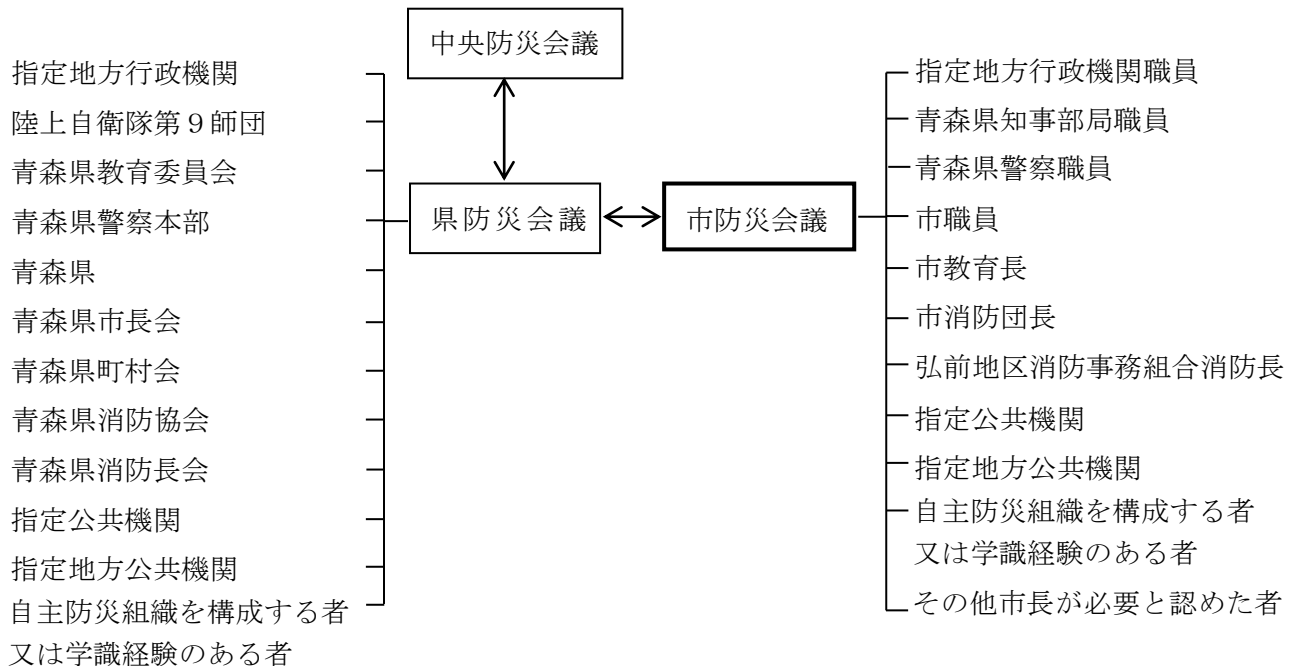
1. 組織

防災会議条例に基づく組織は、会長である市長と次に掲げる者（委員）をもって組織する。
（防災会議条例第3条第5項）

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市教育委員会教育長
- (6) 市消防団長
- (7) 弘前地区消防事務組合消防長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) その他市長が必要と認めた者

〔資料編〕 平川市防災会議条例（資料2-1-1）
平川市防災会議委員名簿（資料2-1-2）
平川市防災会議運営要綱（資料2-1-3）

〔平川市防災会議組織図〕



2. 事務局

防災会議の事務局を総務部総務課に置く。

3. 所掌事務

平川市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第2節 市災害対策本部

市の地域内に風水害等の災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講ずる必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置し、市防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策を実施するものとする。

なお、市災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1. 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

- (ア) 風水害等の災害が市内に広域にわたり発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (イ) 市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、本庁舎内に設置する。ただし、被災の状況により、設置できない場合の代替施設を市健康センターとする。

(3) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(4) 設置及び廃止時の通知等

ア. 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	対策調整班
本部員及び各班等	庁内放送、電話	〃
県（危機管理局）	青森県総合災害情報システム、電話（NTT、青森県防災情報ネットワーク等）、NTT-FAX・青森県防災情報ネットワークによるデータ伝送	〃
警察・消防	電話・無線	〃
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	電話	〃
報道機関等	電話、プレスリリース	総務班
一般住民	報道機関、防災広報車、無線、ホームページ等	〃

イ. 災害対策本部を廃止したときは、設置の場合に準ずる。

2. 組織・編成及び業務分担

- (1) 災害対策本部の組織・編成は、平川市災害対策本部条例（平成18年平川市条例第18号）に定めるもののほか、次のとおりとする。

- ア. 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。
- イ. 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、部（課）長にある者等の本部員並びに本部員を部長とする部及び部に班を置き事務を処理する。
- ウ. 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部員会議、本部の事務を整理する事務局を置く。
- エ. 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。
- オ. 災害が局地的である場合等、必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

(2) 運営

災害対策本部の運営は、次のとおりとする。

ア. 本部委員会議

市の災害対策を推進するため必要と認める都度、本部員会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的方針を決定する。

イ. 部

部は、災害対策本部における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を実施する。

ウ. 班

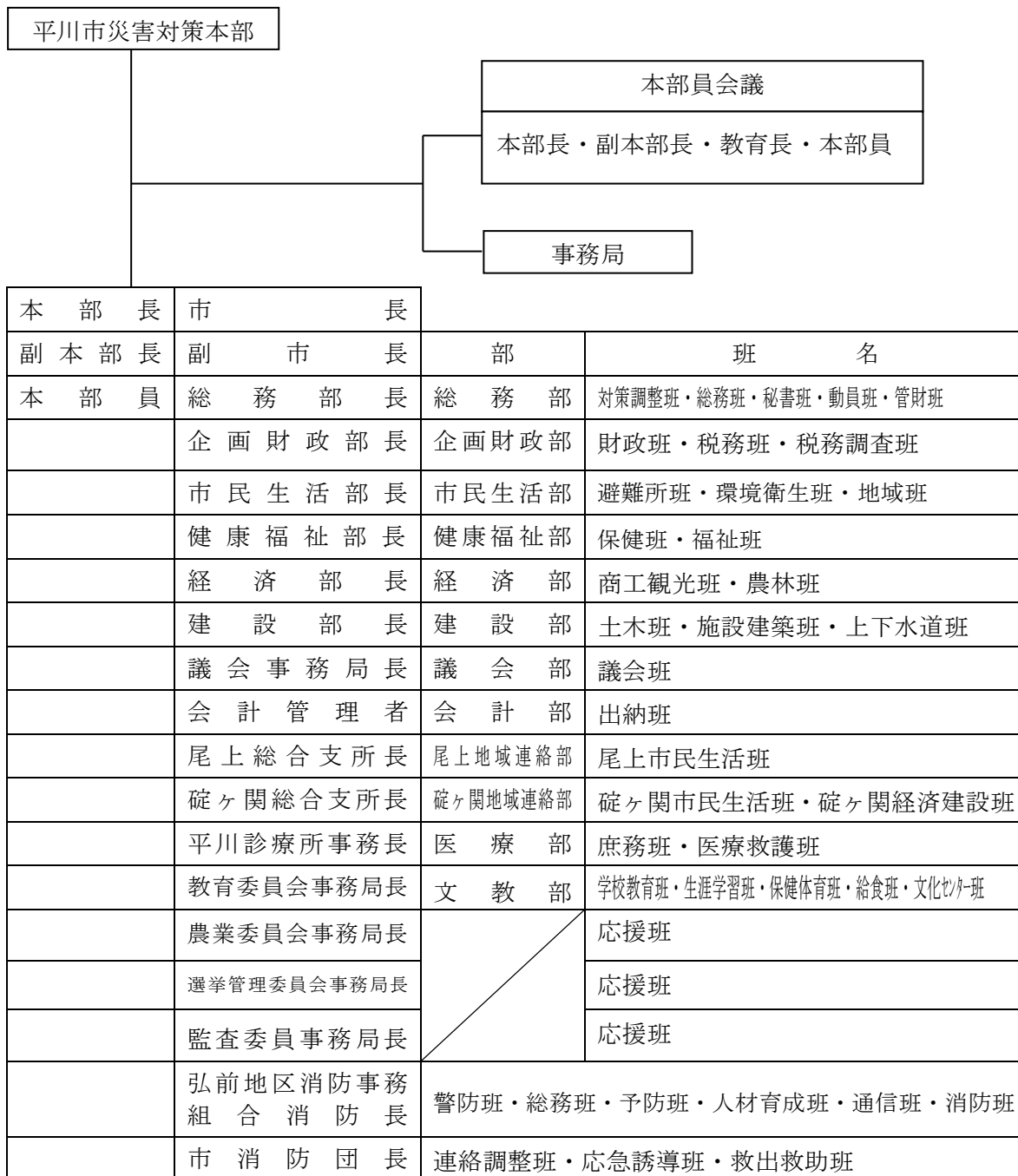
班は、部の災害対策業務を迅速かつ的確に実施する。

エ. 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災害現場において、災害対策業務を効果的に実施する。

〔資料編〕 平川市災害対策本部条例（資料2－2－1）

〔災害対策本部組織機構図〕



(3) 災害対策本部班別業務及び弘前地区消防事務組合警防本部班別業務は、次のとおりとする。

ア. 平川市災害対策本部班別業務分担

部 名	部 長	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
総 務 部	総 務 部 長	対策調整班	総務課長	1. 災害対策本部の運営及び統括に関する事 2. 被害状況の把握及び報告に関する事 3. 気象情報等の総括に関する事 4. 防災会議に関する事 5. 関係官庁諸団体との連絡調整に関する事 6. 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関する事 7. 知事への防災ヘリコプター運航要請に関する事 8. 自衛隊との連絡調整に関する事 9. 災害救助法関係の総括に関する事 10. 災害情報の総括に関する事 11. 災害関係の陳情に関する事 12. 運輸通信（鉄道・バス・船舶・電話・郵便）、電力、ガス関係の被害調査に関する事 13. 他市町村等への応援要請及び連絡に関する事（給水を除く） 14. 知事への応援要請に関する事（給水を除く） 15. 避難勧告等の発令に関する事 16. 市防災行政無線の運用に関する事 17. 拠点避難所等の特設公衆電話の設置に関する事	総 務 課 職 員
		総務班	総務課長	1. 議会との連絡に関する事 2. 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関する事	
		広報広聴班	総務課長	1. 災害の取材（写真を含む）に関する事 2. 災害の広報に関する事 3. 広聴活動に関する事 4. 住民相談所に関する事	
		秘書班	総務課長	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2. 視察者及び見舞者の応接及び礼状等の発送に関する事 3. 被災地の視察に関する事	
		動員班	総務課長	1. 庁舎職員等避難者の整理誘導に関する事 2. 職員の非常招集及び配置に関する事 3. 応援職員の要請及び連絡調整に関する事 4. 諸団体（自主防災組織・女性団体・町会等）への協力要請及びその動員に関する事 5. 総務部内の連絡調整に関する事	

部 名	部 長	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
総務部	総務部長	管財班	管財課長	1. 食料品等の調達に関する事 2. 災害対策用物品、資機器材の調達に関する事 3. 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事 4. 応急復旧工事の請負契約に関する事 5. 運輸通信（鉄道・バス・電話・郵便）、電気、ガス関係の被害調査に関する事 6. 庁舎及び支所の被害調査に関する事 7. 燃料、雑貨等の確保に関する事 8. コンピュータシステムの管理運営等に関する事	管財課職員
企画財政部	企画財政部長	財政班	企画財政課長	1. 企画財政部内の連絡調整に関する事 2. 災害応急対策関係予算の措置に関する事 3. 車両の確保及び配車に関する事	企画財政課職員
		調査班	税務課長	1. 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査に関する事 2. 被災者名簿の作成に関する事 3. 被害届の受付及び被災証明の発行に関する事 4. 災害に伴う市税の減免措置に関する事 5. 税関係相談所の開設に関する事	税務課職員
市民生活部	市民生活部長	避難所班	市民・国保年金課長	1. 市民生活部内の連絡調整に関する事 2. 避難所の開設運営及び総括に関する事 3. 炊き出しその他食料の供給に関する事 4. 避難者の把握（立退先等）に関する事 5. 遺体の埋火葬に関する事	市民課・国保年金課・葛川支所職員
		衛生班		1. 処理施設の被害調査に関する事 2. 災害廃棄物の処理に関する事	
		地域班		1. 東部地区災害情報についての災害対策本部への連絡に関する事 2. 管内関係団体との連絡に関する事	
健康福祉部	健康福祉部長（福祉事務所長）	保健班	子育て健康課長	1. 医療機関の被害調査に関する事 2. 医療、助産及び保健に関する事 3. 負傷者の把握に関する事 4. 医療救護班の編成に関する事 5. 医療救援隊との連絡調整に関する事 6. 医薬品、衛生材料の調達に関する事 7. 避難所等における衛生保持に関する事 8. 防疫に関する事 9. 遺体の処理（埋火葬を除く）に関する事	子育て健康課職員

部 名	部 長	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
健康福祉部	健康福祉部長（福祉事務所長）	福祉班	福祉・高齢介護課長	1. 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与に関する事 3. 救援物品の受領及び保管並びに配分に関する事 4. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事 5. 救援金の配分計画及び配分に関する事 6. 要配慮者の安全確保対策に関する事 7. 福祉避難所に関する事 8. ボランティアの受入れに関する事	福祉事務所職員
経済部	経済部長	商工観光班	商工観光課長	1. 経済部内の連絡調整に関する事 2. 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関する事 3. 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあつせんに関する事 4. 観光施設等の安全対策に関する事 5. 燃料、雑貨等の確保に関する事	商工観光課職員
		農林班	農林課長	1. 農林業関係被害調査及び応急対策に関する事 2. 主要食料の確保及び応急供給に関する事 3. 生鮮食料品等の確保に関する事 4. 農林業関係被災者への融資のあつせんに関する事 5. 農林業関係のり災証明に関する事 6. 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事	農林課職員
建設部	建設部長	土木班	建設課長	1. 建設部内の連絡調整に関する事 2. 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関する事 3. 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事 4. 水防に関する事 5. 障害物の除去に関する事	建設課職員

部 名	部 長	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
建設部	建設部長	施設建築班	施設建築課長	1. 市営住宅の被害調査に関すること 2. 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関すること 3. 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関すること 4. 災害公営住宅の建築及び既設公営住宅への特定入居に関すること 5. 住宅の応急修理に必要な調査に関すること 6. 公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること 7. 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関すること 8. 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅資金融資のあっせんに関すること 9. 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関すること	施設建築課職員
		上下水道班	上下水道課長	1. 上下水道関係施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 施設の復旧に関すること 3. 災害復旧資機器材の確保に関すること 4. 水質検査に関すること 5. 断減水時の広報に関すること 6. 給水車の借上及び配車に関すること 7. 給水等に関する他市町村への応援要請及び連絡に関すること 8. 給水活動に関すること	上下水道課職員
議会部	議会事務局長	議会班	議会事務局次長補佐	1. 議会議員との連絡調整に関すること 2. 議会における災害対策各種会議の運営に関すること 3. 議会議員の被災地視察に関すること 4. 本部長の指示する班の応援活動に関すること	議会事務局職員
会計部	会計管理者	出納班	会計課長	1. 救援金の受領及び保管に関すること 2. 災害関係経費の経理に関すること 3. 事務用品等の出納に関すること 4. 本部長の指示する班の応援活動に関すること	会計課職員
		応援班	農業委員会事務局局長	1. 所管する委員会委員への連絡調整に関すること 2. 本部長の指示する班の応援活動に関すること	事務局長 農業委員会
			選挙管理委員会事務局局長	1. 所管する委員会委員への連絡調整に関すること 2. 本部長の指示する班の応援活動に関すること	選挙管理委員会事務局職員
			監査委員会事務局局長	1. 所管する委員会委員への連絡調整に関すること 2. 本部長の指示する班の応援活動に関すること	監査委員会事務局職員

部 名	部 長	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
尾上地域連絡部	尾上総合支所長	尾上市民生活班	市民生活課長	1. 災害対策本部との連絡調整に関する事 2. 職員の非常招集及び配置に関する事 3. 尾上地域の災害情報の収集及び被害調査並びに災害情報の総括に関する事 4. 防災無線に関する事 5. 尾上庁舎内の避難等に関する事 6. 尾上地域における避難所の開設運営に関する事 7. 尾上地域のり災証明の発行に関する事 8. 管内関係団体との連絡に関する事 9. 住民相談所に関する事 10. 災害対策本部が実施する災害対策活動の応援に関する事	市民生活課職員
碓ヶ関地域連絡部	碓ヶ関総合支所長	碓ヶ関市民生活班	市民生活課長	1. 災害対策本部との連絡調整に関する事 2. 職員の非常招集及び配置に関する事 3. 碓ヶ関地域の災害情報の収集及び被害調査並びに災害情報の総括に関する事 4. 防災無線に関する事 5. 碓ヶ関庁舎内の避難等に関する事 6. 碓ヶ関地域における避難所の開設運営に関する事 7. 碓ヶ関地域の被害・り災証明の発行に関する事 8. 管内関係団体との連絡に関する事 9. 住民相談所に関する事 10. 災害対策本部が実施する災害対策活動の応援に関する事 11. 経済部・建設部との連絡調整に関する事 12. 経済部・建設部の分担業務に準ずる地域内対策、報告に関する事 13. 農業委員会事務局への連絡調整に関する事	市民生活課職員

部 名	部 長	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
医療部	診療所長	庶務班	事務長	1. 医療部内の庶務及び連絡調整に関すること 2. 診療所の管理に係わる施設の被害調査及び応急対策に関する こと 3. 職員の非常招集及び配置に関すること 4. 収容患者の給食の確保に関すること	診療所職員
		医療救護班	看護師長	1. 傷病者等の医療救護及び看護に関すること 2. 医療薬剤及び資材の供給確保に関すること 3. 患者の避難誘導に関すること 4. 市民生活部保健班への応援に関すること	
文教部	教育委員会事務局長	学校教育班	学校教育課長	1. 文教部内の庶務及び連絡調整に関すること 2. 市立学校施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 職員の非常招集及び配置に関すること 4. 文教関係の災害記録に関すること 5. 被災児童生徒等（幼児を含む。以下同じ）の調査に関する こと 6. 応急の教育に関すること 7. 学用品の調達、給与に関すること 8. 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること 9. 学校給食の確保に関すること	学校教育課職員
		生涯学習班	生涯学習課長	1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関する こと 3. 各公民館施設内外の被害調査及び応急対策に関すること	生涯学習課職員
		保健体育班	スポーツ課長	1. 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 生涯学習班への応援に関すること	スポーツ課職員
		給食班	給食センター所長	1. 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 学校教育班への応援に関すること 3. 炊き出しに関すること	給食センター職員
		文化センター班	文化センター長	1. 生涯学習班への応援に関すること 2. 避難所に関すること	図書館・公民館職員 文化センター

イ. 平川市消防団班別業務分担

部 名	部 長	班 名	班 長	分 担 業 務	要 員
消防部	団 長	連絡調整班	副団長	1. 災害対策本部との連絡調整に関する事 2. 消防団員の非常招集及び配置に関する事 3. 災害の情報収集に関する事 4. 消防部内の連絡調整に関する事	団 員
		応急誘導班	副団長	1. 消防及び水防活動、その他災害応急対策に関する事 2. 消防施設の被害調査に関する事 3. 避難の誘導、指示、勧告に関する事 4. 障害物の除去に関する事 5. 危険物施設等に対する応急措置に関する事	
		救出救助班	副団長	1. 被災者救出、救護に関する事 2. 避難者の捜索に関する事 3. 被害拡大防止に関する事	

ウ. 弘前地区消防事務組合警防本部班別業務分担

部 名	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務	要 員
弘前地区消防事務組合警防本部	消防長	警防班	警防課長	1. 警防本部の運営及び統括に関する事 2. 消防活動の総合調整及び活動方針に関する事 3. 職員及び消防団員の非常招集及び配置に関する事 4. 火災防ぎよ、救助、救急活動その他災害対策に関する事 5. 災害状況の分析・判断に関する事 6. 消防に関する応援、受援に関する事 7. 市災害対策本部との連絡調整に関する事 8. 市消防団の情報収集に関する事	消防事務組合職員
		総務班	総務課長	1. 消防本部が所有、管理する施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2. 関係機関との連絡、調整に関する事 3. 資機材の調達に関する事 4. 燃料の確保に関する事 5. 消防活動に係る予算措置に関する事 6. 各班の応援に関する事	
		人材育成班	人材育成課長	1. 職員の非常食及び衛生管理等に関する事。 2. 職員の服務等に関する事。 3. 各班の応援に関する事。	
		予防班	予防課長	1. 出火防止に関する事 2. 各種情報の収集及び整理、記録並びに報告に関する事 3. 火災調査に関する事 4. り災証明（火災）の交付に関する事 5. 危険物製造所等に対する応急措置及び対策に関する事 6. 広報及び広聴に関する事	
		通信班	通信指令課長	1. 出動指令に関する事 2. 通信施設等の保守等に関する事 3. 通信の運用及び無線の統制に関する事 4. 警報等の伝達に関する事 5. 災害情報の収集及び被害状況の整理、報告に関する事	
		消防班	消防署長	1. 消防隊等の編成に関する事 2. 災害現場における消火、救助、救急及びその他の活動に関する事 3. 被災者の救助救出、救護及び捜索に関する事 4. 避難勧告、指示等の伝達及び避難誘導に関する事 5. 障害物の除去に関する事 6. 災害現場における消防団の指揮に関する事 7. 他機関との連携に関する事	消防署員

注) 当該部長が事故または欠けた場合、部長があらかじめ指定する当該部の班長がその職務を代理し、当該班長の代理は当該班長が指定する当該所属職員が代理する。

第3節 配備態勢

市の地域内において風水害等の災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

1. 配備態勢

配備態勢	準備態勢	警戒態勢		非常態勢
配備区分	1号	2号-1	2号-2	3号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢3号に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③強風注意報 ④大雪注意報 ⑤風雪注意報 ⑥竜巻注意情報 ・市長が指示したとき	次のいずれかの気象警報が発表された場合 ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報(概ね積雪1m以上) ⑤暴風雪警報 ・指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に達した場合 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 ・市長が指示したとき	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が市又は近傍を通過すると予想される場合 ・前記に該当しない場合で、市の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合 ・市長が指示したとき	・気象の特別警報が発表された場合 ・市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認める場合
組織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者(態勢責任者)	消防防災係長	総務課長	総務部長	市長

2. 職員の動員

(1) 動員の方法

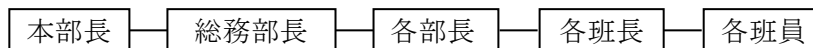
各部課長は、あらかじめ実情に即した方法によって所管する部、課の職員の順序及び分担並びに勤務時間外における連絡等の計画（以下「初動対応マニュアル」という。）を確立しておく。

ア. 職員の動員は、初動対応マニュアルに基づき、次の連絡系統により行うものとする。

(ア) 本部設置前



(イ) 本部設置時



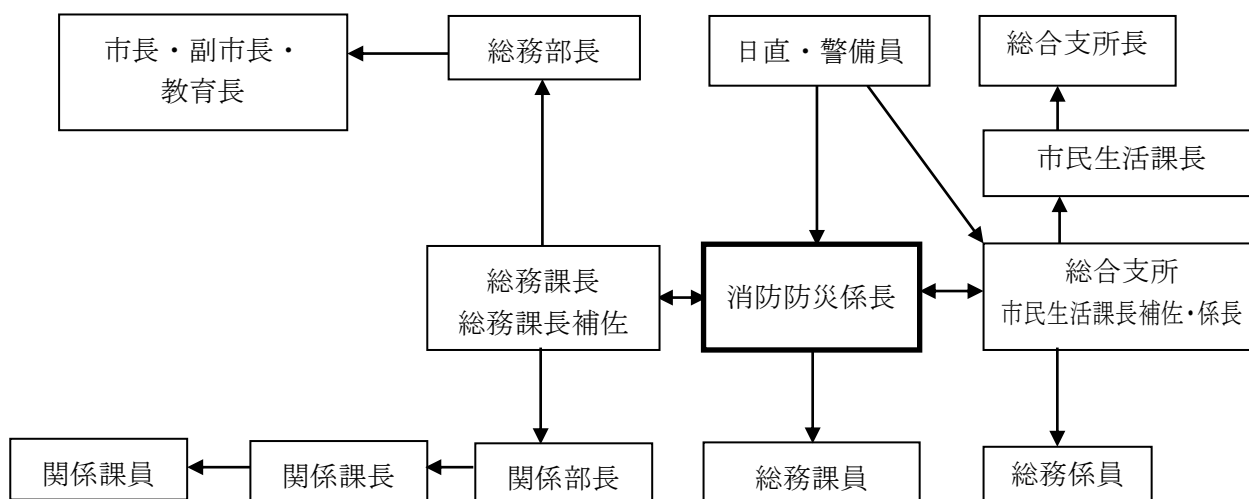
イ. 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

ウ. 各部長は、部内各課（班）の応急対策に必要な職員が部内各課（班）における調整を行っても、尚かつ不足して活動に支障があると判断したときは、総務部長に応援職員の配置を求めることができる。

エ. 総務課長（対策調整班長）は、応急対策活動の状況に応じ、他市町村への応援を依頼するなど、要員の確保に努めるものとする。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行うものとする。



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア. 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、初動対応マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ. 職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属課長（班長）（または参集場所の指揮者）に報告するものとする。

3. 防災関係機関等との連携

ア. 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（概ね発災後72時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMAT、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等）相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

イ. 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

市災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力株式会社等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、市災害対策本部会議に参画するものとする。

ウ. 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

エ. 国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等

国の現地対策本部が設置された場合、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。

第4節 市災害対策本部に準じた組織

市災害対策本部が設置される前及び市災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、以下により対処する。

なお、市災害警戒対策本部等の組織及び運営は、市災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1. 市災害警戒本部（警戒態勢2号－2）

- (1) 設置基準
第2章3節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号－2」の項に定めるとおり
- (2) 廃止基準
災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき
- (3) 設置及び廃止時の通知、公表
ア. 市災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。
イ. 市災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。
- (4) 職員の動員
市災害警戒本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき対処する。

2. 市災害情報連絡室（警戒態勢2号－1）

- (1) 設置基準
第2章2節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号－1」の項に定めるとおり
- (2) 廃止基準
災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき
- (3) 設置及び廃止時の通知、公表
ア. 市災害情報連絡室を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。
イ. 市災害情報連絡室を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。
- (4) 職員の動員
市災害情報連絡室が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき対処する。

第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施する上での所要の組織体制を整備しておくものとする。

その中で、特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

なお、雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 調査研究〔総務課・建設課〕

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が増大している。そのなかで、風水害等の各種災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握し、国や県などと連携を図り、風水害等の災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、市の防災対策に資するものとする。

1. 風水害等の災害に関する基礎的研究

市内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、気象、水象、火山現象の観測を行うとともに、風水害等の災害の履歴を調査分析する。

2. 被害想定に関する調査研究

防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、風水害等の災害に関する基礎的研究の成果を踏まえ総合的な被害想定を行う。

3. 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

4. 防災公共推進計画の推進

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難経路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県と市が一体となって最適な避難経路、指定避難所等を地区ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難経路、指定避難所等を確保するため、必要な対策やその優先度について検討を行い、市防災公共推進計画を策定する。さらに、市民への周知や計画に位置づけられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップを実施していく。

第2節 業務継続性の確保〔総務課〕

県、市及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

1. 実施内容

県、市、及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、県及び市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに

非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第3節 防災業務施設・設備等の整備

風水害等の災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、市、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

1. 気象等観測施設・設備等〔総務課〕

- (1) 市及び防災関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測に必要な施設、設備の整備点検や更新を実施し、気象、水象等の観測体制の維持・強化を図る。

〔資料編〕 雨量・水位等観測所（資料3-2-3）

- (2) 市は、集中豪雨等、地区により雨量の差が激しく、青森地方气象台、県の雨量観測所だけでは必要な情報が得られない場合を考慮し、災害危険箇所に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。

2. 消防施設・設備等〔総務課・弘前地区消防事務組合〕

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(1) 整備状況

弘前地区消防事務組合平川消防署及び碓ヶ関分署における消防力及び消防施設等の現況は、次のとおりである。

〔資料編〕 消防力及び消防施設等の現況（資料3-2-1）

(2) 消防ポンプ自動車等の整備等

消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防施設整備5か年計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮するものとし、災害時における消防活動体制の整備に努める。整備計画については、次のとおりである。

〔資料編〕 消防施設整備計画（資料3-2-2）

3. 通信設備等〔総務課・弘前地区消防事務組合〕

- (1) 市及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク（IP電話・文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

市は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）を整備（戸別受信機を含む。）する。

また、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設

備に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに浸水・防水対策を講じる。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア. 防災行政無線

(ア) 市有無線設備は、次のとおりである。

①平川市同報系無線局

所 属	区分	呼出名称	設置場所	備 考
平 川 市	固定局	ぼうさいひらかわしやくしょ	平川市役所本庁舎 平川市柏木町藤山25番地6	親局
			平川市役所尾上総合支所 平川市猿賀南田15番地1	遠隔制御局
			平川市役所碓ヶ関総合支所 平川市碓ヶ関三笠山78番地	遠隔制御局
			弘前地区消防事務組合 平川消防署 平川市平田森前田331番地	遠隔制御局
			弘前地区消防事務組合 平川消防署碓ヶ関分署 平川市碓ヶ関湯向川添31番地9	遠隔制御局
		ぼうさいひらかわこうほう	平川市小国深沢21番地1	中継局
	屋外 拡声子局		大光寺三村井70番地3	ハンサマスト
			大光寺三滝本80番地5	ハンサマスト
			大光寺二早稲田6番地2	ハンサマスト
			本町南柳田88番地	ハンサマスト
			柏木町柳田210番地1	ハンサマスト
			大光寺白山13番地2	ハンサマスト
			小和森松村4番地1	ハンサマスト
			荒田上駒田159番地2	ハンサマスト
			杉館宮元72番地2	ハンサマスト
			館山上扇田40番地2	ハンサマスト
			館山前田13番地1	ハンサマスト
			館田西和田206番地2	ハンサマスト
			館田前田289番地2	ハンサマスト
			松館浅井29番地2	ハンサマスト

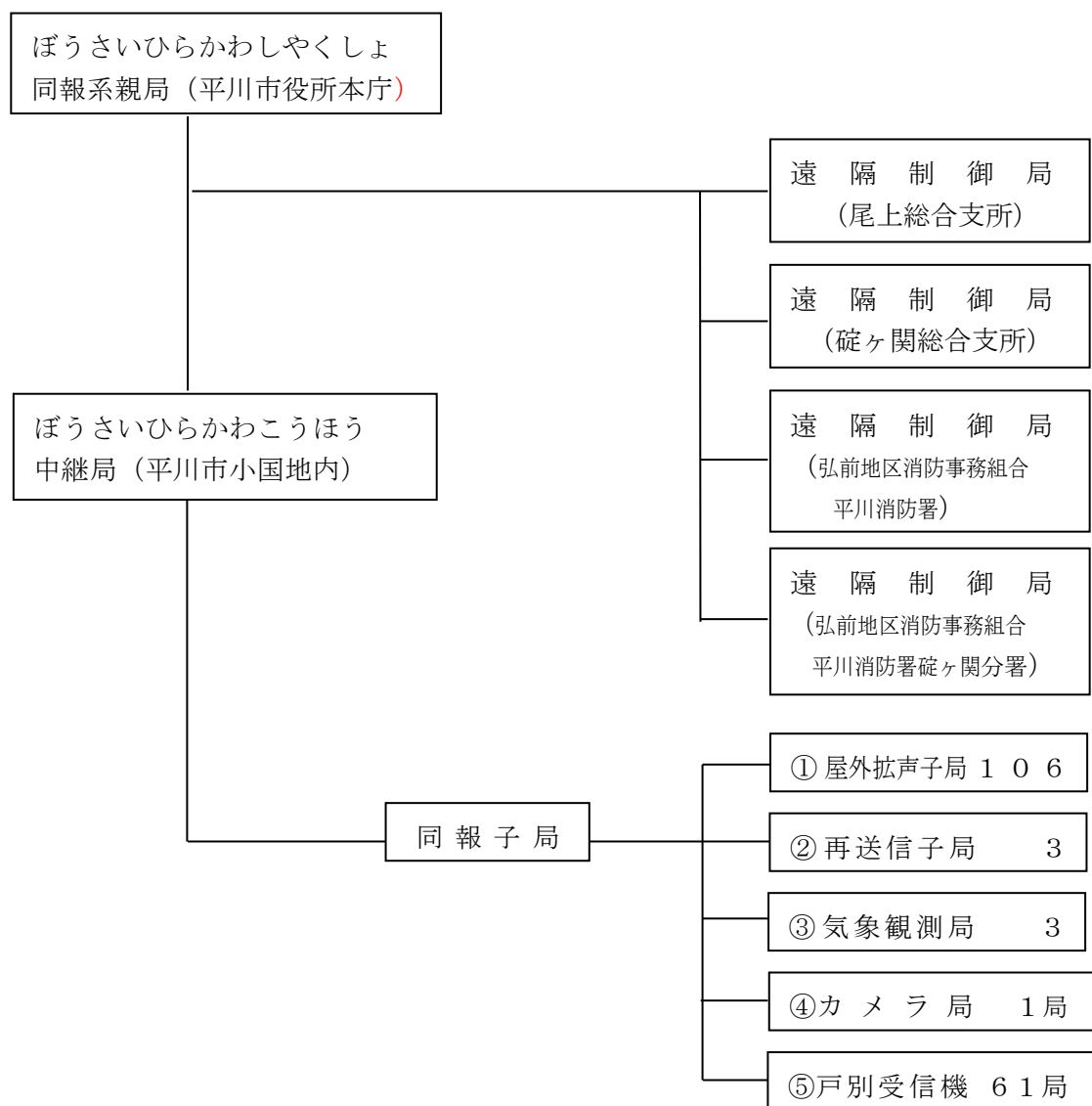
		柏木町東田 1 6 7 番地 4 9	ハンザマスト
		柏木町柳田 3 7 6 番地 1	ハンザマスト
		大坊竹内 2 2 5 番地 1	ハンザマスト
		大坊竹原 2 番地 1 4 付近	ハンザマスト
		大坊竹原 1 5 3 番地 3 付近	ハンザマスト
		原田稲元 2 4 2 番地 1	ハンザマスト
		岩館下り松 9 6 番地 1	ハンザマスト
		石郷村元 2 6 1 番地	ハンザマスト
		高畑前田 1 8 番地 3	ハンザマスト
		吹上平岡 6 8 番地	ハンザマスト
		小杉稲村 8 7 番地 1	ハンザマスト
		四ツ屋亀田 7 8 番地 2	ハンザマスト
		沖館長田 1 2 1 番地 3	ハンザマスト
		沖館長田 3 4 9 番地 3	ハンザマスト
		新館藤巻 4 3 番地 2 0	ハンザマスト
		唐竹苺原 1 7 8 番地 1 6	ハンザマスト
		唐竹苺原 1 9 番地 8	ハンザマスト
		唐竹薬師沢 8 9 番地 2	ハンザマスト
		唐竹高田 4 5 番地	ハンザマスト
		唐竹芦毛沢 1 4 番地 1 付近	ハンザマスト
		唐竹苺原 1 3 6 番地 3 付近	ハンザマスト
		唐竹川原田 6 番地 1	ハンザマスト
		新館駒泊 2 1 番地 7 6 付近	ハンザマスト
		広船福田 2 0 8 番地 1	ハンザマスト
		広船広沢 1 1 0 番地 2 付近	ハンザマスト
		広船山下 2 8 8 番地 1	ハンザマスト
		広船山下 1 8 2 番地 2 付近	ハンザマスト
		広船山下 3 4 2 番地 6 付近	ハンザマスト
		尾崎浅井 1 0 2 番地 1	ハンザマスト
	ぼうさいひらかわおさき	新屋平野 1 3 番地 5	気象観測局

			尾崎浅井 3 5 0 番地 6 付近	ハンザマスト
			尾崎稲元 3 8 番地 2 0	ハンザマスト
			新屋栄館 5 4 番地 6	ハンザマスト
			新屋福島 8 0 番地 付近	ハンザマスト
			新屋栄館 1 7 2 番地 1	ハンザマスト
			平田森稲村 3 9 番地 4	ハンザマスト
			町居山元 2 5 9 番地 1	ハンザマスト
			町居南田 3 7 番地 1 2	ハンザマスト
			町居山下 1 4 7 番地 1	ハンザマスト
			沖館向野 1 番地 2 2	ハンザマスト
			新館野木和 2 0 番地 1	ハンザマスト
			苗生松下東田 4 1 番地 2	ハンザマスト
			光城六丁目 7 番地 1	ハンザマスト
			小和森上松岡 1 8 4 番地 2	ハンザマスト
			町居西田 3 0 番地 1	ハンザマスト
		ぼうさいひらかわおぐにさいそうしん	小国川原田 2 番地 1	再送信子局
			小国川辺 1 4 7 番地 2	ハンザマスト
			切明山下 6 9 番地 3	ハンザマスト
			葛川田の沢口 5 番地 1	ハンザマスト
			葛川家岸 1 2 番地 3	ハンザマスト
			葛川葛川出口 2 0 番地 1 9	ハンザマスト
			切明坂本 5 4 番地 5	ハンザマスト
			葛川平六村下 5 番地 6	ハンザマスト
			切明上井戸 4 2 番地 5	ハンザマスト
			切明津根川森 1 番地 3 9	ハンザマスト
		ぼうさいひらかわぬるかわ	切明津根川森 1 2 5 番地	気象観測局
		ぼうさいひらかわおおぼくたいらさい そうしん	切明温川沢 1 番地 2 8	再送信子局
			葛川一本木平 3 0 番地 1	ハンザマスト
			金屋上松元 4 6 番地 9	ハンザマスト
			南田中西原 3 1 番地 3	ハンザマスト

		李平上安原 6 2 番地 1	ハンザマスト
		新屋町松下 8 6 番地 1 0	ハンザマスト
		新屋町道ノ下 1 0 番地 4	ハンザマスト
		原大野 3 4 番地 2	ハンザマスト
		高木松元 1 3 1 番地 1 付近	ハンザマスト
		高木原富 6 5 番地 4 4	ハンザマスト
		猿賀南田 9 6 番地 3	気象観測局
		猿賀石林 7 8 番地 6	ハンザマスト
		猿賀明堂 7 6 番地 1 付近	ハンザマスト
		中佐渡前田 3 2 番地 1	ハンザマスト
		長田沼田 3 2 番地 2	ハンザマスト
		八幡崎宮本 1 2 番地 2	ハンザマスト
		猿賀明堂 1 3 6 番地 2	ハンザマスト
		西野曾江川崎 3 8 番地 付近	ハンザマスト
		新山岡部 6 7 番地 1	ハンザマスト
		蒲田元宮 3 1 番地 3	ハンザマスト
		日沼高田 1 0 4 番地 2	ハンザマスト
		日沼下袋 2 5 番地 付近	ハンザマスト
		新屋町北鶉野 1 5 番地 1	ハンザマスト
		碓ヶ関阿原 2 6 番地 3	ハンザマスト
		碓ヶ関山神堂 1 2 9 番地 1	ハンザマスト
		碓ヶ関山神堂 7 1 番地 9	ハンザマスト
		碓ヶ関鯨森 2 番地 1	ハンザマスト
		碓ヶ関諏訪平 1 8 番地 1 4	ハンザマスト
		碓ヶ関三笠山 1 0 7 番地 3	ハンザマスト
		碓ヶ関鯨森 6 0 番地 4	ハンザマスト
		碓ヶ関古懸南不動野 8 番地 3	ハンザマスト
		碓ヶ関古懸門前屋岸 2 4 番地 1	ハンザマスト
	ぼうさいひらかわひさよしさいそうし ん	碓ヶ関久吉二ノ渡 2 2 番地 6 9	再送信子局
		碓ヶ関東碓ヶ関山 1 番地 1 2 8	ハンザマスト

			碓ヶ関久吉嶺ヶ平 1 2 3 番地 3	ハンザマスト
			碓ヶ関西碓ヶ関山 1 番地 2 8 6 付近	ハンザマスト
			小和森松村 4 3 番地 付近	ハンザマスト
			荒田南岡部 1 3 7 番地 3	ハンザマスト
		ぼうさいひらかわひぬま	日沼一本柳 4 0 番地 2	カメラ局
			金屋下松元 1 0 8 番地 1	戸別拡声局
			石郷柳田 3 7 番地 7	戸別拡声局
			町居横山 2 7 5 番地 2	戸別拡声局
			尾上栄松 3 7 番地 1	戸別拡声局
	戸別受信機		平賀地区	2 3 4 台
			尾上地区	1 0 1 台
			碓ヶ関地区	1 7 台
			碓ヶ関地区（難聴地域）	9 台

②平川市同報系無線局の回線構成



イ．青森県防災情報ネットワーク

青森県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）及び防災関係機関と各市町村を接続しており、連絡系統図は、次のとおりである。

青森県防災情報ネットワーク回線構成図



ウ. 消防無線

(ア) 消防無線設備は、次のとおりである。

①弘前地区消防事務組合平川消防署消防無線

局種別	設置局数	設置・保管場所	出力				
			陸上移動局				
			卓上	可搬	携帯	署活系	車載
			5 W	5 W	2 W	1 W	1 0 W
陸上移動局	2 6 基	弘前地区消防事務組合 平川消防署	1 基	1 基	6 基	1 0 基	8 基

②弘前地区消防事務組合平川消防署

種別	呼出名称	設置場所	MLの配置
ML	ひろさきしょうぼうひらかわ 1	平川市平田森前田 3 3 1	平川消防署
〃	ひらかわきゅうじょ 1	〃	救助工作車に搭載
〃	ひらかわかがく 1	〃	ポンプ自動車に搭載
〃	ひらかわぼんぷ 1	〃	ポンプ自動車に搭載
〃	ひらかわたんく 1	〃	ポンプ自動車に搭載
〃	ひらかわしえん 1	〃	人員搬送車に搭載
〃	ひらかわしき 1	〃	指令車に搭載
〃	ひらかわこうほう 1	〃	広報車に搭載
〃	ひらかわきゅうきゅう 1	〃	救急車に搭載
〃	ひらかわ 1 0 1	〃	平川消防署
〃	ひらかわ 1 0 2	〃	〃
〃	ひらかわ 1 0 3	〃	〃
〃	ひらかわ 1 0 4	〃	〃
〃	ひらかわ 1 0 5	〃	〃
〃	ひらかわ 1 0 6	〃	〃
〃	ひらかわかつどう 1	〃	〃
〃	ひらかわかつどう 2	〃	〃
〃	ひらかわかつどう 3	〃	〃
〃	ひらかわかつどう 4	〃	〃
〃	ひらかわかつどう 5	〃	〃
〃	ひらかわかつどう 6	〃	〃
〃	ひらかわかつどう 7	〃	〃
〃	ひらかわかつどう 8	〃	〃

〃	ひらかわかつどう 9	〃	〃
〃	ひらかわかつどう 10	〃	〃
ML	ひらかわほんぶ 1	〃	指令車に搭載

③弘前地区消防事務組合平川消防署碓ヶ関分署消防無線

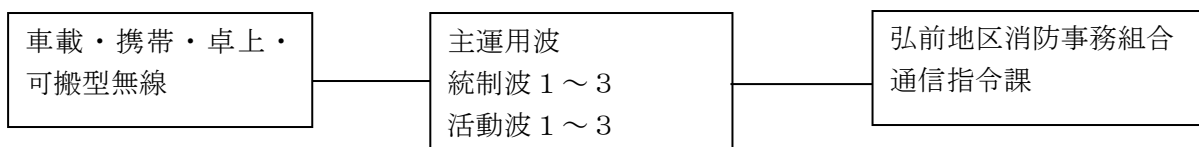
局種別	設置局数	設置・保管場所	出力			
			陸上移動局			
			卓上	携帯	署活系	車載
			5W	2W	1W	10W
陸上移動局	12基	弘前地区消防事務組合 平川消防署 碓ヶ関分署	1基	3基	5基	3基

④弘前地区消防事務組合平川消防署碓ヶ関分署

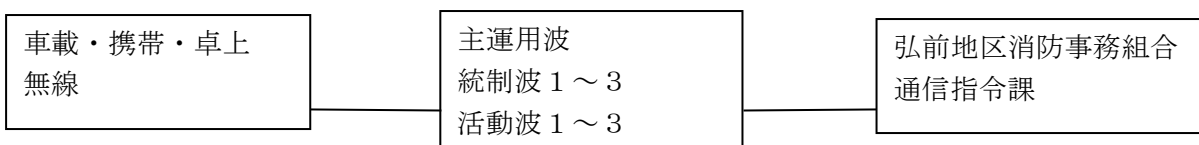
種別	呼出名称	設置場所	MLの配置
ML	ひろさきしょうぼういかりがせき 1	平川市碓ヶ関湯向川添 31-9	碓ヶ関分署
〃	いかりがせきこうほう 1	〃	広報車に搭載
〃	いかりがせきたんく 1	〃	ポンプ自動車に搭載
〃	いかりがせききゅうきゅう 1	〃	救急車に搭載
〃	いかりがせき 101	〃	碓ヶ関分署
〃	いかりがせき 102	〃	〃
〃	いかりがせき 103	〃	〃
〃	いかりがせきかつどう 1	〃	〃
〃	いかりがせきかつどう 2	〃	〃
〃	いかりがせきかつどう 3	〃	〃
〃	いかりがせきかつどう 4	〃	〃
〃	いかりがせきかつどう 5	〃	〃

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。

(弘前地区消防事務組合平川消防署)



(弘前地区消防事務組合平川消防署)



4. 水防施設・設備等〔総務課〕

市及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれらを備蓄する水防倉庫を整備及び点検する。

(1) 各水防倉庫の資機材の備蓄状況は、次のとおりである。 令和2年1月現在

資機材名	配置場所	資機材名	配置場所
スコップ	尾上(5) 碓ヶ関(18)	土嚢袋	本庁、総合支所、葛川支所 計4,000枚
ツルハシ	尾上(1) 碓ヶ関(2)	チェーンソー	本庁(1) 碓ヶ関(2)
鎌	碓ヶ関(7)	照明器具	本庁(5)、総合支所(各1) 碓ヶ関(2)
のこぎり	碓ヶ関(1)	発電機	本庁(1)、総合支所(各1)、葛川支所(1) 碓ヶ関(2)
ハンマー	尾上(1) 碓ヶ関(1)	その他	
掛矢	碓ヶ関(3)		

(2) 水防倉庫は、「青森県水防計画書」が示す水防管理団体の「水防倉庫の資機材備蓄基準」により必要な資機材を整備するものとする。

- 備考 1. 竹材、その他の水防工法上必要な資機材若干量をも備蓄しておくこと。
2. 低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については、水防管理団体において適当な土砂を備蓄すること。

5. 救助資機材等〔弘前地区消防事務組合〕

人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

(1) 整備状況

ア. 弘前地区消防事務組合平川消防署

種別	数量	種別	数量	種別	数量
空気呼吸器	36	プランジャーラム	1	舟型担架	3
空気ポンベ	47	マット型空気ジャッキ	1	救助担架	1
耐熱防火衣	2	救命胴衣	17	三連梯子	6
可搬式投光機一式	4	救助用縛帯	6	かぎ付梯子	7
エンジンカッター	3	耐電衣	2	送排風機	1
エアーツール	1	防毒衣	2	削岩機	1
大型油圧スプレッダー	1	救命索発射銃	1	電動ハンマー	1
大型油圧切断機	1	可搬式ウインチ	2	チェーンソー	4
有毒ガス測定器	1	酸素濃度測定器	1	可燃性ガス測定器	2

イ. 弘前地区消防事務組合平川消防署碓ヶ関分署

種別	数量	種別	数量	種別	数量
空気呼吸器	4	耐電手袋	2	ハンマー	1
空気ポンベ	8	複合型ガス測定器	1	万能斧	2
エンジンカッター	1	三連梯子	1	チェーンソー	1
可搬式投光機一式	1	かぎ付梯子	1	鉄線カッター	1
大型油圧スプレッダー	1	救命胴衣	3	舟型担架	1

(2) 整備計画

資機材については、備蓄資材の使用及び損傷により不足を生じた場合、補充分を確保しつつ必要な資機材の整備に努める。

6. 河川等災害対策施設・設備等〔市民課・弘前地区消防事務組合〕

大量流出油等の拡散防止及び流出油等の物理的、化学的处理に必要な資機材を整備する。

- (1) 油吸着材 (2) 油吸着マット (3) オイルフェンス

7. 広域防災拠点等〔総務課・スポーツ課〕

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員や救援物資の保管等のための活動拠点を確保する。

(1) 整備状況

施設等名	所在地	面積	想定用途	備考
ひらかドーム	平川市新館野木和48	128,848㎡	物資活動拠点	
平川市陸上競技場	平川市町居南田252-1	54,772㎡	活動拠点	
平賀多目的広場	平川市新館後野180-1	19,000㎡	活動拠点	
ひらかわドリームアリーナ	平川市町居南田249	9,507㎡	物資活動拠点	

8. 地域防災拠点施設〔総務課・スポーツ課〕

大規模災害時に地域防災力による応急対策を、関係機関と連携し迅速かつ的確に行えるよう、市は、新たに整備したひらかわドリームアリーナを以下のとおり地域防災拠点として位置付け、災害応急対策の充実・強化を図る。

(1) 消防団拠点施設

第2章第2節「市災害対策本部」で規定する「平川市消防団班別業務分担」に基づき、市消防団による応急対策を迅速かつ円滑に行うための消防団活動の拠点施設

(2) 備蓄倉庫

第4章第9節「食料供給」及び第14節「被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与」に基づき、平時から市民向け物資の備蓄を行うための備蓄施設

(3) 物資集積場所

第4章第9節「食料供給」及び第14節「被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与」に基づき、流通備蓄や外部からの救援物資等の受入れを行うための集積場所

(4) 防災教育施設

第3章第6節「自主防災組織等の確立」に基づき、自主防災組織等の育成強化を図るための教育施設

(5) 指定避難所（兼指定緊急避難場所）

第3章第10節「避難対策」に基づき、老朽化する現平賀体育館（指定避難所兼指定緊急避難場所）の避難所機能を補完するための避難施設

整備計画

施設等名	所在地	整備年度	備蓄スペース	物資等収用スペース	避難者受入可能人数	地域防災拠点施設としての用途
ひらかわドリームアリーナ	平川市町居南田249番地	平成30・31年度	248㎡	493㎡	520人	消防団拠点施設、備蓄倉庫、物資集積場所、防災教育施設、指定避難所

9. その他施設・設備等〔総務課・建設課〕

- (1) 市は、災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を整備、点検する。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。さらに、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所（指定緊急避難場所に指定している施設を含む。）を定期的に点検する。

ア. 整備状況

建設課 平成26年3月

区 分	台 数	区 分	台 数
トラック	1 台	モーターグレーダー	1 台
ダンプトラック	2 台	ロータリー除雪車	5 台
タイヤドーザー	1 1 台		

- (2) 市は、防災倉庫、防災資機材を整備する。

ア. 防災（水防）倉庫所在地

倉庫名	所在地	構造	管理責任者
防災倉庫 1	平川市町居南田249番地	S造 168㎡	総務部総務課長
防災倉庫 2	猿賀浅井23-11	木造 1 階 19.87㎡	尾上総合支所 市民生活課長
防災倉庫 3	碓ヶ関湯向川添31-9	木造 2 階 12㎡	碓ヶ関総合支所 市民生活課長

イ. 整備状況

平成26年1月現在

資機材名	配置場所	資機材名	配置場所
スコップ	尾上（5）碓ヶ関（18）	土嚢袋	本庁、各総合支所 計4,375枚
ツルハシ	尾上（1）碓ヶ関（2）	チェーンソー	本庁(1) 碓ヶ関（2）
鎌	碓ヶ関(7)	照明器具	本庁（5）、総合支所（各1）碓ヶ関（2）
のこぎり	碓ヶ関(1)	発 電 機	本庁（1）、総合支所（各1）、葛川支所（1）碓ヶ関（2）
ハンマー	尾上（1）碓ヶ関（1）	そ の 他	
掛矢	碓ヶ関(3)		

ウ. 整備計画

市及び防災関係機関は、防災活動に必要な防災資機材を常に点検し、補充分を確保しつつ、必要な資機材整備に努める。

- (3) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。
さらに、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難場所を定期的に点検する。

第4節 青森県防災情報ネットワーク〔総務課〕

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市（消防本部を含む。以下この節において同じ。）、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

1. 青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

- (1) 専用電話
 - ア 端末局間のIP電話
 - イ 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

- (2) 文書データ伝送用端末
 - ア 端末局間の文書データ伝送
 - イ 青森県総合防災情報システムによる防災情報の伝送

2. 青森県総合防災情報システムの活用

県は市（町村）、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする青森県総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

市は、青森県総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を5名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

- (1) 防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。
- (2) 各種防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用し、以下の情報を管理する。

 - ア 被害情報、措置情報
 - イ 指定避難所情報
 - ウ 防災ヘリコプター運航要請情報

- (3) 防災情報の共有化

青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市町村、防災機関で共有する。

ア 青森県総合防災情報システム端末の設置

県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部等、市（町村）、防災関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末（青森県防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ 住民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により、住民に提供する。青森県総合防災情報システムに入力された避難勧告等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラートにて、住民へ伝達される。

3. 市の災害対策機能等の充実

市及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、災害応急対策を実施する必要があることから、市は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第5節 防災事業〔総務課・建設課・農林課・上下水道課〕

地域の特性に配慮しつつ災害に強い街づくりを推進するとともに、風水害等の災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、次の防災事業を推進する。

1. 地域保全事業〔建設課・農林課〕

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口まで水系を一体と

して捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図る。

なお、一般の造林事業についても、地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図る。

農地防災事業については、治山、治水、その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図る。

(1) 治山対策事業

これまで山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業に関する計画に基づき、保安施設事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また小規模治山事業については市において実施するなど、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、市にはいまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、なだれ危険箇所が下表のとおり存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。

このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかけるものとする。

山地災害危険地区	〔資料編〕	山腹崩壊危険地区（資料3-4-1）
	〔資料編〕	崩壊土砂流出危険地区（資料3-4-2）
	〔資料編〕	小規模山地崩壊危険地区（資料3-4-3）
		なだれ危険箇所（資料3-4-4）

(2) 土砂災害対策事業

集中豪雨等による土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等の計画的推進を国、県に働きかける。

また、なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を目的としたなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

なお、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図る。

ア．砂防事業

市では、これまで土石流対策、土砂の流下調節、直接抑止のための砂防えん堤、溪床の縦横侵食防止のための床固工、溪流保全工の工事が実施され、その管理状況も良好であるが、市域には、土石流危険溪流を下表のとおり多く抱えており、かつ危険度の高い地区が多く、その対策の計画的推進を国、県に働きかける。

〔資料編〕	土石流危険溪流（資料3-4-5）
	砂防指定地（資料3-4-6）

イ．地すべり対策事業

市には、地すべり危険箇所等があり、これまで地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設工事が実施されてきたところであるが、今後も地すべり対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

〔資料編〕	地すべり危険箇所（資料3-4-7）
-------	-------------------

ウ．急傾斜地崩壊対策事業

市では、これまで集中豪雨等に伴い、急傾斜地の崩壊による災害に対処するため、その所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、危険度の高いものから順次急傾斜地対策事業が実施されてきたところである。

しかし、市域には下表のとおり急傾斜地崩壊危険箇所があり、その危険度の高い地区も多いため今後も急傾斜地対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

〔資料編〕	急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域（資料3-4-8）
-------	---------------------------

エ. なだれ対策事業

市には下記のなだれ危険箇所があり、今後もなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

〔資料編〕 なだれ危険箇所（資料3-4-4）

(3) 河川防災対策事業

市内を流下する主な河川は、一級河川の平川下流部、浅瀬石川下流部等国の直轄河川を除き、引座川、不動川等一級、二級河川は、県の管理するところである。平川は、昭和21年以来河川改修等が実施されその他河川についても災害復旧事業等で改修されてきたが、安全性を高めるため、今後も県と連携しながら河川管理に努める。

また、市が管理する準用河川及び普通河川の現況は、堤防の維持、補修、護岸、堆積土砂の河川維持修繕、河積の拡大、河道の安定等の河川改修の必要があり、改修改良計画をたて、その実施に努める。

〔資料編〕 河川表（資料3-4-9）

(4) 農地防災対策事業

ア. 湛水防除

市農用地等の湛水防除対策として湛水防除事業が実施され各地区における排水機能等の主要施設は、ほぼ整備されている。また、ほ場整備施行地域の主要排水路はおおむね整備され、未施行地域についても、地区内の排水路の整備を図るべく事業計画を進めている。

イ. ため池等整備事業

(ア) 市においては、従来から農業用水確保のため、ため池を利用しているが、これらのため池は築造年数も古く漏水するものもあり、その実態を把握し、補強改良工事を実施して、堤体の安全を確保し、下流地域の災害を未然に防止するよう努める。

〔資料編〕 ため池分布状況（資料3-4-10）

(イ) 市における農業用排水施設は、自然的・社会的状況の変化により、その効用が低下しているものもある。これらの施設について実態を把握し、必要なものは改修工事を実施し、周辺農用地の災害を未然に防止するよう努める。

(ウ) 市における土砂崩壊防止対策としては、風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、土留擁壁等の対策工事を実施し、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

(エ) 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、補強対策、耐震化、統廃合等を推進するものとする。

ウ. 地すべり防止

市の地すべり対策としては、調査に基づき農地地すべり危険地としてリストアップされた箇所を中心とした県における地すべり対策事業の実施を働きかけ、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

〔資料編〕 地すべり危険箇所（資料3-4-7）

2. 都市防災対策事業

都市の自然放任によって生ずる無計画な市街地や土地利用の混乱を防ぎ、都市防災をも十分加味して秩序ある環境の整備された市街地の確保を図るため、自然的条件を勘案した土地利用計画に即して都市空間の確保と都市構築物の安全化を図る必要がある。都市基盤整備事業、防災拠点施設整備事業、市街地再開発事業、住環境整備事業、土地区画整理事業に基づき、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分考慮し計画する。

(1) 地域地区の指定〔建設課〕

ア. 用途地域の指定

市街地における建築物の用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

イ. 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、防火地域、準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

(2) 都市基盤施設の整備〔建設課・上下水道課〕

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備事業を推進する。

ア. 道路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

イ. 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

ウ. 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、下水管渠等の下水道施設の整備、改修に努める。

(3) 防災拠点施設整備事業〔総務課〕

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

(4) 市街地の整備〔建設課〕

既存市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。

ア. 市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を推進する。

イ. 住環境整備事業

住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を推進する。

ウ. 土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を推進する。

(5) 建築物不燃化対策〔建設課〕

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

ア. 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

イ. 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

(6) 風水害に対する建築物の安全性の確保〔建設課〕

地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を図るため、基準の遵守の指導等に努める。強風による落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など建築や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するよう努める。

3. その他の防災事業

その他の防災事業として道路等の点検、整備及び上水道の防災性の強化を図るとともに危険地域からの移転事業の促進に努める。

(1) 道路〔建設課〕

市には、次のとおり道路注意箇所があり、市道については、点検、整備に努め、国道、県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国、県に働きかける。

〔資料編〕 道路注意箇所（資料3-4-11）

(2) 上水道施設〔上下水道課〕

市における上水道施設においては、防災対策の強化に努めるとともに防災用資機材の整備 充実に努める。

(3) 危険地域からの移転対策促進事業〔建設課〕

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの住宅の移転に対する助成を利用し、その促進を図る。

ア. 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。

イ. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の危険のある住宅について、住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

第6節 自主防災組織等の確立〔総務課・弘前地区消防事務組合〕

大規模な風水害等の災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、市は、住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進する。

1. 自主防災組織の現況

自主防災組織は、現在52組織（63町会）が結成され、防災活動を実施している。今後は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という）に基づき平時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

〔資料編〕 自主防災組織一覧表（資料3-5-1）

2. 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成は、住民が、自ら自主的に行うことを本旨としつつ、既存の町会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、そのかなめとなるリーダー育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

(1) 地域（町会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため啓発活動（必要な資料の提供、研修会の開催等）を積極的に実施する。また、自主防災組織への女性の参画促進に努める。

(2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。

(3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなるリーダー

の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。その際、自主防災組織への女性の参画促進に努める。

- (4) 平時においては、食料や水等を備蓄し、防災知識の普及や防災訓練の会場として活用でき、災害時には指定避難所としての機能を有する活動拠点としての施設並びに消火、救助、救護等のための資機材の整備を図る。
- (5) 防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

3. 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5に基づく自衛消防組織、消防法第14条の4に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送 取扱所の一部

4. 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地区防災計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で、かつ要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 活動地域内の防災巡視の実施
- エ. 火気使用設備器具等の点検
- オ. 防災用資機材の備蓄及び管理
- カ. 要配慮者の把握
- キ. 地区防災計画の作成

(2) 災害時の活動

- ア. 初期消火活動
- イ. 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示（緊急）等の伝達、避難誘導
- ウ. 救出救護の実施及び協力
- エ. 集団避難の実施
- オ. 指定避難所の開設・運営
- カ. 炊き出しや救援物資の配分に対する協力

5. 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 火気使用設備器具等の点検
- エ. 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア. 初期消火活動
- イ. 救出救護の実施及び協力

ウ その他

6. 地区防災計画の提案

地区居住者等は、平川市防災会議に対し、策定した地区防災計画を本計画に定めることを求めることができる。平川市防災会議は、地区居住者等の主体性を尊重した上で、本計画に定める必要があるかの判断を行う。必要を認めた場合は、当該地区防災計画を本計画に定めなければならない。

第7節 防災教育及び防災思想の普及〔総務課・弘前地区消防事務組合〕

風水害等の災害による被害を最小限にいくとめるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から風水害等の災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1. 防災業務担当職員に対する防災教育

市は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- (2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (3) 災害を体験した者との懇談会
- (4) 災害記録による災害教訓等の習得

2. 住民に対する防災思想の普及

- (1) 市は、人的被害を軽減する方策としては、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、警戒レベルとそれに伴う避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、市全体としての防災意識の向上を推進する。

なお、普及啓発方法及び内容は次による。

ア 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間など関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。
- (ウ) 防災に関するホームページ・パンフレット・ポスター等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。
- (エ) 防災に関する講演会等を開催する。

イ 普及内容

- (ア) 簡単な気象・水象、地象に関すること
- (イ) 気象予報・警報等に関すること
- (ウ) 災害危険個所に関すること
- (エ) 住民のとるべき措置に関すること

(a) 家庭においてとるべき次の措置

(平常時)

- ・家庭における各自の役割分担
- ・災害時伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法
- ・家具等重量物の転倒防止
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・3日分の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（貴重品、通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備
- ・避難場所、避難路の確認
- ・避難所における心得
- ・家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールを取り決め

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ・テレビ、ラジオ、インターネット、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・自動車や電話の使用の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救援への協力
- ・炊き出しや救助物資の配分への協力
- ・その他

(b) 職場においてとるべき次の措置

(平常時)

- ・職場の防災会議による役割分担
- ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備
- ・ロッカー等重量物の転倒防止
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・重要書類等の非常持出品の確認
- ・防災訓練への参加

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ・テレビ、ラジオ、インターネット、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・危険物の安全確保
- ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救援への協力
- ・職場同士の相互協力
- ・その他

(2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及推進を図る。

(3) 市は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講ずる。

ア 浸水想定区域、指定避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、要配慮者が利用する施設や地下街等における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作

成した洪水ハザードマップを当該施設等の管理者へ提供する。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の水害時の実績水位を示すのか、予測値を示すのか、あるいは数値の海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民にわかりやすく示すよう留意する。

イ 土砂災害警戒区域・箇所等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。

ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

エ 防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解促進を図るよう努める。

オ 市の地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

(4) 青森地方気象台は、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の住民のとりべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。市は、県及びその他の防災関係機関と連携しつつ、協力するものとする。

3. 災害教訓の伝承

市は過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第8節 企業防災の促進〔総務課・商工観光課・弘前地区消防事務組合〕

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献地域との共生）を踏まえ、企業防災に向けた取組に努める。

1. 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等の加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

市は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

2. 防災意識の高揚

市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3. 避難確保・浸水防止計画

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定めた地下街等の所有者又は管理者は、単

独又は共同で、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛消防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防災計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

4. 防災訓練等への参加

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第9節 防災訓練〔全課〕

風水害等の災害発生時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施する。

1. 総合防災訓練の実施

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又はさらに大規模地震想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、青森県総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等を含めた実践的な総合防災訓練を実施する。この際、夜間等様々な条件に配慮するよう努める。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

(1) 風水害想定

風水害を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施する。また、訓練の実施にあたっては、必要に応じハザードマップを活用して行う。

ア. 市水防計画に基づいて実施する。

イ. 実施時期は、できるだけ出水期、又は台風シーズン前とし、毎年1回以上実施するよう努める。

ウ. 実施場所は、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を選定して実施する。

エ. 訓練内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 災害広報訓練
- イ 通信訓練
- ウ 情報収集伝達訓練
- エ 災害対策本部設置・運営訓練
- オ 交通規制訓練
- カ 避難・避難誘導訓練
- キ 水防訓練
- ク 土砂災害防御訓練
- ケ 救助・救出訓練
- コ 救急・救護訓練

- サ 応急復旧訓練
- シ 給水・炊き出し訓練
- ス 隣接市町村、隣接県等との連携訓練
- セ 指定避難所開設・運営訓練
- ソ 要配慮者の安全確保訓練
- タ ボランティアの受入れ・活動訓練
- チ その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

(2) 大規模林野火災想定

大規模な林野火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て次のとおり実施する。

ア. 実施期間は、山火事防止運動強化期間（４月１０日～６月１０日）内とする。

イ. 実施場所は、林野及び市街地とし、それぞれ年１回以上実施するよう努める。

ウ. 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 情報収集・伝達訓練
- (イ) 現場指揮本部設置訓練
- (ウ) 航空偵察訓練
- (エ) 空中消火訓練
- (オ) 地上消火訓練
- (カ) 避難・避難誘導訓練
- (キ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

2. 個別防災訓練の実施

市は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。

なお、訓練項目は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 指定避難所開設・運営訓練
- (11) 給水・炊き出し訓練
- (12) その他市、各機関独自の訓練

3. 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、市の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、市は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第10節 避難対策〔総務課・建設課・福祉課〕

風水害等の災害発生時等における住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、指定避難所及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険個所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体になって最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路を確保する。

1. 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わぬよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができるものとする。

2. 指定避難所の指定

指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

- ア 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること
- イ 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとすること
- ウ 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところとすること
- エ 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること
- オ 指定避難所内の一般避難スペースで生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること
- なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望ましいこと。
- カ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること

3. 臨時ヘリポートの確保

指定避難所等が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送できない場合は、その周辺にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

4. 指定避難所の事前指定等

ア. 指定避難所等

〔資料編〕 指定避難所等一覧（資料3-8-1）

福祉避難所一覧（資料3-8-2）

イ. 災害の状況により、上記の指定避難所のみでは足りない場合又は、市区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じる。感染症対策のため、指定避難所の収容人数の制限が必要な場合についても同様とする。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておくものとする。

5. 指定避難所の整備

指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボール等の簡易ベッド、間仕切り、非常用電源、衛星携帯電話、NTT特設公衆電話等のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備、家庭動物の同行避難や避難所での飼養の準備、備蓄場所の整備に努める。

また、避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資や、マスク、消毒液、体温計、運営スタッフ用の防護具等、感染症対策に必要な資機材を備蓄するよう努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器や、良好な生活環境を確保するために換気・照明等の設備の整備を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、特に、拠点避難所となる小中学校及び孤立集落対策が必要な東部地区、久吉地区の集会施設等への資機材の整備及び更新に努める。

さらに、指定避難所における感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

〔資料編〕 拠点避難所整備資機材一覧（資料3-8-3）

特設公衆電話設置場所一覧（資料3-8-4）

応急用備蓄資器材等一覧（資料3-8-5）

福祉避難所については、施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するための施設整備や物資・器材の備蓄に努める。

〔資料編〕 福祉避難所一覧（資料3-8-2）

6. 標識の設置等

指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、地域住民に周知し、速やかな避難に資するよう努める。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難所であるかを明示するよう努める。

7. 避難路の選定

ア. 浸水区域、土砂災害警戒区域等の危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること

イ. 避難のため必要な広さを有する道路とすること

8. 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。特に、土砂災害については、危険

な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

9. 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるよう、平素から次により広報活動を実施する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 避難所等の広報

地域住民に対して、指定避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア. 指定避難所等の名称
- イ. 指定避難所等の所在地
- ウ. 避難地区分け
- エ. その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

避難住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、日頃から周知徹底に努める。

- ア. 避難準備の知識
- イ. 避難時の心得
- ウ. 避難後の心得

(3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

10. 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。避難計画の策定に当たっては、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

(2) 避難の勧告又は指示の発令対象地区（町内会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、対象世帯数並びに対象者数、指定避難所の名称、所在地及び避難行動要支援者の状況

(3) 指定避難所への経路及び誘導方法

(4) 避難行動要支援者の適切な避難誘導體制

(5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備

(6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- ア. 給水措置
- イ. 給食措置
- ウ. 毛布、寝具等の支給措置
- エ. 被服、生活必需品の支給措置
- オ. 負傷者に対する応急救護措置
- カ. その他指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常用電源等の設備等の整備

(7) 指定避難所の管理に関する事項

- ア. 避難受入中の秩序保持
- イ. 避難者に対する災害情報の伝達
- ウ. 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- エ. 避難者からの各種相談の受付
- オ. その他必要な事項

(8) 災害時における広報

(9) 自主防災組織との連携

住民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難所の開錠・開設開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。

11. 広域一時滞在に係る手順等の策定

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を策定しておく。

第11節 災害備蓄対策〔総務課〕

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

1. 実施内容

(1) 自助・共助による備蓄

住民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。特に冬期間を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

ア. 家庭における備蓄

住民は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

イ. 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

ウ. 事業所等における備蓄

事業所等は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

(2) 公助による備蓄

最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。

ア. 市における備蓄

住民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広く備蓄する。

また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

(3) 備蓄物資の整備

市は、青森県災害備蓄方針等を踏まえ、備蓄の整備方法を定めた災害備蓄整備計画を策定するなどにより、備蓄を推進する。

第12節 要配慮者安全確保対策〔総務課・福祉課・高齢介護課・子育て健康課〕

災害に備えて、地域住民の中でも特に、配慮を要する要配慮者を保護するため、要配慮者関連施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1. 要配慮者関連施設の安全性の確保

- (1) 要配慮者関連施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
- (2) 要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。
- (3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

2. 要配慮者の支援体制の整備等

- (1) 市は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する避難行動要支援者（災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の把握に努める。

また、市は、市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

- (2) 名簿に記載する事項は、次のとおりとする。

- ア. 氏名
- イ. 生年月日
- ウ. 性別
- エ. 住所又は居所
- オ. 電話番号その他の連絡先
- カ. 避難支援等を必要とする理由
- キ. その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項

- (3) 名簿を作成するための方法・手順は次のとおりとする。

名簿に登載する者の範囲及び名簿作成に関する関係課の役割並びに名簿作成に必要な情報の入手方法等の具体的事項については、平川市避難行動要支援者避難支援全体計画で別に定める。

- (4) 名簿を作成するにあたり、市長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、同意が得られた避難行動要支援者に係る名簿を平川消防署、市消防団、黒石警察署、市民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。この際、市長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求める。

- (5) 市は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援計画を策定しておく。

- (6) 市等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。

- (7) 市等防災関係機関は、災害時の要配慮者に係る避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の

確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。

- (8) 市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

3. 要配慮者の情報伝達体制及び避難誘導体制等の整備等

- (1) 市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた平川消防署、黒石警察署、市民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、各種情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 市は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。
- (4) 要配慮者関連施設における支援体制等の整備
 - ア 要配慮者関連施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。
 - イ 要配慮者関連施設の管理者は、平時から市、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導体制の整備を進める。
 - ウ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。
 - エ 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (5) 応急仮設住宅供給における配慮

市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。
- (6) 指定避難所における連絡体制等の整備

要配慮者関連施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。
- (7) 防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第13節 防災ボランティア活動対策〔総務課・福祉課・学校教育課・生涯学習課〕

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時からの防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

1. 関係機関の連携・協力

市は、県及び市社会福祉協議会等関係機関と平時から地域団体NPO・ボランティア等の活動支援やリーダー育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

2. 防災ボランティアの育成

市及び市教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部平川区、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、NPO・ボランティア等に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

3. 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、市、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4. 防災訓練等への参加

市は、市教育委員会と協力して、市社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部に防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受け入れ等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、市、市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他の地元で活動するNPO・ボランティア等にも参加を働きかけるなど防災意識の高揚を図る。

5. ボランティア団体間のネットワークの推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、市及び市教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築けるよう支援する。

6. 防災ボランティア活動の環境整備

市等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、市社会福祉協議会及びNPO・ボランティア等との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第14節 文教対策〔学校教育課・生涯学習課〕

幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保するとともに、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1. 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

学校等は、災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を図ることにより、防災組織体制の整備を推進する。

また、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校等における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画（学校安全計画）を策定し、その周知徹底を図る。

2. 防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として様々な災害の発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳（小・中学校）での安全に関する学習、特別活動の学級（ホームルーム）活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階等を考慮しながら適切に行う。

(1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通じて、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害発生時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家や災害体験者の講演会開催、災害発生時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(3) 職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等の安全管理・防災教育に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

3. 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、避難経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2) 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じマニュアルを修正する。

4. 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

- ア. 通学路については、警察署、消防機関等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。
- イ. 平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。
- ウ. 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
- エ. 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

(2) 登下校等の安全指導

- ア. 異常気象及び災害発生時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- イ. 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- ウ. 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5. 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。
また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

6. 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。
災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7. 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

8. 文化財の災害予防

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備等の災害対策に努めるとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下、文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び市教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

第15節 警備対策 [総務課]

黒石警察署長は、風水害等の災害発生時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

1. 措置内容

黒石警察署長は、災害の発生に備えて、市及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

(1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、指定避難所、避難路及び指定避難所の受入可能人数等を把握する。

(2) 災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び地域住民と協力して総合的な訓練を行う。

(3) 災害警備活動体制の確立

各種の災害等を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整

備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

(4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

(5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、医薬品及び食料品等の警備に必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

(6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

(7) 防災意識の高揚

日頃から住民に対して、災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

第16節 交通施設対策 [建設課]

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

1. 道路・橋梁防災対策

道路管理者は、市道等の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが多い橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石覆工等を実施する。

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

2. 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう考慮する。

第17節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

[各事業者・総務課・管財課・上下水道課・弘前地区消防事務組合]

風水害等の災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

1. 電力施設 [総務課・管財課・上下水道課]

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 電力設備の災害予防措置

ア 水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

イ 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗堀などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を設置するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講じる。

エ 配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

ア 観測、予報施設及び設備

イ 通信連絡施設及び設備

ウ 水防、消防に関する施設及び設備

エ その他災害復旧用施設

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 資機材等の確保

災害に備え、平時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ 資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 資機材等の仮置場

市は管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力するものとする。

(4) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(5) 広報活動

ア 公衆感電事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広く広報活動を行う。

イ PRの方法

公衆感電事故防止PRについて、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布し認識を深める。

ウ 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

2. ガス施設 [総務課・弘前地区消防事務組合]

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) ガス施設の災害予防措置

風水害等の災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。

ア 定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ 緊急操作設備の強化

(ア) 製造設備及びガスホルダーには、発災時にガス送出・LPG流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

(イ) 中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

ウ LPG容器の転倒防止措置

LPG容器の転倒防止措置を徹底する。

(2) 応急復旧体制の整備

ア ガス漏えい通報に対する受付体制の整備

イ 消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備

ウ 応急復旧動員体制の整備

エ 応急復旧用資機材の整備

オ 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進

カ 保安無線通信設備の整備・拡充

(3) 広報活動

ア ガス栓の閉止等、風水害等が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知

イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3. 上水道施設 [上下水道課]

水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(2) 防災用施設・資機材の充実強化

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の充実強化を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

4. 下水道施設 [上下水道課]

下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 施設、設備の充実強化

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(2) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に

努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるように日常の訓練に努める。

(3) 非常時における協力体制の確立

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

5. 電気通信設備 [総務課・管財課]

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ 豪雨又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火又は耐雪構造化を行う。

(2) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。

ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築する。

エ 通信ケーブルの地中化を推進する。

オ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

カ 需要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 防災資機材の整備

防災応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

(4) 大規模災害時の通信確保対策

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラヒックコントロールを行い、重要通信を確保する。

6. 放送施設 [総務課]

放送事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電気的性能を監視する施設の整備を推進する。
また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

(2) 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

(3) 防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

第18節 水害予防対策 [青森河川国道事務所・県河川砂防課・総務課・建設課・高齢介護課]

水害を防止し、又は被害を軽減するため、各種防災事業の総合的かつ計画的な実施、河川の維持管理、気象・水象・地象等の観測体制の整備、住民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体制の整備等を図るものとする。

1. 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施（第3章第5節「防災事業」）

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- (1) 治山対策事業
- (2) 土砂災害対策事業
- (3) 河川防災対策事業
- (4) 農地防災対策事業
- (5) 都市防災対策事業
- (6) 危険地域からの集団移転促進事業

2. 河川の維持管理

(1) 河川巡視の実施

河川巡視並びに河川及び砂防管理関係職員が常時河川巡視を行い、出水期における危険箇所を発見及び河川の不法使用等を取り締まり、河川の維持管理を図る。

(2) 河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他災害を防止し、または被害を軽減する施設の維持管理を徹底するため、次の措置を講じる。

ア 構造の安全確保

河川管理施設は、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するため各施設の耐震性を向上させるなどの強化措置を講ずる。

イ 維持管理

次の河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理の徹底を図る。

- (ア) 洪水を調節する施設
- (イ) 洪水を分量させる施設
- (ウ) 治水上特に重要な内水排水施設または流水調節施設

(3) 河川の維持規則

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次ぎの行為を規制し、河川の維持管理の徹底を図る。

ア 流水及び河川区域内の土地の占用

イ 河川区域内の土石の採取または掘削、工作物の建築等

ウ 河川における竹木等の流送

3. 気象、水象等の観測体制の整備

災害時はもとより、常時、河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるため、必要な箇所に雨量、水位、流量、風の観測施設を設置して観測を行う。

また、河川水位等の予測のため、最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図る。

4. 情報収集、連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハ

ード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「(国) 大規模水害に備えた減災対策協議会」、「(県) 大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、市は、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

5. 住民への情報伝達体制の整備

災害に関する特別警報・気象警報・注意報及び気象情報等、避難の勧告及び指示等を迅速かつ的確に伝達するため、避難指示（緊急）等発令基準の明確化、情報伝達体制を確立し、市防災行政無線等の整備を図る。

特に水防危険箇所周辺の住民に対しては、市防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

また、住民から市等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

6. 水防資機材の整備

水防管理団体は、水防倉庫を設置するとともに、資機材を備蓄しておく。

なお、緊急時の資機材の不足に対処するため、水防資機材販売業者や建設業者の連絡先、保有量等を把握しておく。（第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」関係）

7. 水防計画の作成

指定水防管理団体の管理者は、次の事項に留意し、水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象、水象の観測及び警報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置

8. 浸水想定区域等

- (1) 市は、国土交通大臣又は知事による洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、指定避難所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 市は、浸水想定区域に地下街等、又は主として要配慮者が利用する施設、大規模な工場等（施設管理者から申出があった場合に限る。）があるときは、本計画にこれらの名称及び所在地を掲載し、また、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。
- (3) 市は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

ア 浸水想定区域

岩木川、平川、平川上流及び浅瀬石川における浸水想定区域は次のとおりである。

- 〔資料編〕 岩木川浸水想定区域図 （資料3-10-1）
 平川浸水想定区域図 （資料3-10-2）
 平川上流浸水想定区域図 （資料3-10-3）
 浅瀬石川浸水想定区域図 （資料3-10-4）

イ 主として要配慮者が利用する施設

岩木川、平川、平川上流及び浅瀬石川浸水想定区域内における、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設は次のとおりである。

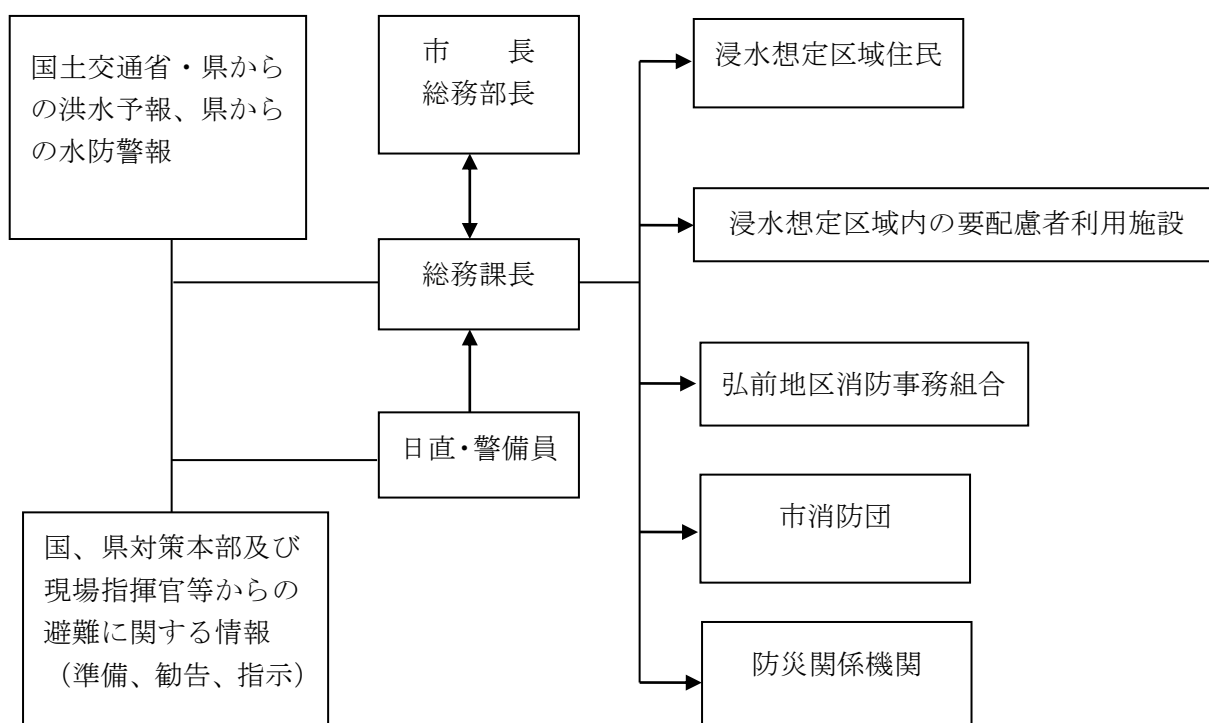
- (ア) 岩木川浸水想定区域 該当施設無
- (イ) 平川、平川上流、浅瀬石川浸水想定区域

施設の名称	所在地
特別養護老人ホームさわやか園	平川市日沼樋田85
デイサービス笑がお	平川市館山下扇田77-1
松崎小学校	平川市館山上亀岡5-1
カリフラワー	平川市館山前田80-1
おらんど	平川市館山前田80-4
指定障害福祉サービス事業所ココア	平川市館田中前田183-2
西十和田プリンスコート	平川市館田中前田315
大坊こども園	平川市大坊前田137-2
大坊小学校	平川市岩館下り松72-2

ウ 洪水予報の伝達方法

平川、平川上流及び浅瀬石川浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法は、以下のとおりとする。

- (ア) 国土交通省・県からの洪水予報及び県からの水防警報は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。
- (イ) 宿日直員（代行員等）が受領した場合は、直ちに総務課長に伝達するものとする。
- (ウ) 洪水予報等を受領した総務課長は、総務部長、市長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び浸水想定区域住民等に伝達する。
- (エ) 伝達は、防災無線、緊急速報メール、登録制メール、広報車、FAX等により行う。



エ 指定避難所及び指定緊急避難場所

岩木川、平川、平川上流及び浅瀬石川浸水想定区域において洪水被害が発生するおそれがある場合は、当該区域における住民又は主として要配慮者が利用する施設の利用者を避難させる。

オ 住民に対する周知

市長は、上記で定められた浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設の名称、所在地、洪水予報の伝達方法、指定避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

- (4) 市は、住民自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- (5) 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (6) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。
- (7) 市は、その区域内に存する防災重点ため池の緊急時における連絡体制や避難場所及び避難経路、その他災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知するよう努める。

9. 水防訓練

市は毎年、消防団等の消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

第19節 風害予防対策〔総務課・建設課・農林課・管財課〕

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、住民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建造物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化を図るものとする。

1. 住民への情報伝達体制の整備

- (1) 市は、強風時においても災害に関係する気象予報・警報・特別警報等を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、市防災行政用無線等の整備を図る。
- (2) 市は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報を直接又は報道機関を通じて適切に住民に提供できる体制の強化に努める。

2. 防災知識の普及

市等防災関係機関は、第3章第6節、「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりとする。

- (1) 強風時の生命、身体、安全の確保に関すること
- (2) 農作物等の防風対策に関すること
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること
- (4) 竜巻注意情報に関すること

3. 道路交通の安全確保

道路管理者及び黒石警察署長は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

4. 建造物等災害予防

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性を確保する。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し基準の厳守を指導する。
- (3) 強風による落下物の防止対策を実施する。
- (4) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに企業等の自発的な取組を促進する。

第20節 土砂災害予防対策〔総務課・建設課・農林課〕

集中豪雨等による土砂災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の収集、住民への情報伝達体制及び避難体制の整備等を図るものとする。

1. 土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等についての普及啓発を図る。

2. 土砂災害警戒情報の伝達及び避難勧告等の発令基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに市長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。また県は、その補足情報として土砂災害の危険度を県のホームページ等で提供する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

市は、県から土砂災害警戒情報の発表の通知を受けたときは、本計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒情報の趣旨等の理解を促進し、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、日頃から広報誌等へ掲載するなど地域住民等への周知に努める。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等（警戒レベルを含む）を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令基準として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

市は、避難勧告【警戒レベル4】の発令の際には、指定避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知するものとする。

種 別	基 準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
【警戒レベル4】 避難勧告	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 3 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 4 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を居住者等に促す必要がある場合
【警戒レベル5】 災害発生情報	1 土砂災害が実際に発生していることを把握した場合

※土砂災害警戒情報の基準とは、過去の災害と降雨（土壌雨量指数・60分間積算雨量）の関係をもとに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するための判断基準として県と気象台が定めた基準をいう。

3. 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供

国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村に対して、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、市は、当該情報に基づいて適切に避難勧告等の判断を行う。

4. 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備し、またこれらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

市は、避難勧告等の発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

5. 住民への情報伝達体制等の整備

災害に関係する気象予報・警報等、避難の勧告及び指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、市防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

6. 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう中南地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造

- (3) のり切、切土、掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

7. 避難体制の整備

危険箇所周辺の住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第3章第9節「避難対策」に準ずるほか、土砂災害警戒区域等における次の前兆現象の住民の日常観察、覚知した場合の市への通報、市から県等防災関係機関への通報並びに土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図る。

(1) 土石流（山津波）危険渓流

- ア. 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき
- イ. 渓流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっているとき
- ウ. 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めるとき（上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある）
- エ. 降雨量が減少しているにもかかわらず渓流の水位が低下しないとき
- オ. 渓流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが起こり始めそうなとき

〔資料編〕 土石流危険渓流（資料3-4-5）

(2) 地すべり危険箇所

- ア. 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき
- イ. 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき

〔資料編〕 地すべり危険箇所（資料3-4-7）

(3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所及び危険区域

- ア. 斜面から急に水が湧き出したとき
- イ. 小石がパラパラ落ち始めたとき

〔資料編〕 急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域（資料3-4-8）

(4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地

- ア. 立木の倒れる音がするとき
- イ. 山腹に亀裂が生じたとき
- ウ. 山腹傾斜から、転石が落ち始めたとき
- エ. 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じり始めたとき

〔資料編〕 山腹崩壊危険地区（資料3-4-1）

崩壊土砂流出危険地区（資料3-4-2）

小規模山地崩壊危険地区（資料3-4-3）

8. 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

市は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」、「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」、「砂防法（明治30年法律第29号）」、「森林法（昭和26年法律第249号）」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法（昭和25年法律第201号）」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地または市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業にお

ける上記(1)、(2)、(3)の法指定諸制度との整合性の確保

(5) 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導の徹底

(6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

9. 土砂災害防止法による施策

土砂災害警戒区域における対策

(1) 市は、県による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに予報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を市地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

(2) 市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

(3) 市長は、本計画に基づき、土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

10. 土砂災害警戒区域等一覧

〔資料編〕 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（資料3-11-1）

土砂災害警戒区域等内にある要配慮者関連施設（資料3-11-2）

第21節 火災予防対策〔総務課・生涯学習課・弘前地区消防事務組合〕

火災の発生を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化等を図るものとする。

1. 建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築として、その他の建築物についても、不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

消防機関は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防火性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消火・通報・避難等に関する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては、指導を行い、重大なものについては警告、命令及び告発等の違反処理を行い、違反是正の徹底を図る。

また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、地域住民に市火災予防条例等の周知徹底を図る。

2. 防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

ア. 消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに住宅用火災警報器の設置を、推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ. 消防機関は、火災予防運動及び建築物防災運動などの火災予防に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を有しているため、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア. 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、女性（婦人）防火クラブを育成指導する。

イ. 児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

ウ. 幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

3. 消防体制の充実・強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の充実

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備・充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、避難所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水、河川等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

4. 異常気象下における火災予防措置の徹底

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは次の措置を講じ、住民の火災に対する注意を喚起する。

(1) 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

(2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、住民に対し、次の事項を遵守するよう周知徹底する。

ア. 山林、原野等において火入れをしないこと

イ. 煙火を消費しないこと

ウ. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと

エ. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと

オ. 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること

カ. 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

5. 文化財に対する火災予防対策

市教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導、助言する。

第22節 複合災害対策 [全課]

1. 方針

地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2. 実施責任者

県、市、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

3. 実施内容

- (1) 県、市及び防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。
- (2) 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、被害の拡大を防止するために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 気象予報・警報等の収集及び伝達〔全課〕

防災活動に万全を期するため、風水害等の災害に関係ある気象予報・警報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

1. 実施責任者

- (1) 市長は法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報・警報・特別警報等を関係機関住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防職員、警察官に通報しなければならない。

2. 実施内容

(1) 気象予報・警報等の収集及び伝達

ア. 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

国（国土交通省、気象庁）及び県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

国（国土交通省、気象庁）及び県は、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

イ. 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合があり、下記に「青森県の特別警報・警報・注意報発表区域図」を示す。

発表区域図



「津軽」「下北」「三八上北」はそれぞれ一次細分区域を示す。
これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

府 県 予 報 区	一次細分 区 域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域の名称
青森県	津 軽	東青津軽	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
		北五津軽	五所川原市、板柳町、鶴田町、中泊町
		西津軽	つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町
		中津津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町 大鰐町、田舎館村
	下 北	下 北	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
	三八上北	三 八	八戸市、三沢市、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町 田子町、南部町、階上町、新郷村
		上 北	十和田市、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町 六ヶ所村

(7) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(イ) 特別警報・警報・注意報の種類、概要及び発表基準

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次のとおりである。具体的な発表基準を別表1から別表3に示す。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雷を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雷を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視界が遮られることなどによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあるとときに発表される。

注意報		避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雷を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害がおこるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

(ウ) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての警報・注意報は、指定河川洪水警報・注意報を除き、一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波による沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨 特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波 特別警報 （大津波警報の名称 で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮 特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

別表 1

特別警報の具体的な発表基準は以下のとおりである。

対象	基準		指標	
大雨	(1) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される		①または②のいずれかを満たすと予想され、かつ更に雨が降り続くと予想される場合	①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値(※1)を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現する。
				②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値(※1)を超過した5km格子が共に府県程度の広がり範囲で10格子以上出現する。(ただし、3時間降水量が150mmを超える格子についてはカウント対象とする。)
	(2) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	大雨になると予想される	「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合	
		暴風が吹くと予想される		
		高潮になると予想される		
		高波に予想される		
暴風雪	雪を伴う暴風が吹くと予想される			
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される		府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深(※2)となり、かつその後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合	

(※1) 雨に関する50年に一度の値

市町村等を まとめた地域	市町村等	50年に一度の値			警報基準
		R48	R03	SWI	土壌雨量指数基準

中南津軽	平川市	221	86	152	109
------	-----	-----	----	-----	-----

注1)略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数(Soil Water Index)

注2)「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

各市町村の警報基準については、気象庁HPに掲載されている。(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun.html)

注3)R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注4)特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の値となる現象を対象。

個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(※2)雪に関する50年に一度の値

地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)
碓ヶ関	151	132

注1)50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注2)特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

別表 2

警報・注意報の具体的な発表基準は以下のとおりである。

警報・注意報発表基準一覧表

(仙台管区気象台管内)				平成30年9月6日現在							
発表官署		青森地方気象台									
府県予報区		青森県									
一次細分区域		津軽			下北	三八上北					
市町村等をまとめた地域		東青津軽	北五津軽	西津軽	中南津軽	三八	上北				
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合									
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合									
	暴風(平均風速)	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s, 外海 25m/s	陸上 18m/s, 海上 25m/s	18m/s	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s, 外海 25m/s	陸上 18m/s*1, 海上 25m/s	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s, 外海 25m/s				
	暴風雪(平均風速)	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s, 外海 25m/s 雪を伴う	陸上 18m/s, 海上 25m/s 雪を伴う	18m/s 雪を伴う	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s, 外海 25m/s 雪を伴う	陸上 18m/s*1, 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 18m/s 陸奥湾 25m/s, 外海 25m/s 雪を伴う				
	大雪	平地 12時間降雪の深さ35cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm				平地 12時間降雪の深さ35cm 山沿い 12時間降雪の深さ40cm	平地 12時間降雪の深さ35cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm				
	波浪(有義波高)	陸奥湾 2.5m, 外海 6.0m	6.0m		陸奥湾 2.5m, 外海 6.0m	6.0m	陸奥湾 2.5m, 外海 6.0m				
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合									
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合									
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合									
	強風(平均風速)	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s, 外海 18m/s	陸上 13m/s, 海上 18m/s	13m/s	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s, 外海 18m/s	陸上 13m/s*2, 海上 18m/s	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s, 外海 18m/s				
	風雪(平均風速)	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s, 外海 18m/s 雪を伴う	陸上 13m/s, 海上 18m/s 雪を伴う	13m/s 雪を伴う	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s, 外海 18m/s 雪を伴う	陸上 13m/s*2, 海上 18m/s 雪を伴う	陸上 13m/s 陸奥湾 18m/s, 外海 18m/s 雪を伴う				
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm				平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm				
	波浪(有義波高)	陸奥湾 1.5m, 外海 3.0m	3.0m		陸奥湾 1.5m, 外海 3.0m	3.0m	陸奥湾 1.5m, 外海 3.0m				
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合									
	雷	落雷等により被害が予想される場合									
	融雪	融雪により被害が予想される場合									
	濃霧(視程)	陸上 100m 陸奥湾 500m, 外海 500m	陸上 100m 海上 500m	100m	陸上 100m 陸奥湾 500m, 外海 500m	陸上 100m 海上 500m	陸上 100m 陸奥湾 500m, 外海 500m				
	乾燥	実効湿度67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する									
	なだれ	① 山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ② 積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続									
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下のとき(ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は0℃以下が2日以上継続)*3									
	霜	早霜、晩霜期におおむね 最低気温 2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)									
	着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合									
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		90mm									

* 1 八戸特別地域気象観測所の観測値は20m/sを目安とする。
* 2 八戸特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。
* 3 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値。

警報・注意報基準一覧表の解説

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km 四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

別表3 平川市における警報・注意報発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

平成30年5月30日現在
発表官署 青森地方気象台

平川市	府県予報区	青森県	
	一次細分区域	津軽	
	市町村等をまとめた地域	中津軽	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14
		土壌雨量指数基準	109
		流域雨量指数基準	浅瀬石川流域=16.4, 六羽川流域=12.9
	洪水	複合基準 ^{*1}	六羽川流域=(6, 11.6)
		指定河川洪水予報による基準	青森県岩木川水系 平川上流[大鰐・石川・豊平橋]
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ35cm
		山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
注意報	高潮	潮位	
	大雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	65
		流域雨量指数基準	浅瀬石川流域=13.1, 六羽川流域=10.3
	洪水	複合基準 ^{*1}	六羽川流域=(6, 8.2)
		指定河川洪水予報による基準	青森県岩木川水系 平川上流[大鰐・石川・豊平橋]
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ15cm
		山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	実効湿度67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上	
		②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下のとき (ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は0℃以下が2日以上継続) ^{*2}	
	霜	早霜、晩霜期におおむね 最低気温 2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値。

(備考)

- * 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数
- * 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数

(エ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(オ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（青森県津軽など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週刊天気予報の対象地域と同じ発表単位（青森県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(カ) 気象情報

気象情報の種類及びその内容は次のとおりである。

a 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意事項を解説する場合等に発表される。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

b 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台が共同で発表する情報で、大雨特別警報又は大雨警報発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

c 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間に90mm以上）を観測（地上の雨量計により観測）、または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、より一層の警戒を呼びかけるために府県気象情報の一種として発表される。

d 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は発表から1時間である。

e 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。岩木川、平川下流については、青森河川国道事務所及び高瀬川河川事務所と青森地方気象台、平川上流については、青森県と青森地方気象台が共同により発表される。

イ 気象予報・警報等の伝達

(ア) 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、東日本電信電話㈱、青森（八戸）海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。ただし、東日本電信電話㈱への伝達は、特別警報及び警報に限る。

(イ) 県は、青森県防災情報ネットワークにより速やかに県の出先機関、市町村及び消防本部に伝達する。特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市へ伝達する。県警察本部においても、関係市町村に伝達するよう努める。

(ウ) 東日本電信電話㈱は、特別警報及び警報を各支店、関係市町村に伝達する。

(エ) 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、暴風（雪）警報が発表された場合等、気象情報を鑑み、必要に応じ、船舶、所有者及び代理店等の海事関係者に対し、航行警報、安全通報及び船艇、航空機の巡回等により、避難勧告等の措置を講ずる。

(オ) 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

(カ) 放送機関は、住民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

(キ) その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じる。

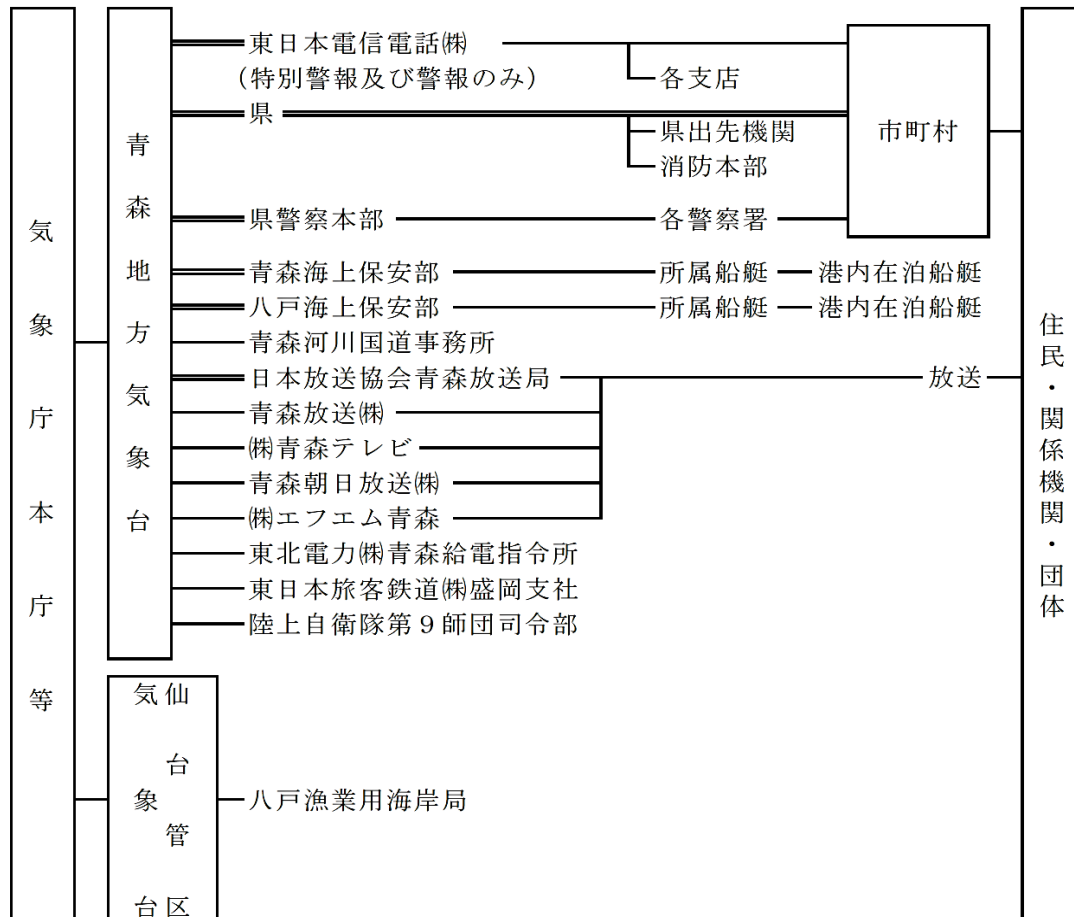
(ク) 市は、必要に応じ、直ちに住民及び関係する公私の団体に周知する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

(ケ) 県及び市は、住民等に警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テ

レビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

気象予報・警報等・情報伝達系統図

気象予報・警報等・情報伝達系統図



※ 二重線は特別警報が発表された際に通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

(2) 平川下流の洪水予報の発表及び伝達

ア 洪水予報の発表

東北地方整備局青森国道河川事務所と青森地方気象台は、次により平川下流の洪水予報を共同発表するものとする。

洪水予報の種類と発表基準

種 類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に達すると

		みこまれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警報情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

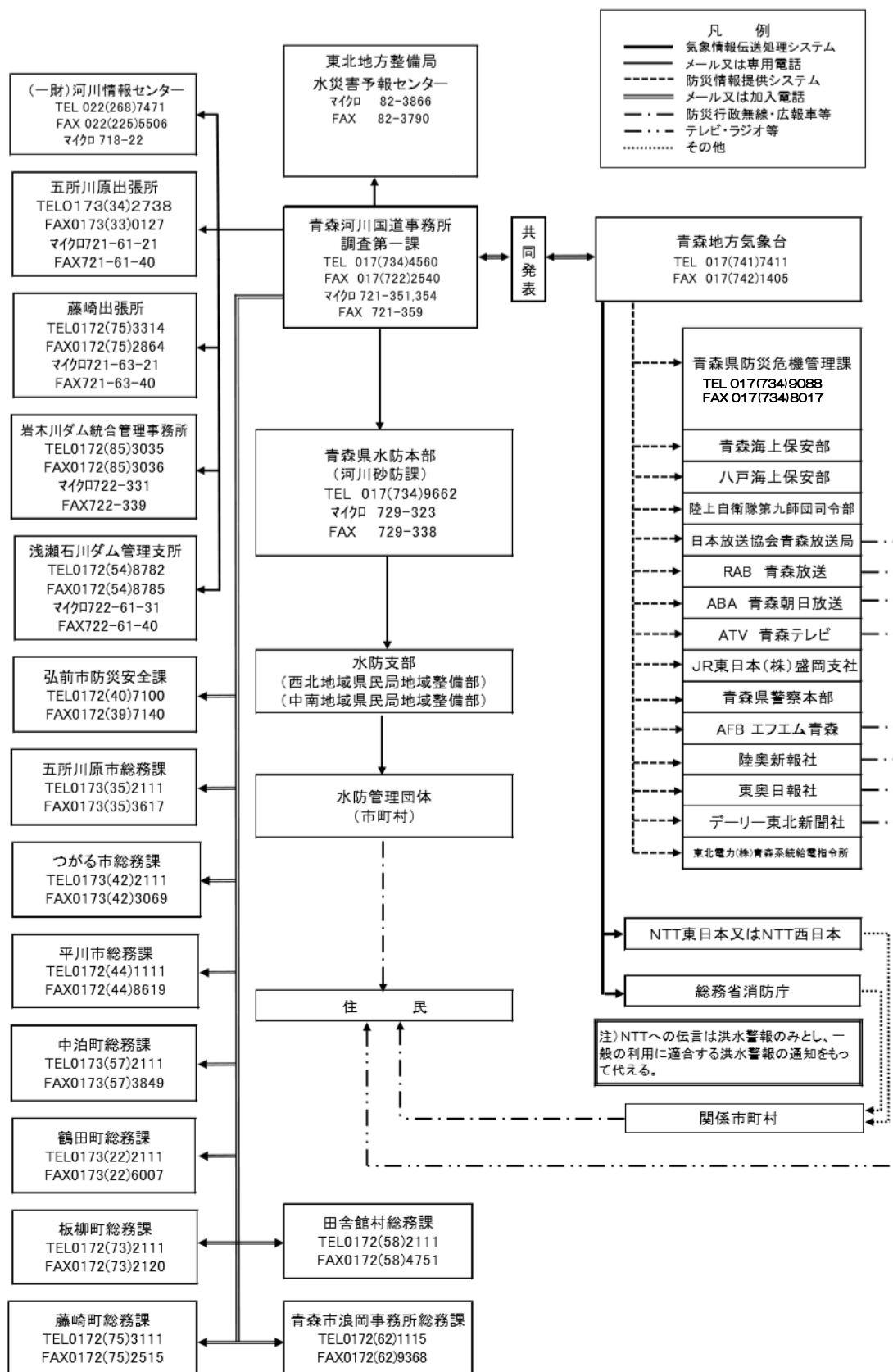
イ 洪水予報を行う河川及びその区域

河 川 名	左 右 岸の別	区 域
平川下流	左 岸	弘前市大字撫牛子字橋本635番地先 岩木川の合流点
	右 岸	南津軽郡田舎館村大字大袋字松下65番地先 岩木川の合流点

ウ 平川下流の洪水予報の伝達

洪水予報は次の系統図により伝達する。

岩木川及び平川下流洪水予報の伝達系統図



(3) 平川上流の洪水予報の発表及び伝達

ア 洪水予報の発表

県土整備部河川砂防課と青森地方気象台は、次により平川上流の洪水予報を共同発表するものとする。

洪水予報の種類と発表基準

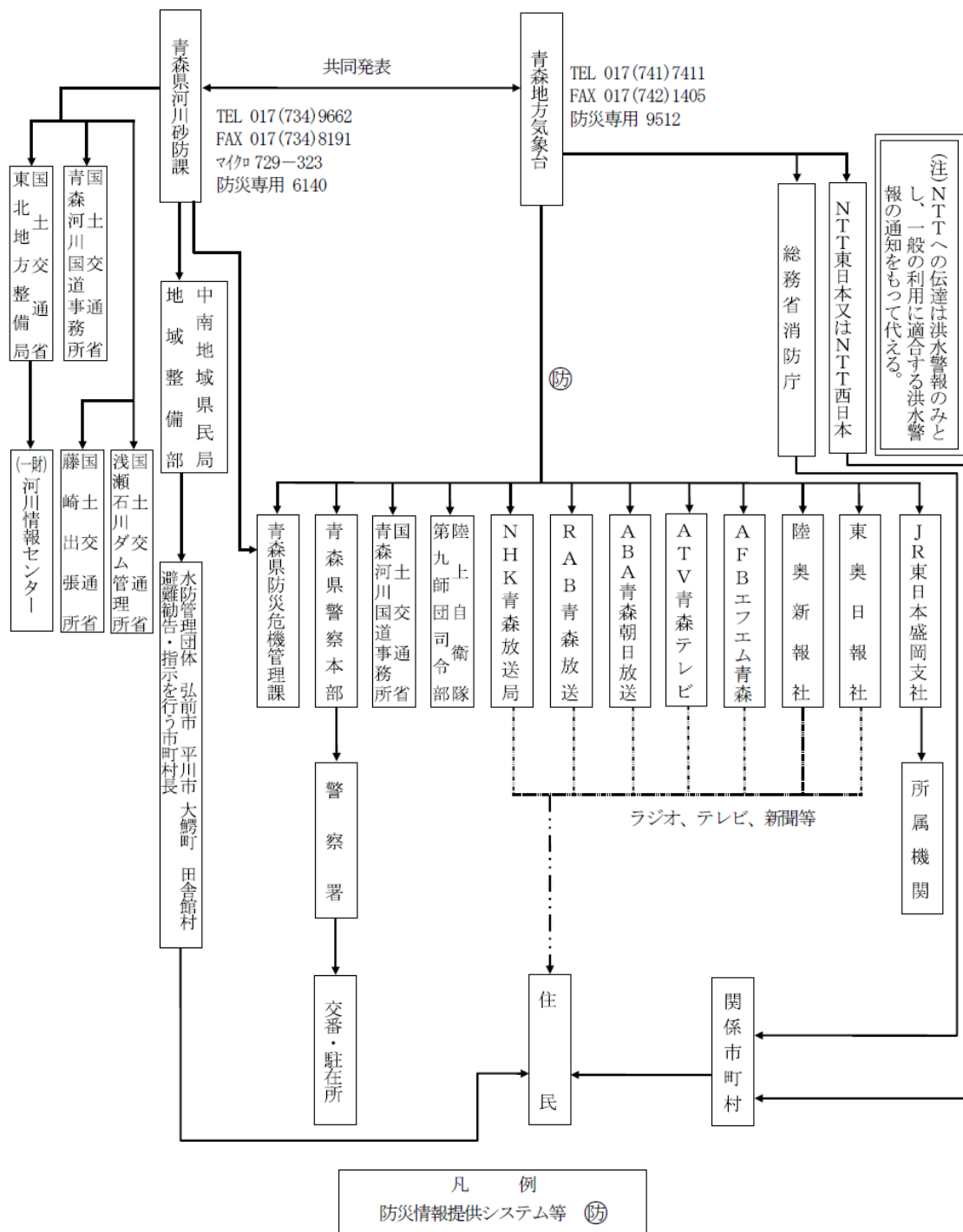
種 類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に達するとみこまれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警報情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

イ 洪水予報を行う河川及びその区域

河 川 名	左 右 岸の別	区 域
平川上流	左 岸	南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉ノ木56番地8地内の福島橋下流端 から 弘前市大字撫牛子字橋本635番地先のJR平川第一橋梁上流端 まで
	右 岸	南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田68番地2地先の福島橋下流端 から 南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳21番地6地先のJR平川第一橋梁上流端 まで

洪水予報は次の系統図により伝達する。

平川上流洪水予報伝達系統図



※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

(4) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア 水防警報の発表及び水防指令の発令

(ア) 水防警報の発表（国土交通省）

東北地方整備局（青森河川国道事務所）は、国土交通大臣が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれのある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

a 水防警報の種類

種 類	内 容	発 表 基 準
(待機) ※	水防団の足留めを行う	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水位が「水防団待機水位」に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
出 動	水防団員の出動が必要である旨を通知するもの	水位・流量・その他の河川状況等により「氾濫注意水位」を超え、または超えるおそれがあり、なお、増水が予想され出動の必要があると認められるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

b 水防警報を行う河川及びその区域

河 川 名	左 右 岸の別	区 域
平川下流	左 岸	弘前市大字撫牛子字橋本635番地先 岩木川の合流点 から まで
	右 岸	南津軽郡田舎館村大字大袋字松下65番地先 岩木川の合流点 から まで

昭和38年10月16日建設省告示第2624号

(イ) 水防警報の発表（青森県）

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

a 水防警報の種類

種 類	内 容	発 表 基 準
(待機) ※	水防団の足留めを行う	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出 動	水防団員の出動が必要である旨を通知するもの	氾濫注意水位を越え又は越えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

水防団待機水位に達し待機の必要があると認めたときは、水防第一指令を発することとし、水防警報（待機）は発表しないこととする。

b 水防警報を行う河川及びその区域

河川名	警報発表基準点	区 間	
平 川	大 鰐	左岸 南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉ノ下56番地8地先の福島橋下流端	弘前市大字撫牛子字橋本635番地のJR平川第一橋梁上流端
	石 川	右岸 南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田68番地2地先の福島橋下流端	南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳21番地6地先のJR平川第一橋梁上流端

平成17年6月17日青森県告示第523号

(ウ) 水防指令の発令

水防本部長（知事）又は支部長（中南地域県民局地域整備部長）は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する。

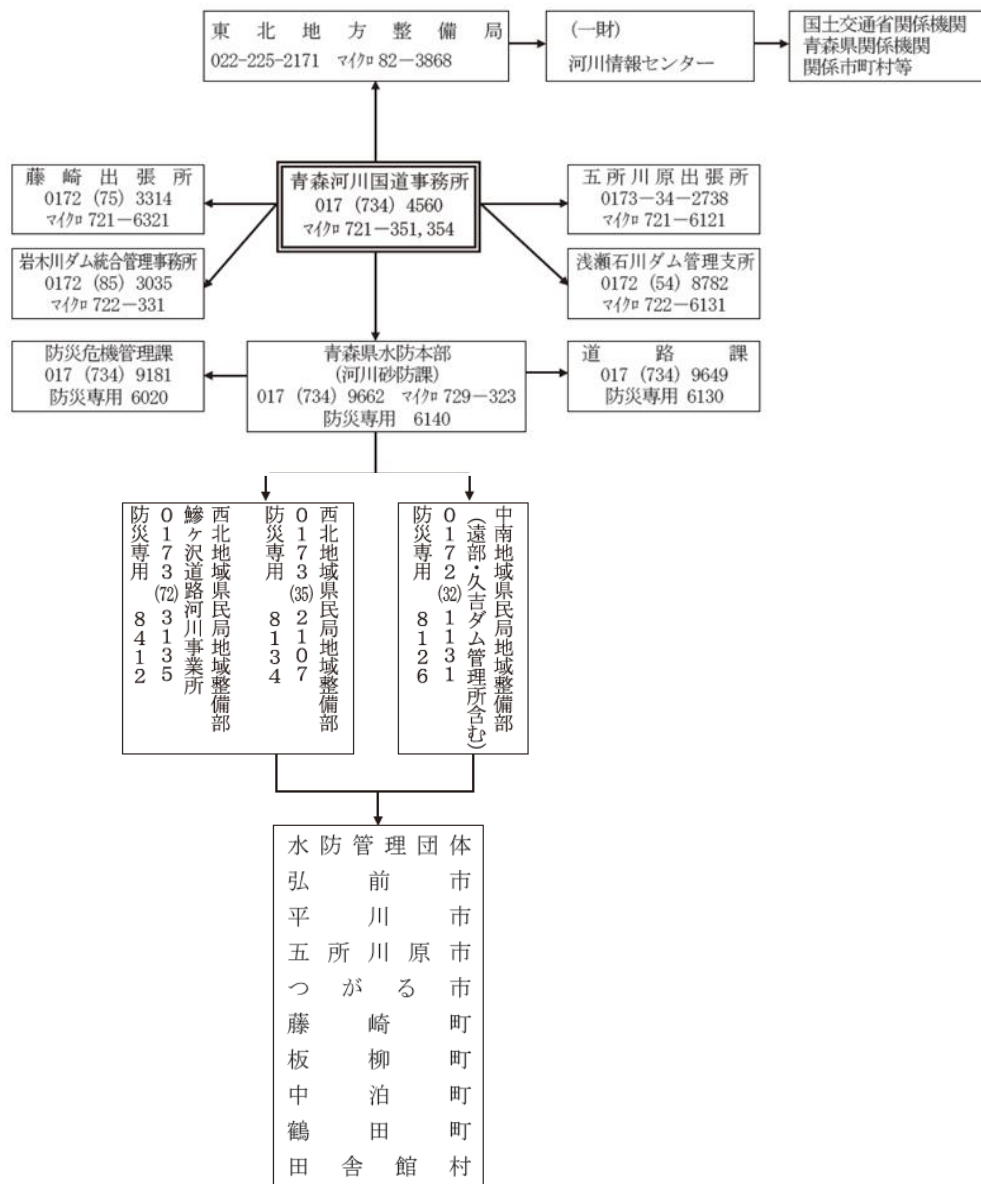
配備の種類	水防指令	配 備 状 況
待 機	第1指令 (待機指令)	水防体制の小数（1班）の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、ただちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。
準 備	第2指令 (準備指令)	水防体制の約半数（2～3班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出 動	第3指令 (出動指令)	水防組織の全員がこれに当たる。もし、事態が長引く時は、水防長は適宜交代させるものとする。
解 除	第4指令 (解除指令)	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。

イ 水防警報及び水防指令の伝達

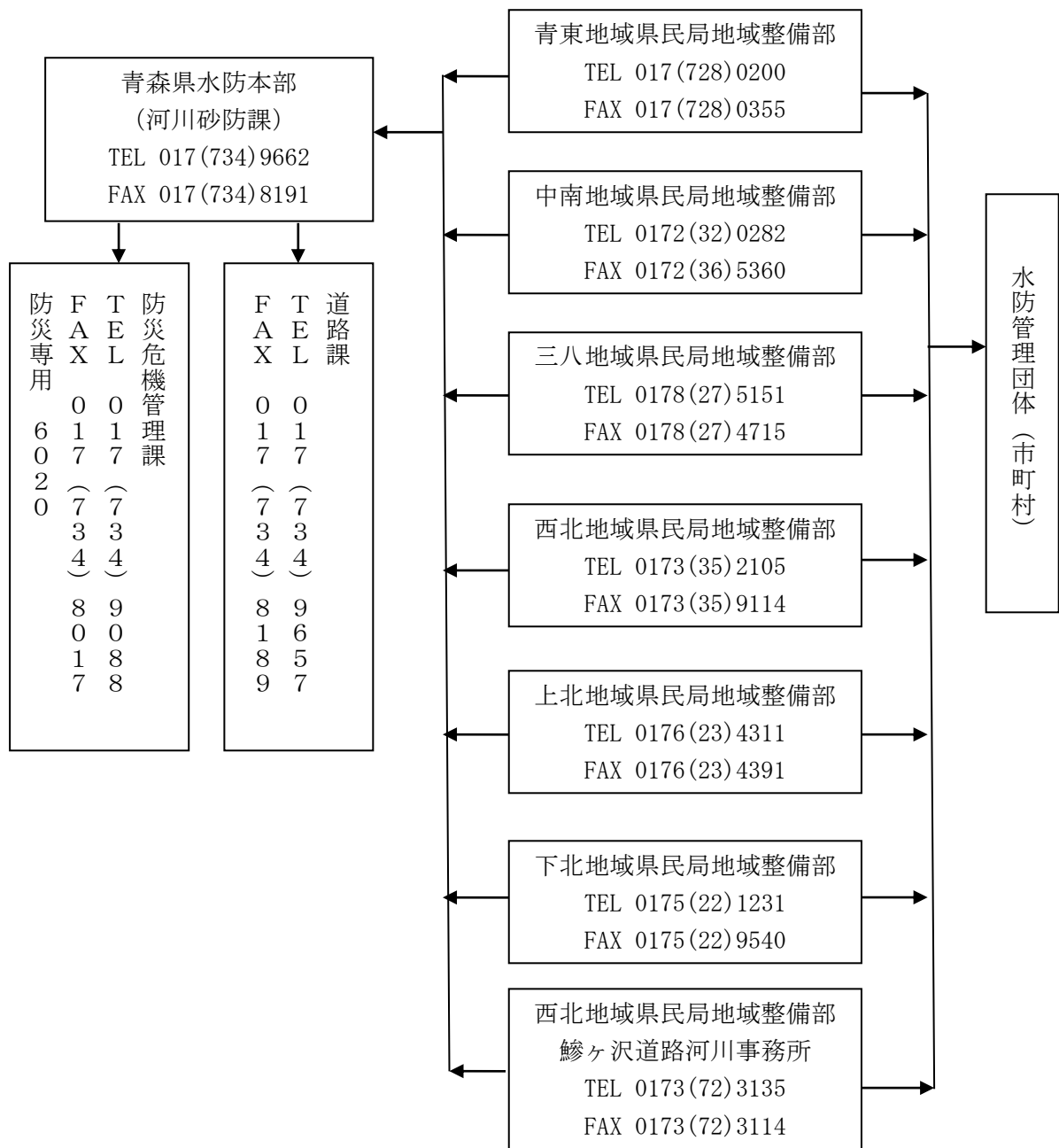
水防警報及び水防指令は、指定河川及び県管理河川ごとに次の系統図により伝達する。

(ア) 水防警報伝達系統図（国土交通省）

岩木川水防警報伝達系統図（岩木川、平川、浅瀬石川、旧大峰川、土淵川）

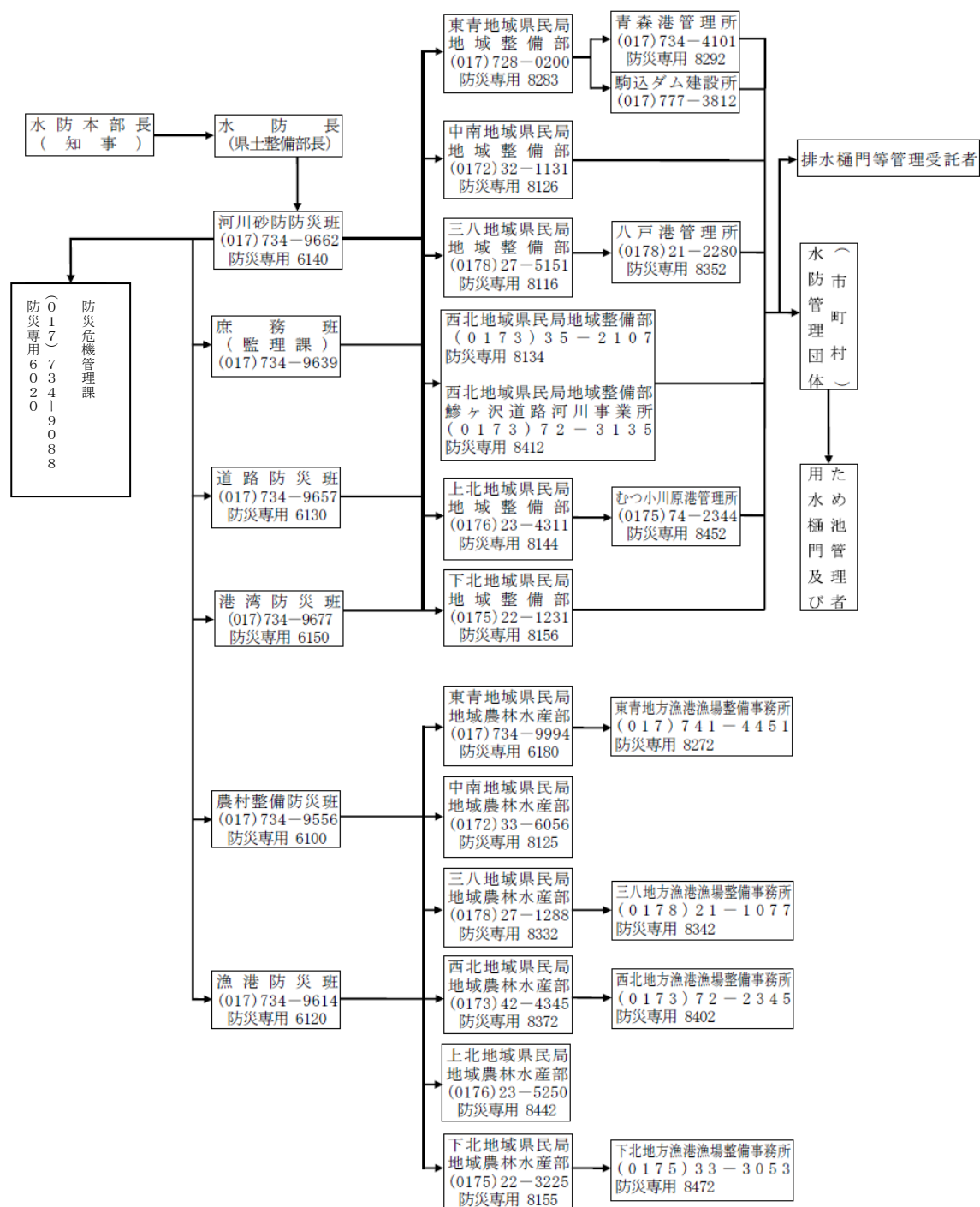


(イ) 水防警報伝達系統図（青森県）



※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。

(ウ) 水防指令伝達系統図（青森県）



※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

(5) ダム放流に関する連絡

ダム放流に関する連絡系統等は、水防計画書に別途定める。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。

この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知を図る。

ア. 発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は市町村を発表単位とする。

(※ただし、鶴田町及び板柳町は発表対象から除く。)

イ. 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、なだれ災害等については発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

ウ. 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に、県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して警戒に達したと認められる場合は、この限りではない。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と青森地方気象台は「地震発生後の暫定基準の設定及び見直しについて」に基づき、基準を取り扱うものとする。

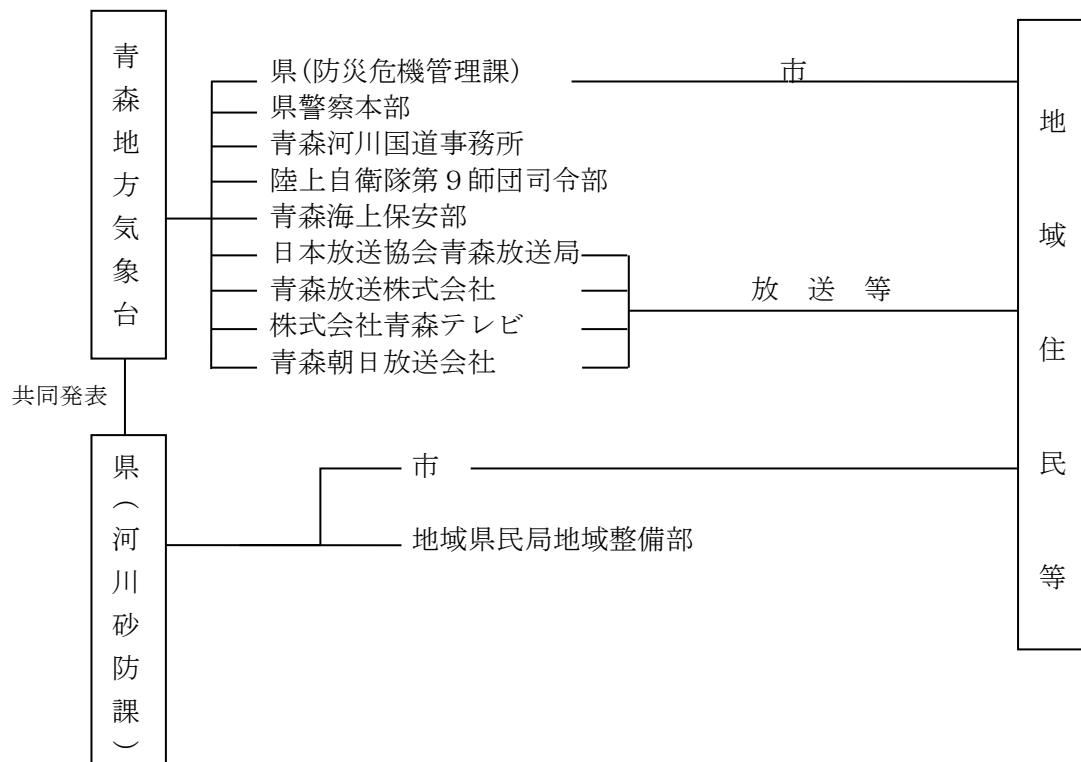
(ア) 発表

大雨警報（土砂災害）発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した警戒基準に達した場合

(イ) 解除

実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合

伝達系統図



(7) 噴火警報等の発表及び伝達

ア 噴火警報等の発表

仙台管区気象台は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

(イ) 噴火警報等の種類

- a 噴火警報・予報
- b 噴火警戒レベル
- c 噴火速報
- d 火山の状況に関する解説情報
- e 降灰予報
- f 火山ガス予報
- g 火山現象に関する情報等

(ロ) 対象火山

岩木山、八甲田山、十和田、恐山

(ハ) 噴火警報等の概要

a 噴火警報

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな隕石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は、「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

b 噴火予報

仙台管区気象台が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。

c 噴火警戒レベル

仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警戒に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。青森県の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。

青森県の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	岩木山、八甲田山
噴火警戒レベルが運用されていない火山	恐山、十和田

噴火警戒・予報の種類

(噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒(居住地域)又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが発生、あるいは切迫している。 ●噴火の規模や位置が特定できない場合に、融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージの可能性がある。 【過去事例 事例なし】
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージを伴う噴火が予想される。 【過去事例 事例なし】
警戒	噴火警戒(火口周辺)又は火口周辺情報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	●マグマ噴火の発生が予想される。 ●融雪型火山泥流及び火砕流・火砕サージが予想されない噴火の発生。 【過去事例】 1600年の噴火：噴石、火砕流、泥流 1618年の噴火：降灰 1782年冬～83年春の噴火：噴煙、噴石、火口列生成 1845年の噴火：噴煙・硫黄湧出 1863年の噴火：噴石
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難準備等が必要	●水蒸気噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1978年の活動：赤倉沢で噴気活発化
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火口内での少量の噴気・火山ガス等の発生。

噴火警報・予報の種類

(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)

名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは発生すると予想さ れる	居住地域 厳重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす(この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)噴火が発生、ある いは発生すると予想される。	入山規制
	火口から少し 離れた所まで の火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲 に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると 予想される。	火口周辺 危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等が見られる(この範 囲に入った場合には生命に危険が及 ぶ)	活火山であることに留意

d 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表する。

なお、次のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

e 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。

f 降灰予報

(a) 降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

(b) 降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表

※1 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

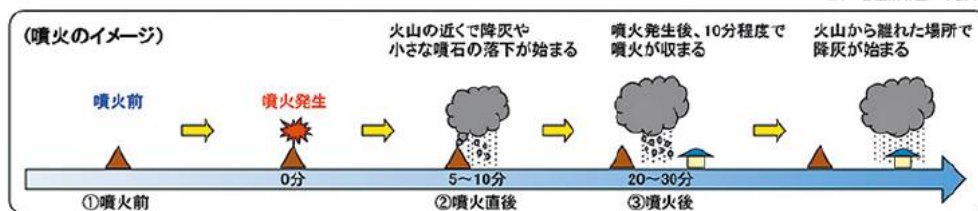
(c) 降灰予報(詳細)

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火後20～30分程度で発表
- ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

- ※2 降灰予報（定時）を公表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- 降灰予報（速報）を公表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動			その他の影響
	厚さキーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<u>外出を控える</u> 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1



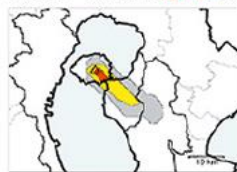
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



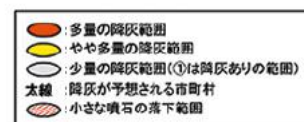
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します



※降灰予報は、噴煙の高さと気象予測データを用いて、降灰の範囲と降灰量を予測しています。そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なることがあります。

g 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁（及び仙台管区気象台）が発表する。

h 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁（及び仙台管区気象台）が発表する。

・火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

・月間火山状況

前月一ヶ月の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月上旬に発表する。

・噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報をただちに発表する。

イ 噴火警報の通報

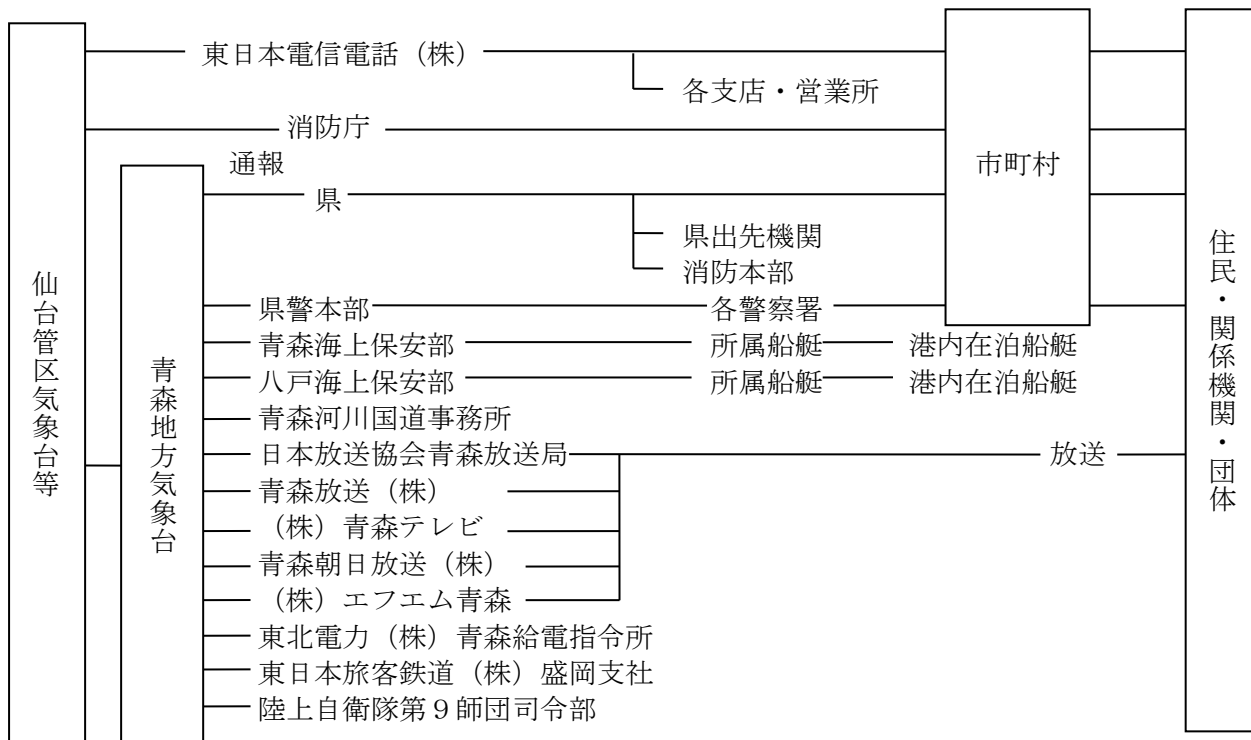
(ア) 青森地方気象台は、県、県警本部、青森海上保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。

(イ) 県は、青森地方気象台から噴火警報、臨時に発表する火山情報に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）、噴火速報等の通報を受けたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報または要請するものとする。特に特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちにかつ確実に市町村に通知する。

(ウ) 放送機関は、必要に応じ、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

(エ) 市は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、直ちに関係機関及び住民、登山者等に対し伝達する。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告をする。なお、特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちに住民、登山者等へ伝達する。

伝達系統図



(8) 火災警報の発令及び伝達

ア 火災気象通報の通報、伝達

青森地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報し、県はこれを市町村（消防機関）に伝達する。（火災気象通報の実施基準）

(ア) 実効湿度が67%以下で、最小湿度は40%より下がり最大風速7m/sをこえる見込みのとき

(イ) 平均風速が13m/s以上の見込みのとき

ただし、雨又は雪をとまなう場合は通報しないこともある。

イ 火災警報の発令

市町村（消防機関）は、火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

(9) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

ア 災害が発生するおそれのある異常現象とは、次のものをいう。

(ア) 著しく異常な気象現象、例えば、竜巻、なだれ、強い降雹等

(イ) 地象に関する事項

a 火山関係

(a) 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等

(b) 噴火以外の火山性異常現象

- ・ 火山地域での地震の群発
- ・ 火山地域での鳴動の発生
- ・ 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈等）
- ・ 噴火、噴煙の顕著な異常変化（噴火孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等）
- ・ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、枯渇、量、臭、色、味、濁度、温度等）
- ・ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草地の立ち枯れ等
- ・ 火山付近の海岸、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）

(ウ) 水象に関する事項

a 異常潮位

高潮、周期的な海水の動揺、その他潮位に異常を認めたとき

b 異常波浪

異常な高さを示す波浪、うねり

イ 通報及び措置

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

(イ) 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市町村長に通報するとともに、それぞれ警察署あるいは海上保安部に通報する。

(ウ) 市長の通報

通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められた場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

a 青森地方気象台

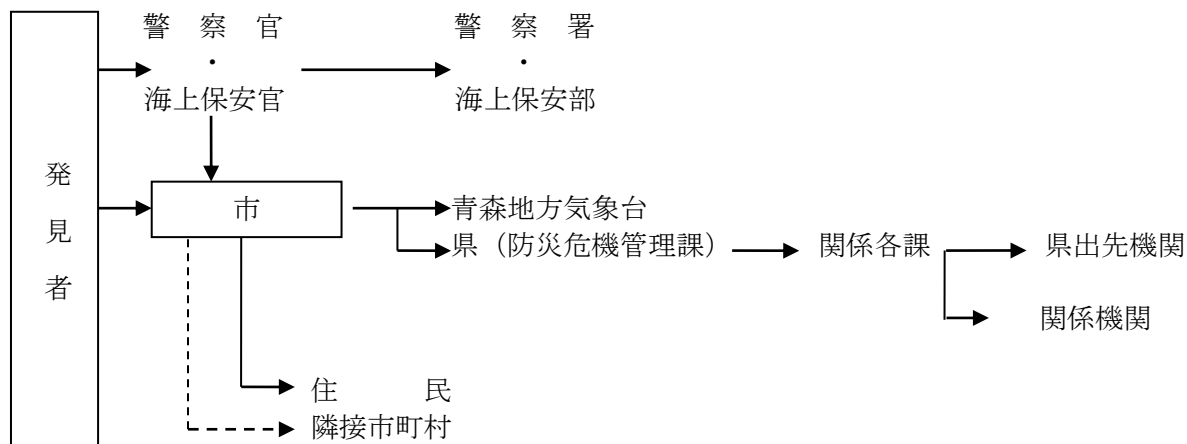
b 県(防災危機管理課)

(エ) 県の措置

通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁舎各部局に通報する。

各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

通報系統図



(10) 庁内の伝達方法

ア．関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。

イ．宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちにあらかじめ定めた方法により、関係課長に伝達するものとする。

ウ．気象予報・警報等を受領した総務課長は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

エ．気象等の特別警報「特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）」について、県、消防庁及び東日本電信電話㈱から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通知するとともに、住民へ周知する。

オ．関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先等			伝達内容
	伝達先	伝達方法		
		勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	庁内各課 消防機関	庁内放送 内線電話等 電 話	電 話	津波情報を除くすべての 特別警報・警報及び特に 必要と認める注意報
農林課長	農林水産関係機関	電 話	担当責任者 へ電話連絡	津波情報を除く特に必要 と認める特別警報・警報、 注意報
建設課長	土木関係機関			
上下水道課長	下水道関係機関			

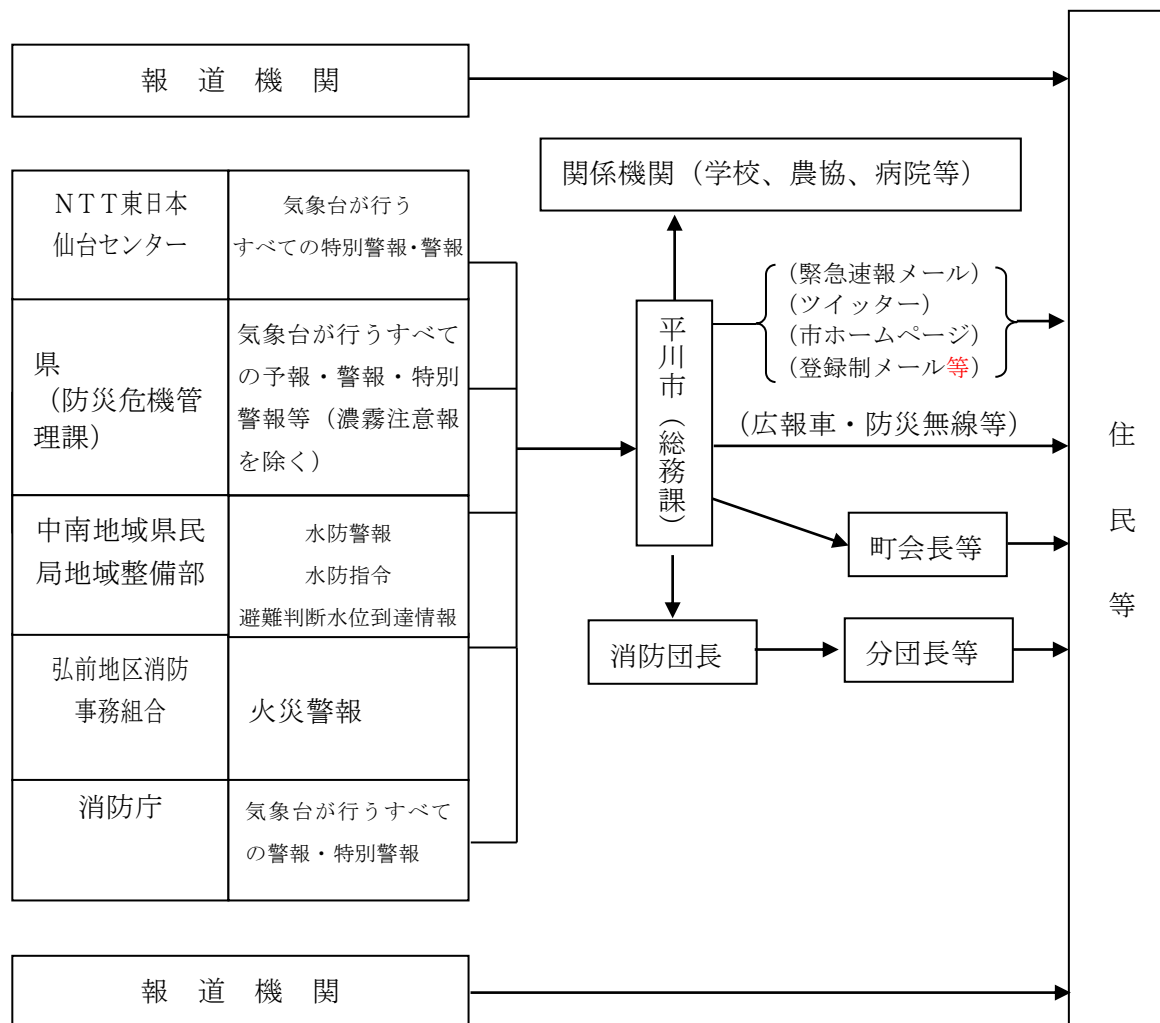
カ．一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

市（町村）長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知または警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通 報 内 容
総務課長	全市民	広報車・防災行政無線（J－A L E R T等を含む。）・緊急速報メール・ツイッター・市ホームページ・登録制メール等	特別警報 市長が必要と認める警報・注意報

(11) 関係機関との伝達系統

気象予報・警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



第2節 情報収集及び被害等報告〔全課・弘前地区消防事務組合〕

風水害等の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、及び通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

1. 実施責任者

市長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

2. 情報の収集、伝達

市長は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

(1) 警報等が発令され災害が発生するおそれがある段階

ア. 災害情報の収集

市長は、警報等が発令され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期するため、市職員をもって情報把握に当たらせるとともに、弘前地区消防事務組合平川消防署・碓ヶ関分署及び市消防団並びに各地区の情報調査連絡員から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

(ア) 各地区情報調査連絡員（平川市行政委員）

〔資料編〕 各地区情報調査連絡委員（資料4-2-1）

(イ) 平川市消防団における情報収集先

〔資料編〕 消防機関の情報調査連絡員（資料4-2-2）

イ. 災害情報の内容

- (ア) 災害が発生するおそれのある場所
- (イ) 今後とろうとする措置
- (ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ. 市職員、消防署員の巡視

次の警報等が発令された場合は、関係課職員、弘前地区消防事務組合平川消防署・碓ヶ関分署員は速やかに巡回車等により、被害の発生するおそれのある箇所等を巡回する。

警報名	危険箇所等	担当課
大雨警報 洪水警報 暴風警報	河川危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、道路注意箇所	建設課
	りんご畑及び田、ため池危険箇所、農業用水路、林道工事箇所	農林課
	上下水道工事箇所	上下水道課
	水防警戒箇所等	総務課
大雪警報 暴風雪警報	道路注意箇所等	建設課
	老人世帯等	福祉課

〔資料編〕 急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域（資料3-4-8）

道路注意箇所（資料3-4-11）

重要水防箇所（資料4-2-3）

エ. 災害情報の報告

市長（総務課）は、収集した情報をとりまとめ、県（防災危機管理課）に報告する。

(2) 災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある段階

ア. 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査にあたって正確を期するため、地区情報調査連絡員、その他関係者の協力を得て行う。

人的被害及び住家被害は、災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体
一般被害及び応急対策状況の総括	総務課長	各地区情報調査連絡員（行政委員等）
人・住家等の被害	税務課長・市民課長	各地区情報調査連絡員（行政委員等）
農業・林業・水産業関係被害	農林課長	JA、共済組合、土地改良区 森林組合等
商工業関係被害	商工観光課長	市商工会
土木関係被害	建設課長	市建設協会
社会福祉関係被害	福祉課長	福祉関係施設の長
教育関係被害	教育委員会各課長	学校長、PTA会長 各施設の管理者

〔資料編〕 災害救助法の適用基準（資料4-2-4）

災害救助法施行細則（資料4-2-5）

災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（資料4-2-6）

イ. 被害状況の報告等

(7) 弘前地区消防事務組合の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

	回線種別	電話		ファックス	
県 (防災危機管理課)	N T T 回線	017-734-9088 017-734-9097		017-722-4867 017-734-8017	
	防災情報ネットワーク	8-810-6020		文書データ伝送	
消防庁 応急対策室		平日(9:30-18:15)	左記以外(宿直室)	平日(9:30-18:15)	左記以外(宿直室)
	N T T 回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信ネットワーク	(8)-048-500-90-43422	8-048-500-90-49102	(8)-048-500-90-49033	(8)-048-500-90-49036

(イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁 応急対策室））に逐次報告する。

総務課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に青森県 防災情報ネットワーク等により報告する。

- a 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- b 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- c 避難の必要の有無又は避難の状況
- d 住民の動向
- e その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- f 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。

ウ、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

〔資料編〕 火災・災害等即報要領（資料4－2－7）

(1) 火災等即報

ア、交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

- (ア) 航空機火災
- (イ) トンネル内車両火災
- (ウ) 列車火災

イ、危険物等に係る事故

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (エ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で次に該当するもの
 - a 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (オ) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (カ) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリー火災

ウ、原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの

エ、ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

オ、爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- ア. 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- イ. バスの転落等による救急・救助事故
- ウ. ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- エ. 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- オ. その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(3) 武力攻撃災害即報

ア. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

イ. 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(4) 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）

被害調査報告分担区分

調査・報告事項	様式番号	市における調査区分担	県への報告	
			県出先機関経由	主管課
被害実態調査・被害者名簿	1、2	税務課、市民課		
災害即報・災害確定報告	3	総務課		防災危機管理課
被害状況調（人・住家）、救助の実施状況	4、5	総務課	中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 (電話33-8529)	健康福祉政策課
医療施設被害	6	子育て健康課	中南地域県民局地域健康福祉部 保健総室（電話33-8521）	医療薬務課
廃棄物処理施設の被害	7	市民課		環境保全課
環境衛生施設被害	8	子育て健康課	中南地域県民局地域健康福祉部 保健総室（電話33-8521）	保健衛生課
水道施設被害	9	上下水道課	中南地域県民局地域健康福祉部 保健総室（電話33-8521）	保健衛生課
水稻被害	10、11	農林課	中南地域県民局地域農林水産部	農産園芸課
りんご特産果樹被害	12	農林課	中南地域県民局地域農林水産部	りんご果樹課
畑作・野菜・一般果樹・桑樹被害	13	農林課	中南地域県民局地域農林水産部	農産園芸課
果樹類樹体被害	14	農林課	中南地域県民局地域農林水産部	りんご果樹課
畜産関係被害	15、16	農林課	中南地域県民局地域農林水産部	畜産課
農業関係(非)共同利用施設被害	17、18 19	農林課	中南地域県民局地域農林水産部	構造政策課、農産園芸課、 りんご果樹課、畜産課
農業協同組合及び農業協同連合会の在庫品被害	20	農林課	中南地域県民局地域農林水産部	団体経営改善課
農地及び農業用施設の被害額	21	農林課	中南地域県民局地域農林水産部	農村整備課
林業関係被害	22、23	農林課	中南地域県民局地域農林水産部	林政課
商工業、観光施設被害	24	商工観光課		商工政策課、観光企画課
土木施設被害	25	建設課	中南地域県民局地域整備部	河川砂防課、道路課、都市計画課
文教関係被害	26	教育委員会の各課	中南教育事務所	教育庁教育政策課 (私立学校)総務学事課

福祉施設被害	27	福祉課	中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 (電話32-1131)	健康福祉政策課
その他の公共施設被害	28	該当各課		県の関係各課

※被害調査報告様式については様式編を参照。

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア. 総務課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4(様式編)により、災害状況を逐次県(防災危機管理課)に報告するとともに、県の各部局には上記の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況
- (ウ) 指定避難所の開設状況
- (エ) 避難生活の状況
- (オ) 救護所の設置及び活動状況
- (カ) 傷病者の受入状況
- (キ) 観光客等の状況
- (ク) 応急給食・給水の状況
- (ケ) その他
 - a 平川市外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
 - b 平川市外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況
 - c その他

イ. 被害報告区分

被害報告区分は次のとおりとする。

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者 軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位
	住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

区 分		認 定 基 準
そ の 他 の 被 害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 及 び 冠 水	田の例に準ずる。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が砂防のための施設、又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	電車等列車の運行が不能となった程度の被害とする。

電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
下 水 道	下水道法第2条第1項第2号に規定する下水道とする。
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。
公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

区 分		認 定 基 準
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

- ・損壊とは、住宅が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- ・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として

固定された設備を含む。

3. 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。総務課は、その確定状況を取りまとめて、県（防災危機管理課）に報告する。

4. 報告の方法及び要領

(1) 方法

ア. 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話、ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集、伝達する。

イ. 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワークまたは警察無線等他機関の無線通信設備等を利用する。

ウ. すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

ア. 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。

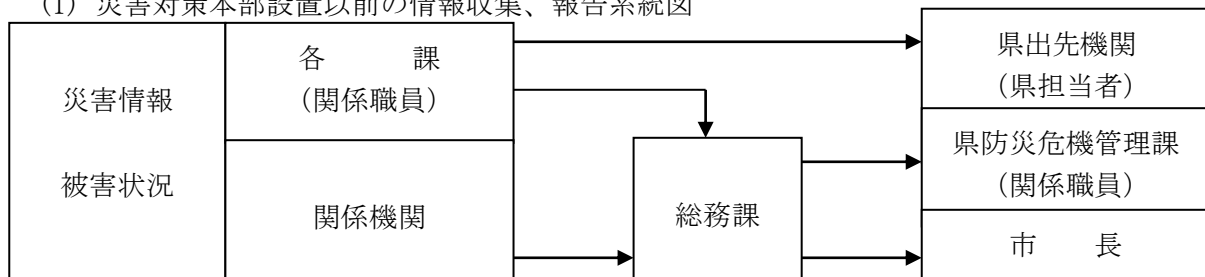
イ. 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。

ウ. 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

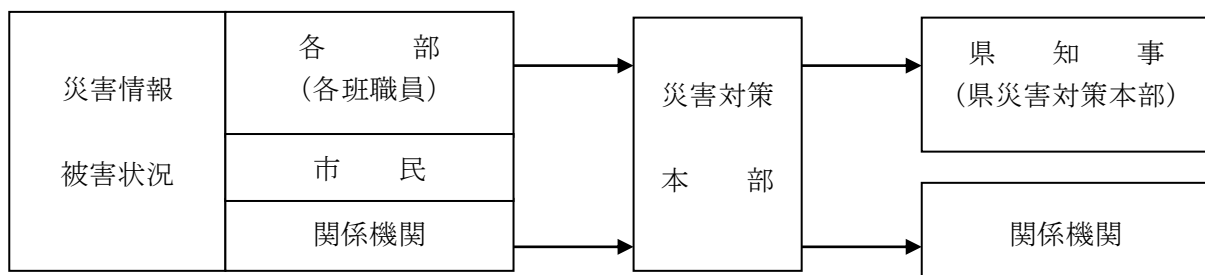
エ. 県への報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行う。

5. 情報の収集、報告の系統図

(1) 災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



(2) 災害対策本部設置後の情報収集、報告系統図



第3節 通信連絡〔総務課〕

風水害等の災害時において、各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても対応できる体制の整備を図る。

1. 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、市長が行う。

2. 通信連絡手段

市等は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

(1) 防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。

(2) 保有する防災行政無線を基幹として、その他の手段の活用により、市内の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し情報連絡を行う。

(3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。

(4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

3. 連絡方法

(1) 市は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間休日における通信連絡体制を確立しておく。

(2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。

なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告しておく。

4. 通信連絡

(1) 青森県防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線により、県、市町村及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

(2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

ア 災害時優先電話

(ア) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話（固定・携帯・衛星）を利用して通信連絡を行う。

(イ) 各機関は、東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

〔資料編〕 災害時優先電話設置場所一覧（資料4－3－1）

イ 非常・緊急電報

非常時において、通信設備が壊れるか又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは、救援、交通、電話等の確保または社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常または緊急電報」として取扱い、他の電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	担当責任者	手 続
東日本 電信電話(株) 青森支店	非常電報 緊急電報	総 務 課 長	・ 申込み受付番号は 1 1 5 番 ・ 「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げる。又は発信紙空白に「非 常」又は「緊急」を朱書する。 ・ 必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、衛星携帯電話や市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

ア 市有無線設備

次の市有無線設備は、別に定める防災無線局運用規程に基づいて運用するものとする。

連絡用無線設備

無線の種別	設置場所	周波数及び空中線電力	台 数
基地局	平川市役所本庁舎	351.2MHz-351.38125MHz 5w	4 台
基地局	平川市役所健康センター	351.2MHz-351.38125MHz 5w	1 台
基地局	平川市役所葛川支所	351.2MHz-351.38125MHz 5w	1 台
基地局	平川市役所尾上総合支所	351.2MHz-351.38125MHz 5w	1 台
基地局	平川市役所碓ヶ関総合支所	351.2MHz-351.38125MHz 5w	1 台
基地局	弘前地区消防事務組合 平川消防署	351.2MHz-351.38125MHz 5w	1 台
基地局	弘前地区消防事務組合 平川消防署 碓ヶ関分署	351.2MHz-351.38125MHz 5w	1 台
車載無線機	平川市役所 市有自動車	351.2MHz-351.38125MHz 5w	9 台
車載無線機	平川市消防団車両	351.2MHz-351.38125MHz 5w	40 台
携帯無線機	平川市役所 各部署	351.2MHz-351.38125MHz 5w	29 台
携帯無線機	避難所（小中学校13、孤立集落8）	351.2MHz-351.38125MHz 5w	21 台
携帯無線機	弘前地区消防事務組合 平川消防署	351.2MHz-351.38125MHz 5w	1 台
携帯無線機	弘前地区消防事務組合 平川消防署 碓ヶ関分署	351.2MHz-351.38125MHz 5w	1 台
携帯無線機	平川市消防団	351.2MHz-351.38125MHz 5w	30 台

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合、又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災関係機関の無線通信設備を利用する。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

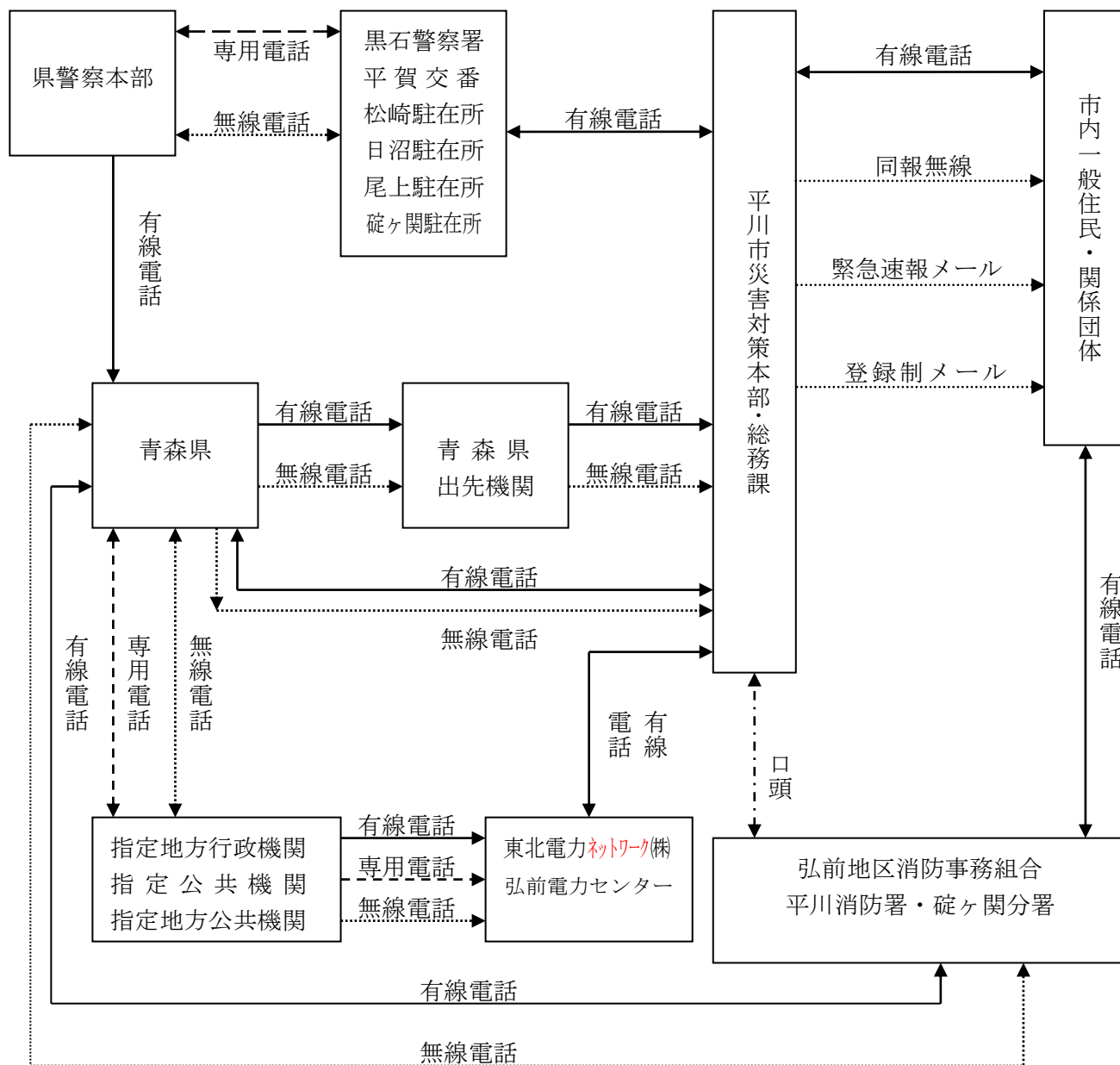
無線通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
消防無線	弘前地区消防事務組合 平川消防署	平川市平田森前田331	総務課長	平賀・尾上地域
	弘前地区消防事務組合 平川消防署碓ヶ関分署	平川市碓ヶ関湯向川添31		碓ヶ関地域
警察無線	黒石警察署 部署・電話	黒石市北美町2-47-1	〃	交番・駐在所の設備を含む ※東北地方非常通信協議会（警察側）
東北電力無線	東北電力ネットワーク(株)弘前電力センター 総務課・電話	弘前市本町1	〃	※東北地方非常通信協議会（電力側）
国土交通省無線	東北地方整備局青森河川国道事務所 弘前国道維持出張所 部署・電話	弘前市城東 中央5丁目6-10	建設課長	※東北地方非常通信協議会（建設側）
東日本電信電話無線	東日本電信電話(株)青森支店 災害対策担当(017-774-9550)	青森市橋本二丁目 1-6	総務課長	
タクシー無線	(株)平賀ハイヤー電話44-2651	平川市柏木町藤山25-2	〃	
	昭和タクシー 電話46-2121	平川市碓ヶ関高田14-1		

(4) 専用通信設備の利用

災害時において電気通信設備の利用ができなくなった場合、又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用に必要な手続等については、あらかじめ協議して定めておく。

専用通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
警察電話	黒石警察署 警備課 電話	黒石市北美町2-47-1	総務課長	交番・駐在所の設備を含む
消防電話	弘前消防事務組合 平川消防署	平川市平田森前田331		
気象通信	青森地方気象台	青森市花園1-17-19		
電気事業電話	東北電力ネットワーク(株) 弘前電力センター 電話	弘前市本町1		
マイクロ無線電話	青森河川国道事務所	青森市中央3-20-38		

5. 災害通信利用系統図



※有線通信及び無線通信が利用若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報・情報提供〔総務課〕

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施するものとする。

1. 実施責任者

- (1) 市長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知するため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が収束したときは必要に応じて住民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2. 広報担当

市長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区 分	責 任 者	広 報 先	連 絡 方 法
情報総括班長 情報総括班員	総 務 課 長	住 民	防災行政無線（同報無線）、Ｌアラート、緊急速報メール、登録制メール、ヤフー防災速報、広報車、町会放送、市ホームページ等
		報 道 機 関	
		防 災 関 係 機 関	
		市 職 員	有線電話、ファクシミリ、口頭、文書
			有線電話、無線電話、庁内放送、内線電話、登録制メール

3. 災害広報の要領

- (1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 市の実施する広報は、総務班長（総務課長）に連絡する。
- (3) 総務班長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
 - ア. 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ. 災害の概況
 - ウ. 市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
 - エ. 避難の勧告、指示等の発令状況
 - オ. 電気、ガス、水道等供給の状況
 - カ. 防疫に関する事項
 - キ. 火災状況
 - ク. 指定避難所、医療救護所の開設状況
 - ケ. 給食、給水の実施状況
 - コ. 道路、河川等の公共施設の被害状況
 - サ. 道路交通等に関する事項
 - シ. 二次災害を含む被害の防止に関する事項
 - ス. 一般的な住民生活に関する情報
 - セ. 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
 - ソ. その他必要な事項
- (5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。
 - ア. 報道機関への発表資料は総務班長が取りまとめる。
 - イ. 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し発表する。

(6) 住民への広報

住民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速、的確かつわかりやすく行う。

- ア. 防災行政無線（同報無線）、緊急速報メール、登録制メール等の設備による広報
- イ. 広報車による広報
- ウ. 報道機関による広報
- エ. 広報紙の掲示、配布
- オ. 避難所への職員の派遣
- カ. その他インターネットのホームページや防災メール、アマチュア無線の活用等

(7) 在日・訪日外国人に対して防災・気象情報が確実に伝達できるよう、国・県と連携し、多言語化等の環境の整備を図るものとする。

4. 住民相談室の開設等

(1) 災害が収束したときは、必要に応じ、総務課長は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。

(2) 市長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ誠実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。

(3) 市長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。

また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（171番）の活用を住民に周知するよう努める。

(4) 被災地方公共団体は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5. 避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（指定避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

第5節 避難〔総務課・市民課・国保年金課・市民生活課・商工観光課・学校教育課〕

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害から住民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

1. 実施責任者

(1) 避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告、指示並びに指定避難所の開設及び収容保護は市長が行うが、市長と連絡がとれない場合は副市長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を市長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 (要 件)	根 拠 法
市 長	災害全般	災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第60条
自 衛 官	〃（警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（市長）	洪水による氾濫についての避難の指示	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	地すべり等防止法第25条

(2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、市長が行うものとする。

なお、法律に定める特別の場合は、市長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 (要 件)	根 拠 法
市 長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
警 察 官	災害全般 同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、市長等及び警察官がその場にいないとき	災害対策基本法第63条
消防職員又は消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	消防法第28条 消防法第36条
水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者	洪水 水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

2. 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告等は、おおむね次のとおりとし、具体的な基準は別に定める。

〔資料編〕 避難勧告等発令基準（資料4-5-1）

種 別	基 準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	1. 気象予報・警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき 2. 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であるとき 3. 上記の場合において、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき
【警戒レベル4】 避難勧告	1. 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2. 氾濫危険水位に達したとき（氾濫危険水位の設定がある河川） 3. 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき 4. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	1. 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められたとき 2. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき
【警戒レベル5】 災害発生情報	1. 災害が既に発生しているとき

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、これらの基準及び範囲の設定、見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

3. 避難勧告等の伝達

住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行う当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、避難勧告等判断基準等を明確にしておく。

また、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近傍の安全な建物への「緊急的な退避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を伝達するなど、危険が圧迫する前に十分な余裕をもって、避難の勧告・指示等を行うほか、一般住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

市は避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域及び判断時期、土砂災害に関する避難勧告等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めることとする。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア. 避難指示（緊急）等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。なお、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水による避難の勧告、指示は次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号		
乱 打	約1分 ○——	約5秒 休止	約1分 ○——

(イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ウ) 防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、ヤフー防災速報により伝達する。

(エ) 広報車により伝達する。

(オ) 情報連絡員等による戸別訪問、マイク等により伝達する。

(カ) 電話により伝達する。

(キ) Lアラート（災害情報共有システム）

(ク) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）

イ. 市長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 警戒レベルと求める行動

(イ) 避難が必要である状況、避難指示（緊急）の理由

(ウ) 危険区域

(エ) 避難対象者

(オ) 避難経路

(カ) 指定避難所

(キ) 移動方法

(ク) 避難時の留意事項

ウ. 情報連絡員等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

(ア) 戸締り、火気の始末を完全にすること。

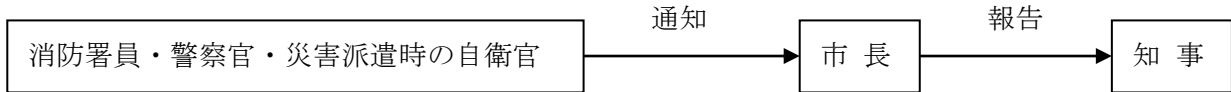
(イ) 携帯品は、必要な最小限のものにすること。

（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む、）等）

(ウ) 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア. 避難の勧告または指示を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 市長が避難を勧告し、若しくは指示したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きを指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

a 避難勧告等を発令した場合

- ・ 災害等の規模及び状況
- ・ 勧告・指示の別
- ・ 避難の勧告又は指示をした日時
- ・ 勧告又は指示の対象地域
- ・ 対象世帯数及び対象人数
- ・ 指定避難所開設予定箇所数

b 避難勧告等を解除した場合

- ・ 避難の勧告又は指示を解除した日時

(イ) 警察官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。

(ウ) 水防管理者が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を黒石警察署長に通知する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を黒石警察署長に通知する。

イ. 避難の勧告又は指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ. 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を市長に通知するものとする。

(3) 市は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めること。

4. 避難方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア. 避難の勧告又は指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は町会などの単位とする。

イ. 避難の勧告又は指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア. 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難場所へ誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ. 避難誘導員は、市職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ. 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団につき添って誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方

法（指さし法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ. 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

5. 指定緊急避難場所の開放

市長は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

6. 指定避難所の開設

市長は、避難勧告・避難指示（緊急）等を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定の指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の受入に当たっては、受入対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間等を考慮して受入を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の把握に努める。

必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。要配慮者に配慮して必要に応じて福祉避難所を開設する、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、又は民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

〔資料編〕 指定避難所等一覧（資料3-8-1）

福祉避難所一覧（資料3-8-2）

(1) 事前措置

ア. 指定避難所に配置する職員については、あらかじめ市区域の各方面別に担当を定めておき、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ. 指定避難所に配置する職員の数は、指定避難所1か所当たり最低3人とし避難状況により増員する。

ウ. 指定避難所に配置する職員について、指定避難所班（市民課・国保年金課）の職員で不足する場合には、動員班（総務課）に応援職員を要請する。

エ. 応援職員等の選定に当たっては、避難所となる施設（学校等施設）の近くに居住している職員などの中からあらかじめ指定する。

オ. 町会・自主防災組織の判断により避難する場合も想定されることから、あらかじめ市との緊急連絡体制を整備し、毎年連絡体制の確認を行う。特に、道路の遮断などにより、災害時の孤立対策を要する東部・久吉地区については十分に配慮する。

(2) 指定避難所の開設手続

ア. 市長は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、避難所班長（市民課長・国保年金課長）に開設命令を発する。避難所班長（市民課長・国保年金課長）は、市長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して指定避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、市の避難対策に協力する。指定避難所の事前指定等については、第3章第9節「避難対策」による。

イ. 市長（市民課・国保年金課）は、指定避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。

また、指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとお

りとする。

- (ア) 開設した場合
 - 指定避難所を開設した日時
 - 場所（指定避難所名も含む。）及び箇所数
 - 避難世帯数及び人数
 - 開設期間の見込み
- (イ) 閉鎖した場合
 - 指定避難所を閉鎖した日時
 - 最大避難人数及びそれを記録した日時
- (3) 指定避難所に受入れする者
指定避難所に受入れる対象者は次のとおりである。
 - ア. 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
 - イ. 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
 - ウ. 避難の勧告、指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者
- (4) 指定避難所開設期間
指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。
- (5) 指定避難所における職員の任務
 - ア. 一般的事項
 - (ア) 指定避難所開設の掲示
 - (イ) 避難者の受付及び整理
 - (ウ) 日誌の記入
 - (エ) 食料、物資等の受払及び記録
 - (オ) 避難者名簿の作成
 - イ. 本部への報告事項
 - (ア) 指定避難所の開設（閉鎖）報告
 - (イ) 指定避難所状況報告
 - (ウ) その他の必要事項
 - ウ. 指定避難所の運営管理
 - (ア) 費用
指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
 - (イ) 指定避難所の責任者、連絡員の指定及び用務
 - a 指定避難所を開設したときは、指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所の運営管理と避難者の保護に当たらせる。
 - b 指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。
 - c 指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。
また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
 - d 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。
 - e 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。
 - f 避難所の周辺で在宅・車中・テント泊等をしている被災者の情報の把握に努め、物資等

の供給及び訪問による健康相談や心のケアの実施に努める。

- g 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。
- h 指定避難所で生活せず、食料や水等を受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- i 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。
- j 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。
- k 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、弘前保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

7. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた学校防災計画または避難に関する要領等により実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

8. 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に平川市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。
 - (ア) 設定の理由
警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。
 - (イ) 設定の範囲
「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

9. 孤立地区対策

市は、被害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、市防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。また、負傷者の緊急運送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

10. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

11. 広域避難者対策

所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

12. 訪日外国人旅行者対策

市は、災害多言語支援センターを設置し、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

13. 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 市は、自ら指定避難所の開設・運営が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、指定避難所の開設・運営について応援を要請する。
- (3) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村と協議し、又は他都道府県の市町村への収容については県に対して当該都道府県との協議を求める。
- (4) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (5) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市は、要配慮者の受入れについて、県に対し要請する。

〔資料編〕 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書

(資料4-30-3)

14. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

〔資料編〕 災害救助法施行細則 (資料4-2-5)

第6節 消 防 [弘前地区消防事務組合]

風水害等の災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1. 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、弘前地区消防事務組合消防長（以下「消防長」という。）が行う。

2. 出火防止・初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、弘前地区消防事務組合消防長は、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3. 消火活動

消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災においては、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定されるため、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼

防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4. 救急・救助活動

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、医療機関、県医師会南黒支部、日本赤十字社青森県支部平川区、黒石警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

5. 消防計画

災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊登録部隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動の支援等を含む具体的対策等については、消防計画等による。

6. 応援協力関係

市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援等が必要である旨の連絡及び自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

〔資料編〕 青森県消防相互応援協定（資料4－30－1）
消防相互応援協定書（資料4－30－2）

第7節 水 防 [総務課・建設課・農林課]

洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

1. 実施責任者

災害時における水防活動は、市長（水防管理者）が行う。

2. 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、市長（水防管理者）は直ちに河川、ため池、水路等を巡視し既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなどの迅速な水防活動を実施するため、河川管理者及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対してその区域への立入禁止、又はその区域からの退去等を指示する。

〔資料編〕 重要水防箇所（資料4－2－3）
河川表（資料3－4－9）
ため池分布状況（資料3－4－10）

3. 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

4. 応急復旧

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講じる。

5. 水防活動従事者の安全確保

上記2～4の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

6. 水防計画の策定

水防計画の策定に当たっては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。

7. 警戒水位の周知

- (1) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（以下、「洪水予報河川等」という。）について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。
- (2) 県は、市長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。
- (3) 市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

8. その他

その他具体的対策等については、市水防計画による。

9. 応援協力関係

市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

〔資料編〕 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書

(資料4-30-3)

第8節 救出〔総務課・弘前地区消防事務組合・子育て健康課〕

風水害等による災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図るものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するため、平時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

1. 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

市長（消防長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）

災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、黒石警察署その他の関係機関と連携を密にしながら救出又は捜索を実施する。

2. 救出方法

- (1) 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。
- (2) 救出現場には、必要に応じて現地合同調整所を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
- (3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ市長等が指示する。

- (4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- (5) 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
- (6) 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。
- (7) 消防機関は、保健班（子育て健康課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。
- (8) 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救助活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

3. 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者

4. 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

5. 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機 関 名	担当課	所 在 地	電 話	備 考
平川市役所	総務課	平川市柏木町藤山25-6	44-1111	内線1352・1354
黒石警察署	警備課	黒石市北美町2-47-1	52-2311	110番
弘前地区消防事務組 (消防署・分署)	通信指令課	弘前市大字本町2-1	32-5101	119番

6. 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

7. 応援協力関係

市長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊による応援及び自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所（現地調整所）を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

〔資料編〕 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書

(資料4-30-3)

8. その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

〔資料編〕 災害救助法施行細則（資料4－2－5）

第9節 食料供給

〔総務課・管財課・市民課・国保年金課・福祉課・市民生活課・給食センター〕

風水害等の災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

- (1) 市長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）は、炊き出し及びその他の食品の提供を行う。

2. 炊き出しその他による食品供給の方法

- (1) 炊き出し担当
 - ア. 炊き出し担当は避難所班（市民課・国保年金課）及び給食班（給食センター）とする。
 - イ. 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
- (2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

 - ア. 指定避難所に避難している者
 - イ. 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者
 - (ア) 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まる等により炊事のできない者を対象とする。
 - (イ) 親せき、知人等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
 - ウ. 被害を受け一時縁故先に避難する者
 - (ア) 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては、応急食料品を現物をもって支給する。
 - (イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
 - エ. 旅行者、一般家庭の来訪者、列車、船舶の乗客等であって、食料品の持ち合わせがなく調達ができない者、なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講じる場合は対象としない。
 - オ. 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者
- (3) 供給品目
 - ア. 主食
 - (ア) 米穀
 - (イ) 弁当等
 - (ウ) パン、うどん、インスタント食品等
 - イ. 副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

指定避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量

(1歳以上、1人1日当たり)

○エネルギー 1,800～2,200kcal

○たんぱく質 55g以上

○ビタミンB1 0.9mg以上、ビタミンB2 1.0mg以上、

ビタミンC 80mg以上

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、次のとおりである。

〔資料編〕 炊き出しの実施場所（資料4－9－1）

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しは必要に応じ次の協力団体に協力を求めるものとする。

団 体 名	代表者	事務局
平賀赤十字奉仕団	委員長	市社会福祉協議会
尾上赤十字奉仕団	委員長	
碓ヶ関赤十字家庭看護法奉仕団	委員長	日本赤十字社青森県支部
市連合婦人会	会 長	会長
平賀地区婦人防火クラブ	委員長	弘前地区消防事務組合消防本部予防課
碓ヶ関地区婦人防火クラブ	委員長	
市社会福祉協議会	会 長	市社会福祉協議会
市民生委員児童委員協議会	会 長	福祉課福祉総務係
市食生活改善推進委員会	会 長	子育て健康課健康推進係

3. 食品の調達

(1) 調達担当

調達担当は、管財班（管財課）とする。

(2) 食料の確保

ア. 市長は、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や町会、自主防災組織等を通じて啓発する。

イ. 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通備蓄に努める。
特に、粉ミルクや柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ. 流通備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 食料の調達

ア. 応急用食料

市長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀等の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

イ. 災害救助用米穀

市長は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡を要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産省に連絡する。

(4) その他の食品及び調味料の調達

市長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア. パン、おにぎり、即席めん等の調達

市長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

イ. 副食、調味料等の調達

市長は、副食、調味料等の供給を行う必要がある場合、副食、調味料等生産業者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

要請により、知事は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達するものとし、さらに必要に応じて国や協定締結事業者等に要請して調達し、市に供給する。

ウ. 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりである。

(ア) 弁当、パン、うどん等製造所、インスタント食品調達先

〔資料編〕 食料品の調達先（資料4-9-2）

(イ) 調達、供給食料の集積場所

調達食料及び供給食料の集積場所は、次のとおりである。

施設名	管理責任者	電話番号	物資配分対象地域
健康センター	所長	44-1111	市全域
尾上地域福祉センター	所長	57-5311	尾上地域
碓ヶ関地域福祉センター	所長	45-2725	碓ヶ関地域

4. 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

ア. 食料品の配分担当は福祉班（福祉課）とする。

イ. 福祉班の構成は、次のとおりとする。

集積場所	班長	班員	備考
平賀給食センター	1名	3名	
尾上給食センター	1名	3名	
文化センター	1名	2名	
平賀農村環境改善センター	1名	2名	
碓ヶ関公民館	1名	3名	
葛川支所	1名	2名	

(2) 配分要領

市長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア. 炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また給食施設等の

利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ. 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、町会、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進員会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ. 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）として支給することは避ける。

エ. 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ. 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

5. 応援協力関係

市長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

〔資料編〕 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4-30-3）

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

〔資料編〕 災害救助法施行細則（資料4-2-5）

第10節 給 水〔上下水道課〕

風水害等の災害による水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

2. 飲料水の供給方法

(1) 給水担当等

給水担当は水道班（上下水道課）とする。

(2) 対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断滅水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア. 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。 （給水可能数量1, 100m³/日）

イ. 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。 （給水可能数量1, 100m³/日）

- ウ. 消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。（給水可能数量1, 100 m³/日）
- エ. 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。
（給水可能数量1, 100 m³/日）
- オ. 井戸水等の自然水を、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。（給水可能数量1, 100 m³/日）
- ※給水可能数量は、あくまでも目安である。

3. 給水資機材の調達等

(1) 給水資器材の調達

- ア. 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。
- イ. 地域内所在の給水資機材は、次のとおりである。

種類 所有者等	給水タンク 能力水量	給水缶 能力水量	給水袋 能力水量	連絡先 電話番号
市	2,500 L (1,000 L × 1) (1,500 L × 1) 1,500 Lは揚水 ポンプ付	700 L (20 L × 35缶)	2,400 L (6 L × 400袋)	上下水道課工務係 44-1111(内線1121)
久吉ダム 水道企業団	2,000 L (1,000 L × 2)		3,800 L (10 L × 80袋) (6 L × 550袋)	48-2229

(2) 補給用水源

飲料水の補給用水源として適当な水源は、次のとおりである。

水源名	所在地	管理者	水質状況	備考
取水井戸	金屋上早稲田地内	平川市長	良 好	満水時浄水池容量1,805m ³ (浄水場供給能力1,728m ³ /日)
久吉 浄水場	碓ヶ関久吉瀬ヶ平地内	久吉ダム水 道企業団企 業長	良 好	満水時浄水池容量680m ³ (浄水場供給能力7,500m ³ /日)

4. 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

- ア. 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報
- イ. 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事または保守点検
- ウ. 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

5. 応援協力関係

- (1) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

〔資料編〕 水道災害相互応援協定（資料4－30－6）

- (2) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

〔資料編〕 災害救助法施行細則（資料4－2－5）

第11節 応急住宅供給〔施設建築課、建設課、企画財政課〕

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができないか、又は応急修繕をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅等を建設若しくは借り上げ、又は被害住家を応急修繕し、被災者の救済を図るものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅等の建設及び借り上げ並びに被害住家の応急修繕は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。

2. 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間住居することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

(ア) 二次災害の発生のおそれのない場所

(イ) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

(ウ) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

(エ) 被災者の生業の見通しがたつ場所

平成30年3月現在の建設予定地リストは次のとおりである。

施設名	地番	敷地面積	想定建設戸数
平賀西中学校グラウンド	平川市大光寺白山13番地2	28,901㎡	264戸
尾上中学校グラウンド	平川市中佐渡南田49番地	24,900㎡	108戸
碓ヶ関小学校グラウンド	平川市碓ヶ関三笠山127番地23	15,000㎡	120戸

※応急仮設住宅の建設は平成29年度に青森県が作成した配置計画を基準とし、状況に合わせて配置する。

(2) 供与

(ア) 対象者

災害により、住宅が全壊（焼）又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

(イ) 管理及び処分

- a 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建築物であることから、なるべく早い機会に他の居住へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

b 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、福祉仮設住宅の設置に配慮する。

(4) 公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の活用

市は関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3. 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理の支援を行う。

(1) 対象者

災害により、住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理の方法

(ア) 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。

(イ) 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

4. 建設方法、建築資材及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建設は、施設建築班（施設建築課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅等の建設等に必要な建築技術者について、市内の次の協会等とあらかじめ協議し確保する。

令和2年1月現在

組合等名	所在地	電話番号	加盟業者数
平川市建設協会	平川市新館藤山135	44-7286	45業者

5. 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備する。

6. 応援協力関係

市長は、自ら応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施又はこれに要する人員及び建築資材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

〔資料編〕 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4-30-3）

7. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

〔資料編〕 災害救助法施行細則（資料4-2-5）

第12節 遺体の搜索、処理、埋火葬〔市民課・子育て健康課・福祉課〕

被災地の住民が風水害等の災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

1. 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の搜索は、警察官の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。
- (2) 災害時における遺体の処理は、黒石警察署の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委任を受けた日本赤十字青森県支部長並びに知事から委任された市長）が行う。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

2. 遺体の搜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

- ア. 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合
- イ. 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- ウ. 災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、警察官及び消防団員等により搜索班を編成し、実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア. 実施責任者 イ. 遺体発見者 ウ. 搜索年月日 エ. 搜索地域
- オ. 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。） カ. 費用

3. 遺体の処理

(1) 対象

遺体の処理は、後記4の遺体の埋火葬の場合に準ずる。

(2) 遺体の処理の方法

- ア. 黒石警察署は、医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認を行う。
- イ. 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。
- ウ. 市は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
- エ. 大規模災害発生時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、市は、県及び県警察等と連携し、多数の遺体の検視及び一時保存が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。

市は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保存するものとする。但し、身元が判明しない遺体については行旅死亡人として取り扱う。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア. 実施責任者 イ. 死亡年月日 ウ. 死亡原因 エ. 遺体発見場所及び日時
オ. 死亡者及び遺族の住所氏名 カ. 洗浄等の処理状況 キ. 一時収容場所及び収容期間 ク. 費用

4. 遺体の埋火葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

ア. 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋火葬を行うことが困難であるとき

イ. 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき

ウ. 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき

エ. 埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき

(2) 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬または納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。

(4) 火葬及び埋蔵予定場所は、次のとおり定めておく。

ア. 火葬場

名 称	所在地	管理者	電話番号	1日処理能力	使用燃料	備 考
やすらぎ聖苑	新屋町田川204-1	市長	43-5052	6 体	灯油	平常火葬能力
碓ヶ関斎場	碓ヶ関白沢241	市長	45-2856	2 体	灯油	平常火葬能力

イ. 埋蔵予定場所

埋蔵の予定場所は、死者が生前に住居した地区または死者が発見された地区の共同墓地とする。

(5) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア. 実施責任者 イ. 埋火葬年月日 ウ. 死亡者の住所、氏名

エ. 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係 オ. 埋火葬品等の支給状況 カ. 費用

5. 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6. 応援協力関係

市長は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

〔資料編〕 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4-30-3）

7. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

〔資料編〕 災害救助法施行細則（資料4-2-5）

第13節 障害物除去〔総務課・市民課・建設課〕

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、又道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため障害物を除去するものとする。

1. 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

2. 障害物の除去

(1) 住家等における障害物の除去

ア. 対象者

災害により、住家等が半壊又は床上浸水し、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ. 障害物除去の方法

- (ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、または土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (イ) 除去作業は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

- ア. 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。
- イ. 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。
- ウ. 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。
- エ. 国は道路管理者等である県及び市に対し、県は道路管理者等である市に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。
- オ. 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。
- カ. 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。
- キ. 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

3. 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所とし、その場所は次のとおりである。

集積地		所在地	電話番号	収容能力	管理者	備 考
整備 事務 組合	弘前地区環境整備センター	弘前市大字町田字筒井6-2	36-3883	246t/日	弘前市長	可燃物・不燃物・粗大ごみ (平賀・碓氷地域)
	南部清掃工場	弘前市大字小金崎字川原田54	92-2105	140t/日	弘前市長	可燃物 (平賀・碓氷地域)
施設 組合	黒石地区環境管理センター ごみ処理施設	黒石市大字竹鼻字北野田470	53-1222	120t/日 40t/5h	黒石市長	可燃物・不燃物・粗大ごみ (尾上地域)
	沖浦埋立処分地	黒石市大字沖浦字長沢出口地内	53-1222	65,430m ³	黒石市長	不燃物 (尾上地域)

- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

4. 資機材等の調達

市長は、障害物の除去に必要な資機材等を次により調達する。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。
作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。
- (3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。

〔資料編〕 障害物除去に要する機械、器具等の状況（資料4-13-1）

5. 応援協力関係

市長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

〔資料編〕 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4-30-3）

〔資料編〕 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（資料4-30-8）

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

〔資料編〕 災害救助法施行細則（資料4-2-5）

第14節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与〔福祉課・市民生活課〕

風水害等の災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失、又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合または災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は知事間真又は知事から委託された市長）が生活必需品

の確保・調達し、被災者に給（貸）与する。

2. 確保

- (1) 県及び市は、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の生活必需品等を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 市は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄または流通備蓄に努める。
- (3) 市は、流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。

3. 調達

(1) 調達担当

調達担当は、福祉班（福祉課）と地域班（市民生活課）とする。

(2) 調達方法

市内の災害時応援協定締結業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

調達先及び調達可能数量は、次のとおりとする。

〔資料編〕 被服、寝具、その他生活必需品調達先（資料4-14-1）

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

施設名	管理責任者	電話番号	物資配分対象地域
健康センター	所長	44-1111	市全域
尾上地域福祉センター	所長	57-5311	尾上地域
碓ヶ関地域福祉センター	所長	45-2725	碓ヶ関地域

4. 給（貸）与

(1) 給（貸）与担当等

ア. 給（貸）与担当は、福祉班（福祉課）と尾上・碓ヶ関市民生活班（尾上・碓ヶ関市民生活課）とする。

イ. 福祉班・尾上・碓ヶ関市民生活班の構成は、次のとおりとする。

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	物資配分対象地域
健康センター	柏木町藤山16-1	所長	44-1111	市全域
尾上地域福祉センター	猿賀南田96-3	所長	57-5311	尾上地域
碓ヶ関地域福祉センター	碓ヶ関三笠山120-1	所長	45-2725	碓ヶ関地域

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

- ア 寝具
- イ 外衣
- ウ 肌着
- エ 見廻品
- オ 炊事道具
- カ 食器
- キ 日用品
- ク 光熱材料
- ケ 高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

(4) 配分方法

市は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのご程度の生活必需品を給（貸）与する。

5. 応援協力関係

市長は、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品の給（貸）与の実施またはこれに要する人員及び生活必需品等の調達等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

〔資料編〕 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4－30－3）

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は法外援護による。

〔資料編〕 災害救助法施行細則（資料4－2－5）

災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（資料4－2－6）

第15節 医療、助産及び保健〔子育て健康課・平川・葛川・碓ヶ関診療所〕

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住民が医療または助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講ずる。

1. 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て市長（災害救助法が適用された場合、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任を受けた市長）が行う。

2. 医療、助産及び保健の実施

(1) 対象者

- ア. 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- イ. 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- ウ. 保健の対象者

- (ア) 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者
- (イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
- (ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
- (エ) 指定避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

(2) 範囲

- ア. 診察
- イ. 薬剤又は治療材料の支給
- ウ. 処置、手術その他治療及び施術
- エ. 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所
- オ. 看護、介護
- カ. 助産（分べん介助等）
- キ. 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- ク. 栄養相談指導

(3) 実施方法

ア. 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院または診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設に移送して看護、介護する。

イ. 助産

上記アに準ずる。

ウ. 保健

原則として、救護班により巡回保健活動により当たるものとするが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、診療所に移送する。

(4) 各フェーズにおける保健医療チーム活動の中心及び主な活動場所

フェーズ	活動の中心	主な活動場所
超急性期（48時間迄） ～ 移行期（約5日間迄）	急性期医療ニーズへの対応	DMAT活動拠点本部 （災害拠点病院等）
回復期～慢性期	避難所等で高まる保健、医療 及び福祉分野等の支援ニーズ への対応	・避難所 ・福祉避難所

(5) 救護班の編成

ア. 医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を、医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次のとおり救護班を編成し行う。

班名	班 長 (医師)	班 員			計	分担区域
		看護師 保健師	助産師	事務員		
第1班	5	20	1	3	29	平賀地域
第2班	2	10	1	2	15	尾上地域
第3班	3	10	1	3	17	碓ヶ関地域

(6) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、次のとおり定めておく。

設置予定施設名	所在地	受入能力	施設状況
健康センター	平川市柏木町藤山16-1	200名	鉄筋コンクリート平屋
尾上地域福祉センター	平川市猿賀南田96-3	100名	鉄筋コンクリート2階建
碓ヶ関地域福祉センター	平川市碓ヶ関三笠山120-1	100名	鉄筋コンクリート2階建

3. 医薬品等の調達及び供給

- (1) 医薬品等の調達は、平川診療所において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し救護班に支給する。

〔資料編〕 医療品等の主な調達先（資料4-15-1）

- (2) 医薬品等が不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達あっせんを要請する。

4. 救護班等の輸送

救護班等の輸送は第4章第17節「輸送対策」による。

5. 医療機関等の状況

市内の医療機関の状況は、次のとおりである。

〔資料編〕 医療機関等の状況（資料4-15-2）

6. 応援協力関係

市長は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を含め、応援を要請する。

また、市は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健医療現地調整本部員等と情報連携することとし、県は、県保健医療現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について、県保健医療現地調整本部及び県保健医療調整本部にて行うこととする。

市は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療活動の実施体制の整備に努めるものとする。

〔資料編〕 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4-30-3）

7. その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

〔資料編〕 災害救助法施行細則（資料4-2-5）

第16節 被災動物対策〔市民課〕

風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て、市が行う。

2. 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。市は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

(1) 指定避難所における家庭動物の適正飼養

市は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。

(2) 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第17節 輸送対策〔総務課〕

風水害等の災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両、船舶等を調達し、実施するものとする。

1. 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て市長（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた市長）が行う。

2. 実施内容

(1) 車両及び船舶等の調達

輸送対策担当は総務班（総務課）とする。

市は自ら所有する車両等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。なお、市有車両は、次のとおりである。

〔資料編〕 緊急通行車両及び市保有車両状況（資料4－17－1）

ア. 公共的団体の車両、船舶等

イ. 運送業者等営業用の車両、船舶等

ウ. その他の自家用車両、船舶等

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- ア. 被災者の避難に係る輸送
- イ. 医療、助産及び保健に係る輸送
- ウ. 被災者の救出に係る輸送
- エ. 飲料水供給に係る輸送
- オ. 救援物資の輸送
- カ. 遺体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、救援物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、市町村が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握しておく。

ア. 車両による輸送

本計画に基づき、車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ. 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

ウ. 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより航空輸送を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

第4章第33節「自衛隊災害派遣要請」、第34節「県防災ヘリコプター運航要請」による。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び機数

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所は、次のとおりとする。

〔資料編〕 ヘリコプター場外離着陸場（資料4-17-2）

エ. 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の事前届出制度の活用

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

なお、緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況は、次のとおりである。

〔資料編〕 緊急通行車両及び市保有車両状況（資料4-17-1）

3. 応援協力関係

市長は、市内において輸送力を確保できない場合または不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づく応援または知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

〔資料編〕 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料４－３０－３）

４．その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

〔資料編〕 災害救助法施行細則（資料４－２－５）

第１８節 労務供給〔総務課〕

風水害等の災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、女性団体、町内会等の住民組織、奉仕団等の協力及び雇上げ等により、災害対策要員として必要な人員を確保するものとする。

１．実施責任者

- (1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。
- (2) 市が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、市長が行う。

２．実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、女性団体、その他ＮＰＯ・ボランティア等の活用を図る。
- (2) 奉仕団の編成及び従事作業

ア．奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、女性団体及びその他ＮＰＯ・ボランティア等の各種団体で編成する。

イ．奉仕団の従事作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- (イ) 清掃、防疫
- (ウ) 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
- (オ) 軽易な事務の補助

ウ．奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、市長または日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

エ．日赤奉仕団、ＮＰＯ・ボランティア等の現況

市内における日赤奉仕団、ＮＰＯ・ボランティア等の現況は、次のとおりである。

団 体 名	代表者	事務局
平賀赤十字奉仕団	委員長	市社会福祉協議会
尾上赤十字奉仕団	委員長	
碓ヶ関赤十字家庭看護法奉仕団	委員長	委員長
市連合婦人会	会 長	会長
平賀地区婦人防火クラブ	委員長	弘前地区消防事務組合 消防本部予防課
碓ヶ関地区婦人防火クラブ	委員長	
市社会福祉協議会	会 長	市社会福祉協議会

市民生委員児童委員協議会	会 長	福祉課福祉総務係
市食生活推進改善委員会	会 長	子育て健康課健康推進係

(3) 労務者の雇用

ア. 労務者が行う応急対策の内容

- (ア) 被災者の避難支援
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
- (エ) 飲料水の供給（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
- (オ) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 遺体の搜索及び処理

イ. 労務者の雇用は、原則として弘前、黒石公共職業安定所を通じて行う。

ウ. 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

- (ア) 労務者の雇用を要する目的
- (イ) 作業内容
- (ウ) 所要人員
- (エ) 雇用を要する期間
- (オ) 従事する地域
- (カ) 輸送、宿泊等の方法

エ. 労務者の宿泊施設予定場所は、災害の規模及び災害の発生地域等を考慮し、その都度、市長が定める。

3. 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用	
							実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (市町村長)	災害対策基本法 第71条第1項 (〃 第72条第2項)	従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 土木、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業員 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者	公用令書を交付 (様式県施行細則第9条、第11条)	県施行規則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
				協力命令	救助を要する者及びその近隣の者			
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他保護に関する事項	知事	災害救助法 第7条第1項	従事命令	1と同じ	公用令書を交付	県施行規則に定める額を支給	
		東北運輸局長	災害救助法 第7条第2項		輸送関係者 (1の(6)～(10)に掲げる者)			
		知事	災害救助法第8条	協力命令	1と同じ	1と同じ		
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市町村長	災害対策基本法 第65条第1項	従事	市町村の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者			市町村条例で定める額を補償 (「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)
		警察官 海上保安官	災害対策基本法 第65条第2項					
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第65条第3項					
4	消防作業	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項	従事	火災の現場付近にある者			3に同じ
5	水防作業	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者			3に同じ

4. 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は動員班（総務課）とする。

(2) 労務配分方法

ア. 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、動員班長に労務供給の要請を行う。

イ. 動員班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

5. 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

ア. 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。

イ. 市長は、要請先に適任者がいない場合などの場合は、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 応援協力

市長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

〔資料編〕 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4-30-3）

6. その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

〔資料編〕 災害救助法施行細則（資料4-2-5）

第19節 防災ボランティア受入・支援対策 [福祉課・市社会福祉協議会]

風水害等の災害時において、被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受け入れ体制を確立するものとする。

1. 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、市社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、市長が行う。

2. 防災ボランティアセンターの設置

市は、災害が発生し、市社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

ア. 市災害対策本部との連絡調整を行う。

イ. 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

ウ. 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ. 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。

オ. 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ. 防災ボランティア活動用資材の調達を行う。

キ. 指定避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う市、県など関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元ボランティア団体等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

3. 応援協力関係

(1) 市は、必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

(2) 市は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報をセンター等に適時適切に提供を行う。

(3) 市等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。

(4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第20節 防 疫 [市民課・子育て健康課]

風水害等の災害時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

1. 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て市長が行う。

2. 災害防疫実施要綱

(1) 防疫班の編成

保健班（子育て健康課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり市職員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

班 名	人 員	業 務 内 容	備 考
防 疫 班 1～3班	1班当たり 3名	感染症予防のための防疫措置	・班数及び人員は災害の規模に応じたものとし 班員数及び防疫資材については次表の通り。

区 分		構 成		業務内容	備 考
		班長	班員		
計画班		1 名	2 名	貨物自動車及び薬剤の調達、情報の収集及び薬剤配布計画の樹立	- 各班は状況に応じて共同作業を実施し、又は中南地域県民局地域健康福祉部保健総室の指示に従う。 - 収容にあたっては、特別班を編成する。
配布班	1 班	1 名	2 名	配布計画に基づき、被災区域を巡回し、当該町会長宅または協議した場所に薬剤の必要量を一括配布する。 1 世帯当たりの配布基準は次のとおり。	
	2 班	1 名	2 名	・ 床上浸水 逆性せっけん 500ml (ベンザルコニウム塩化物消毒液) - 消石灰 2kg	
	3 班	1 名	2 名	・ 床下浸水 消石灰 1kg	

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

(3) 消毒方法

ア. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」（以下この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。

イ. 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ. 冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講じることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア. 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ. 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ. 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

ア. 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部保健総室へ連絡する。

イ. 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。

ウ. 感染症指定医療機関は次のとおりである。

感染症指定医療機関	所在地	電話	病床数	備考
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町 5 3	33-5111	6	

(8) 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を受入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア. 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ. 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

ウ. 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

エ. 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

ア. 被害状況報告書

イ. 防疫活動状況の報告

ウ. 防疫経費所要見込額調及び関係書類

エ. 消毒方法に関する書類

オ. ねずみ族昆虫駆除等に関する書類

カ. 生活の用に供される水の供給に関する書類

キ. 患者台帳

ク. 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次のとおりとするが、調達不能の場合は、知事にあつ旋を要請する。

〔資料編〕 防疫用薬剤の調達先（資料４－２０－１）

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和４０年５月１０日衛発第３０２号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要綱」による。

3. 応援協力関係

(1) 市長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を要請する

ほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

〔資料編〕 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4－30－3）

第21節 廃棄物等処理及び環境汚染防止〔市民課〕

風水害等の災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

1. 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、市長が行うものとする。

2. 応急清掃

(1) ごみの処理

ア. ごみの収集及び運搬

市の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集、運搬する。

イ. ごみの処分

(ア) 焼却施設を有する事業所及び指定避難所は、その施設を利用して処分する。

(イ) 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、協議により他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。

(2) し尿の収集・運搬及び処分

(ア) し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。

(イ) し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。

(ウ) 収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合または施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

(3) 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、市、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合または緊急を要する場合は、次の災害廃棄物処理班を編成し実施する。

班 名	責 任 者	班員	機械器具等	処 理 場
ごみ処理班	市民課長 国保年金課長	5名	ダンプ・トラック ごみ収集車	(可燃物) ・弘前地区環境整備事務組合 弘前地区環境整備センター・南部清掃工場 ・黒石地区清掃施設組合 環境管理センターごみ処理施設 沖浦埋立処分地
し尿処理班		5名	し尿収集車	・津軽広域連合 津軽広域クリーンセンター

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、次のとおり選定しておくものとする。

施設名		管理者	収容能力	処理方法	配置人員	備 考
組合 境 整 備 事 務 組 合	弘前地区環境整備センター	弘前市長	246t/日	連続燃焼式	2名	可燃物・不燃物・粗大ごみ (平賀・碓ヶ関地域)
	南部清掃工場	弘前市長	140t/日	連続燃焼式	2名	可燃物 (平賀・碓ヶ関地域)
設 組 合	黒石地区環境管理センター ごみ処理施設	黒石市長	120t/日 40t/5h	連続燃焼式	1名	可燃物・不燃物・粗大ごみ (尾上地域)
	沖浦埋立処分地	黒石市長		埋立・覆土		不燃物 (尾上地域)
連 合	津軽広域クリーンセンター	弘前市長	2,784m ³ /日	夾雑物除去 +希釈投入方式	3名	し尿(平川市全域)

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理することを指導する。なお搬送が不可能な場合は、中津地域県民局地域健康福祉部（保健総室）に相談した上で適切な方法で搬送する。

(6) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

3. 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借り上げるものとする。市及び業者所有の収集運搬資機材は次のとおりである。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	機械器具等		備 考
			塵芥車等	汲取り車	
(有)清掃管理	光城5丁目40	44-1238	14台		2.5t 1台、2.0t 3台、1.8t 4台、7.5t 平ボディ車 1台、3t 平ボディ車 1台 2t バン 2台、軽トラック 1台、3t ダンプ 1台
(有)白戸建設	碓ヶ関白沢172-1	46-2066	6台		2.0t 3台、2.6t 1台 3.3t 1台、3.8t 1台
(有)平賀浄化槽センター	杉館宮元84-5	44-2728		2台	3.0t 1台、3.7t 1台
平賀衛生	大坊竹原13-1	44-2833		2台	3.0t 1台、3.6t 1台

4. 応援協力関係

市長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を要請するほか、知事へ関係機関への応援協力依頼を要請する。

〔資料編〕 災害時におけるの青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4－30－3）

5. 環境汚染防止

市長は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

第22節 金融機関対策〔総務課・税務課・会計課〕

風水害等の災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

市長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

2. 応援協力関係

市長は、り災者による預金払戻し等に必要なり災証明書の円滑な発行に努める。

第23節 文教対策〔学校教育課・生涯学習課〕

地震災害が発生した場合において、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

- (1) 市立学校等の応急の教育対策は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）及び市教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ）が行う。

2. 実施内容

(1) 地震に関する警報・情報等の把握並びに避難の指示

ア. 校長は、地震災害が発生した場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

イ. 特別支援学級が設置されている学校の校長は、児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

(2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

市教育委員会の管理者は、県教育委員会及び県（総務学事課）との連携のもと、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

ア. 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ. 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。）

ウ. 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。

エ. 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用可能な場合は、当該文教施設において授業を行う。

オ. 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用不可能な

場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、各学校ごとの代替予定施設をあらかじめ定めておき、被災状況により当該施設が使用できない場合は、その都度市長及び教育長が選定し指示する。

カ．校舎が指定避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

(3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

ア．市立学校

市教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は速やかに市教育委員会に報告する。

(4) 学用品の調達及び給与

市長は、児童生徒が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア．給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流出または床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、または損傷し、就学に支障を来した小学校児童及び中学校生徒

イ．学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ．学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、次の業者から調達する。なお、市教育委員会に置いて調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

調 達 先	所 在 地	電話番号	備 考
田本商店	本町平野 9 5	44-2136	
黒滝書店	尾上栄松91-2	57-2010	
新しや商店	碓ヶ関52	45-2006	

エ．給与の方法

(ア) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行い特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア．校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、市と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

イ．学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア．文化財に被害が発生した場合、その所有者または管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

イ．市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。

ウ．被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び市教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

3. 教育施設の現況

教育施設の状況は、次のとおりである。

〔資料編〕 教育施設の状況（資料4-24-1）

4. 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

市長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

〔資料編〕 災害時におけるの青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4-30-3）

5. その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

〔資料編〕 災害救助法施行細則（資料4-2-5）

第24節 警備対策〔総務課〕

風水害等の災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

1. 実施責任者

災害時における警備対策は、黒石警察署長が、市、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

2. 災害時における措置等

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本と

して運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア. 黒石警察署は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ. 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ. 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

第25節 交通対策 [総務課・建設課]

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

1. 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、黒石警察署長と道路管理者等が連携して実施する。

2. 陸上交通に係る実施内容

(1) 道路等の被害状況等の把握

ア. 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。

イ. 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

(2) 道路の応急措置

ア. 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早期に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。

イ. 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。

ウ. 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。

エ. 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命ずる。

(3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

(4) 応援協力関係

市は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。

〔資料編〕 災害時におけるの青森県市町村相互応援に関する協定（資料4－30－3）

第26節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

〔各事業者・総務課・管財課・上下水道課・弘前地区消防事務組合〕

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じる。

1. 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。
- (2) 市長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2. 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置【東北電力ネットワーク(株)弘前電力センター】

ア. 応急復旧

災害時には、社員及び工事会社を動員するとともに、工事会社及び他電力会社との相互融通により復旧資材を確保し、迅速に応急復旧を行う。また、送電ルートの切り替え等により電力供給確保に努める。

イ. 県、市町村等への協力要請

復旧仮設用地、資機材置場及び臨時駐車場の緊急確保が困難な場合は、県、市町村等に協力依頼し、確保に努める。

ウ. 電力融通

災害が発生し、電力需要に著しい不均衡が予想される場合は、必要により各電力の緊急融通を行う。

エ. 二次災害の予防措置

(ア) 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

(イ) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

オ. 安全広報

被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地区への周知を図る。

(ア) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(イ) 公衆事故感電防止に関する広報

公衆事故感電を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

(a) 無断昇柱、無断工事をしないこと

(b) 電柱の倒壊折損、電柱の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力(株)弘前営業所に通報すること

(c) 断線垂下している電線に絶対さわらないこと

(d) 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木の伐採や倒壊建造物等を除去するときは、速やかに東北電力(株)弘前営業所に連絡すること

カ. その他必要と認める事項

(2) ガス施設応急措置

ア. 体制確立

災害により施設が被害を受けた場合、または被害が発生するおそれがある場合は、市内の指定工事事業者に協力を要請する。

イ. 要員及び資機材等の確保

要請を受けた指定業者は、災害状況に応じて、必要な要員及び資機材の確保を図る。

ウ. 安全広報

災害の規模や状況に応じ、地域住民に対し、広報車及び無線放送等により安全広報を行う。

エ. その他必要と認める事項

(3) 上水道施設応急対策【上下水道課】

ア. 体制確立

迅速な初動体制確立のため職員の参集、配備、情報の収集、伝達、指揮命令系統を整備し、水道施設の被害状況を調査し、迅速な情報収集及びその分析を行い応急作業の実施に努める。

イ. 要員及び資機材等の確保

災害発生時はそれぞれの勤務場所に出勤し、被害の情報収集を実施するとともに、要員の確保及び資機材の調達など市指定水道事業者の協力を得て実施する。

ウ. 安全広報

災害の規模や状況に応じ、断水及び応急給水の時間、場所等について、広報車及び無線放送等により広報を行う。

エ. 応援協力関係

上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、平川市管工事組合、青森県管工機材商業協同組合の応援協力を要請する。

なお、市長は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

〔資料編〕 水道災害相互応援協定（資料４－３０－６）

オ. その他必要と認める事項

(4) 下水道施設応急措置【上下水道課】

ア. 復旧体制

あらかじめ定められた組織体制に従うほか、被災施設の機能回復を図るため、復旧計画を早急に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ. 情報収集及び安全広報

- (ア) 災害発生時には、下水道施設の被害状況を把握するため、あらかじめ定める体制により、各施設の調査点検を早急を実施する。
- (イ) 被害状況及び復旧状況について、市災害対策本部へ連絡するとともに、下水道施設の利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、報道機関の協力を得て広報を行う。

ウ. 応急対策

- (ア) 管きょ施設
被災時には管きょ施設の機能を確保し、排水の万全を期すため汚水、雨水の疎通・排除に支障のないよう応急復旧を実施する。
- (イ) 処理施設
被災時には予備機器への切り替えを迅速に行い、また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど処理機能の低下、停止を防止する。

エ. 応援協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、市長は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県に支援要請を行う。

〔資料編〕 災害時におけるの青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4－30－3）

オ. その他必要と認める事項

(5) 電気通信設備応急措置

ア. 実施責任者

- (ア) 東日本電信電話(株)青森支店
- (イ) エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)
- (ウ) (株)NTTドコモ東北支社青森支店
- (エ) KDDI(株)
- (オ) ソフトバンクテレコム(株)
- (カ) ソフトバンクモバイル(株)

イ. 実施内容

- (ア) 体制の確立
災害により電気通信設備が被害を受け、またはその恐れがあるときは、東日本電信電話(株)青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室または災害対策本部を設置する。KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)もこれに準ずる。
- (イ) 情報収集及び連絡
 - a 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及電気等の状況に関する情報を収集する。
 - b 電気通信設備の被害及び復旧状況は、青森県災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報する。
- (ウ) 災害対策用機器、車両の確保
災害時において通信サービスを確保し、または被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。
 - a 非常用衛星通信装置
 - b 非常用無線装置
 - c 非常用交換装置
 - d 非常用伝送装置
 - e 非常用電源装置

- f 応急ケーブル
- g 災害対策指揮者
- h 雪上車及び特殊車両
- i その他応急復旧用諸装置

(エ) 要員、災害対策用資材の確保

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において電気通信設備の被害を防御し、または被害の拡大を防止するため平常時から要員、次に掲げる資機材等を確保する。

- a 出動要員の確保
- b 災害対策用資材、器具、工具、消耗品の確保
- c 食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品の確保

(オ) 電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検

電気通信設備等及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

- a 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火、または耐震の実施
- b 可搬形無線機等の災害対策用機器及び車両
- c 予備電源設備及び燃料、冷却水等
- d その他防災上必要な設備及び器具等

(カ) 電気通信設備及び回線の応急復旧装置

電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

(キ) 通信そ通に対する応急措置

災害等により電気通信サービスの停止、又は輻輳した場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通の確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。

(ク) 通信の優先利用

災害が発生した場合、災害時優先電話の利用または非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。

(ケ) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく輻輳した場合は重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

(コ) 災害対策機器による通信の確保

(サ) 災害用伝言ダイヤルの運用

(シ) 特設公衆電話の設置

(ス) 安全広報

災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備の応急復旧の状況を広報するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。

(セ) その他必要と認める事項

(6) 放送施設応急措置【NHK、RAB、ATV、ABA】

ア. 実施責任者

日本放送協会青森放送局・青森放送(株)・(株)青森テレビ・青森朝日放送(株)

イ. 実施内容

(ア) 放送施設対策

災害時において、放送施設に障害が発生し、平常時の運用が困難となったときは、原則として次の措置により放送送出の確保に努める。

a 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の

送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

b 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

c 放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能になったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

(イ) 受信対策

日本放送協会は、災害時における受信の維持・確保のため次の対策を講ずる。

a 受信設備の復旧

被災した受信設備の取り扱いについて告知放送するとともに、受信設備応急復旧班を組織し、受信相談、被災受信設備の復旧を行う。

b 避難所等での放送受信の確保

避難所その他有効な場所での災害関連放送の受信を確保するため、受信機の貸与・設置などの対策を講ずる。

(ウ) その他必要と認める事項

第27節 石油燃料供給対策〔総務課・管財課〕

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

災害時に石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、市長が県石油商業組合各支部等と連携して行う。

〔資料編〕 災害時における燃料等の供給協力に関する協定書（資料4-30-9）

2. 実施内容

- (1) 国・県・市町村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- (2) 市長は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合各支部等と調整しても調達できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、知事（商工政策課）に応援を要請する。

〔資料編〕 青森県災害対策合同指揮本部ライフライン対策部運営マニュアル（資料4-27-1）

3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第28節 広域応援〔総務課〕

風水害等の大規模災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間に締結も考慮する。

1. 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、市長が行う。

2. 応援の要請等

(1) 市長は、市内において大規模災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

ア. 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、応援を県に要請する。協定の運用については、「青森県市町村相互応援協定マニュアル」による。

イ. 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等へ応援を要請する。

ウ. 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。

〔資料編〕 水道災害相互応援協定（資料4-30-6）

(2) 市長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。

(3) 市長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努めるほか、応援機関の活動拠点の整備、資機材等の集積・輸送体制、被災市区町村応援職員確保システムによる対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受け入れ体制を確立しておく。

(4) 市長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。

(5) 協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
青森県消防相互応援協定 〔資料編〕 4-30-1	平成28年2月24日	40市町村、9消防本部	火災・災害・救急救助に伴う業務
消防相互応援協定 〔資料編〕 4-30-2	平成18年8月25日	13市町村、7消防本部	火災・災害・救急救助に伴う業務（青森市に隣接する関係市町村と消防本部）
災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 〔資料編〕 4-30-3	平成30年12月6日	県内40市町村	情報収集及び提供 食料供給 資機材の提供・斡旋 車両等の派遣・斡旋 職員の派遣 施設の提供・斡旋
災害時における相互応援に関する協定 〔資料編〕 4-30-4	平成24年 6月21日	岩手県山田町	
災害時等の相互応援に関する協定 〔資料編〕 4-30-5	平成24年 7月21日	鹿児島県南九州市	

平川市防災行政無線遠隔制御装置等の設置に関する協定 〔資料編〕 4-30-16	平成27年 4月27日	弘前地区消防事務組合	火災情報等の住民等への速やかな伝達
--	-------------	------------	-------------------

3. 防災関係機関等との応援協力

市長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、平時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害復旧時の協力に関する協定 〔資料編〕 4-30-7	平成23年4月26日	東日本電信電話(株)青森支店	通信設備の復旧
災害時における応急対策業務の協力に関する協定 〔資料編〕 4-30-8	平成23年10月17日	平川市建設協会	道路、河川等施設の応急復旧
災害時における燃料等の供給協力に関する協定 〔資料編〕 4-30-9	平成23年10月31日	青森県石油商業組合南黒支部	燃料確保及び供給
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 〔資料編〕 4-30-11	平成24年1月19日	青森県建設機械リース業協会弘前支部	レンタル機材の供給
災害時の情報交換に関する協定 〔資料編〕 4-30-12	平成24年2月17日	国土交通省東北地方整備局	リエゾン派遣、情報交換
災害時における物資供給に関する協定 〔資料編〕 4-30-13	平成24年3月28日	NPO法人コメリ災害対策センター	物資の供給
災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定 〔資料編〕 4-30-14	平成24年3月29日	(株)NTTドコモ東北支社青森支店	通信設備の復旧
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定 〔資料編〕 4-30-15	平成26年5月2日	(一社)青森県エルピーガス協会	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
福祉避難所の確保に関する協定 〔資料編〕 4-30-17	平成25年3月28日	市内外 39施設	福祉避難所の確保及び要配慮者の受入等
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定 〔資料編〕 4-30-18	平成29年8月17日	(一社)青森県解体工事業協会津軽支部	建築物等の解体撤去
公共土木施設パトロールに関する覚書 〔資料編〕 4-30-19	平成29年9月7日	平川市建設協会	公共土木施設のパトロール

災害に係る情報発信等に関する協定 〔資料編〕 4-30-20	令和元年6月28日	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等
災害時における飲料の確保に関する協定 〔資料編〕 4-30-21	令和2年3月30日	みちのくコカ・コーラボトリング(株)	飲料の供給支援
大規模災害時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書 〔資料編〕 4-30-22	令和2年8月17日	青森県	広域防災拠点の使用と確保
災害時等における無人航空機の運用に関する協定 〔資料編〕 4-30-23	令和2年10月28日	(株)F C コネクト	無人航空機を用いた情報収集等
災害時の協力に関する協定 〔資料編〕 4-30-24	令和2年11月15日	東北電力ネットワーク(株)弘前電力センター	電力供給の復旧及び施設の提供

第29節 自衛隊災害派遣要請〔総務課〕

風水害等の災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1. 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、市長が行う。

2. 災害派遣の要件等

(1) 要件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 被害状況の把握
- イ. 避難の援助
- ウ. 遭難者等の捜索救助
- エ. 水防活動
- オ. 消防活動
- カ. 道路又は水路の啓開、障害物の除去
- キ. 応急医療、救護及び防疫
- ク. 人員及び物資の緊急輸送
- ケ. 炊飯及び給水
- コ. 救援物資の無償貸付、譲与
- サ. 危険物の保安又は除去
- シ. その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3. 災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

市長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

ア. 災害全般 知事

イ. 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記災害派遣の申し出をした場合は、災害の状況について陸上自衛隊第39普通科連隊長（弘前駐屯地司令0172-87-2111）に通報する。

また、市長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第39普通科連隊長に通知する。

(2) 市長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

ア. 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ. 市長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ. 派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。

ただし、緊急の場合は口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数

(エ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(オ) その他参考となるべき事項

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

4. 派遣部隊の受け入れ体制の整備

市長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり派遣部隊の受け入れ体制を整備する。

(1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認

(2) 派遣部隊との連絡責任者の決定

(3) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備

(4) 使用資機材等の準備

(5) ヘリコプター離着陸場所、駐車場所の選定

(ア) ヘリコプター離着陸場所

〔資料編〕 防災ヘリコプター場外離着陸場（資料4-17-2）

(イ) 駐車場所 弘前駐屯地または派遣部隊の長と協議の上選定した場所

(6) その他必要な事項

5. 派遣部隊の撤収

市長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6. 経費の負担

市長が負担する経費は、次を基準とする。

(1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

(3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費

(4) 県が管理する有料道路の通行料

7. その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、市長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理、平時から適正な情報共有体制を構築しておく。

別紙様式
自衛隊派遣要請

年 第 号
月 日

青森県知事 殿

平川市長 印

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1	災 害 の 種 類	洪水、津波、地震、火災、その他
2	要 請 の 目 的	人命救助、災害復旧、消火、その他
3	派 遣 を 希 望 す る 区 域	地区
4	派 遣 を 必 要 と す る 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
5	被 害 状 況	
6	派遣を希望する人員及び機器の概数（車両、船舶、航空機等）	
7	派 遣 先 の 責 任 者	
8 そ の 他	(1) 宿 泊	要請者で準備 自衛隊で準備
	(2) 食 糧	要請者で準備 自衛隊で準備
	(3) 資 材	要請者で準備 自衛隊で準備

別紙様式

自衛隊派遣撤収要請

第 号
年 月 日

青森県知事 殿

平川市長 印

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、初期の目的を達成しましたので、下記により部隊の撤収方を申し出します。

記

派遣部隊の撤収日時	年	月	日	午前	時	分
				午後	時	分

第30節 県防災ヘリコプター運航要請〔総務課・弘前地区消防事務組合〕

風水害等の災害時において、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航要請に関し定めるものとする。

1. 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、市長及び消防長が行う。

2. 運航要請の要件

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること
- (3) 非代替性 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

3. 活動内容

- (1) 災害応急対策活動
 - 被害状況の偵察、情報収集等
 - 救援物資、人員等の搬送
 - 災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等
- (2) 火災防御活動
 - 林野火災における空中消火
 - 偵察、情報収集
 - 消防隊員、資機材等の搬送等
- (3) 救助活動
 - 中高層建築物等の火災における救助等
 - 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
 - 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等
- (4) 救急活動
 - 交通遠隔地からの傷病者搬送等
- (5) その他
 - 特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4. 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 県防災ヘリコプターが離着陸する飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

5. 受け入れ態勢

市長又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受け入れ態勢を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

雪害、火山災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、大規模な林野火災についての予防対策及び応急対策は、それぞれ次のとおりとする。

第1節 雪害対策〔全課〕

1 予防対策

積雪時における雪害を未然に防止し、又は拡大を防止し、産業の機能及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保、生活関連施設の整備、農林業の生産条件の確保を図る。

1. 雪害に強いまちづくり

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。
- (3) 消防機関、福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない要配慮者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。
- (4) 広報等により、屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努める。
- (5) 積雪期における指定避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。
- (6) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲料水及び毛布等を備えておくよう努めるものとする。
- (7) 県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- (8) 国、県及び市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避場所等の整備を行うよう努めるものとする。
- (9) 集中的な大雪が予想される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう努めるものとする。
- (10) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、大規模な交通障害の発生が想定される主幹幹線道路において、タイムラインを策定するよう努めるものとする。
- (11) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するよう努めるものとする。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応

じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 搜索、救助・救急及び医療活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の搜索、救助・救急活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5. 道路交通対策

除雪機械、消融雪設備等を計画的に整備するとともに、生活道路を含めた面的雪処理を地域ぐるみで推進する。また、降雪期前に関係機関と協議の上、毎年「除雪事業計画書」を策定し、除（排）雪を計画的に実施する。

6. 交通、通信等の確保

地域経済活動の基幹的役割を果たしているのみならず、日常生活に欠くことのできない交通通信、電力供給の積雪期における確保に万全を期する。

7. 上下水道施設

- (1) 積雪、なだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計、施工時に耐雪対策に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。
- (2) 上水道にあっては、水源地、消火栓等の施設が除（排）雪による影響を受けないよう、標識または柵等で注意を喚起する。

8. 農林水産業の生産条件の確保

- (1) 果樹等の枝折れ防止
果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。
- (2) ビニールハウスの破損防止
積雪に耐えうる強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。
- (3) 越冬作物等の被害防止
積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。
- (4) 越冬飼料の確保
冬期間の輸送事情の悪化などによる家畜飼料の不足や値上がりに対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。
- (5) 牛乳輸送の円滑化
牛乳輸送の円滑化を図るため、合理的な集乳路線の確保や乳質保全等を指導する。
- (6) 農畜産物の滞貨防止
豪雪によるりんご等の農畜産物の滞貨を防止するため、気象状況に応じた計画的出荷を指導する。
- (7) 春季消雪の促進
春季農作業を計画的に進めるために積雪調査を行って、その実態を把握するよう指導し、必要に応じて消雪指導を行う。

9. 生活環境施設の整備

積雪による住民の教育、保健衛生、社会福祉、消防、防災の分野での障害の除去・軽減を図るため生活環境施設の整備に努める。

10. 地域保全施設の整備

なだれ、融雪出水、地すべり等の災害に対処するための治水、治山、農地保全等の諸施設を総合的に整備し、河川、水路等の改修を推進する。

11. 市と住民等の連携

雪害を防止するために、住民一人ひとりの克雪意識の啓発を図るとともに、市の住民が一体となって雪と取り組む体制の確立に努める。

12. 文教対策

(1) 通学路の確保

通学路を確保するため、除雪体制を整備する。

(2) 施設内における非常口の確保

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。

(3) 落雪による事故防止

校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(4) 学校建物の雪害防止

校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしについては、あらかじめ計画をたてて実施する。

13. 防雪対策

(1) なだれ災害予防対策

ア. なだれ防止設備の整備

(ア) 道路のなだれ防止設備の整備

道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁等のなだれ防止設備を整備する。

(イ) なだれ防止林の造成

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの危険が予想される箇所については、なだれ防止林の造成を行う。

(ウ) 集落を保全するなだれ防止設備の整備

なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を対象としたなだれ危険箇所について、なだれ予防柵等のなだれ防止設備を整備する。

イ. なだれ危険箇所の警戒

(ア) 危険箇所の点検

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの危険が予想される箇所については適宜点検を実施し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。

(イ) 標識の設置

なだれの危険箇所を一般に周知するため、主要交通道路及び通学路等を重点として必要箇所に標識を設置する。

(ウ) 事故防止体制

なだれの発生による事故を防止するため、危険道路及び危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び迂回路の開設及び避難措置等、必要な事故防止措置を講じる。

(2) 地吹雪災害防止予防対策

ア. 道路の地吹雪対策設備の整備

交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域に防雪柵、スノーシェッド、視線誘導標識等の吹きだまり対策設備、視程障害対策設備を整備する。

イ. 地吹雪多発地域の警戒

(ア) 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握する。

(イ) 地吹雪による事故を防止するため、テレビ、ラジオ等を通じて、地吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

(3) 着雪災害予防対策

ア. 電線着雪対策

着雪による断線や送電鉄塔の倒壊を防止するため、電力会社に対して送電線の難着雪化を働きかける。

イ. 交通標識の着雪防止

交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付など、着雪防止法を講じる。

ウ. 果樹等の着雪防止

果樹等の着雪の防止は、8.「農林水産業の生産条件の確保」により実施する。

(4) 融雪災害防止対策

ア. 融雪出水対策

融雪出水対策は、第3章第18節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。

イ. 融雪期の地すべり対策

融雪期の地すべり対策は、第3章第18節「土砂災害予防対策」により実施する。

1.4. 屋根雪等の処理

屋根雪による事故を防ぐため、雪下ろし安全用具（命綱、ヘルメット、安全帯等）の貸出や計画的な雪下ろしの奨励、安全用具の使用、雪止め、防雪柵の設置及び屋根雪処理システム（耐雪構造システム、無落雪システム、消・融雪システム）の普及を図る。

1.5. 雪害対策に関する観測等の推進

降雪量、積雪量等の観測体制、設備の充実・強化等を図る。

1.6. 防災訓練の実施

積雪・なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。

道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練を実施する。

2 応急対策〔総務課・建設課・農林課・福祉課・学校教育課・弘前地区消防事務組合〕

豪雪時における産業の機能低下の防止及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保を最重点とした除雪対策等を行う。

1. 実施責任者

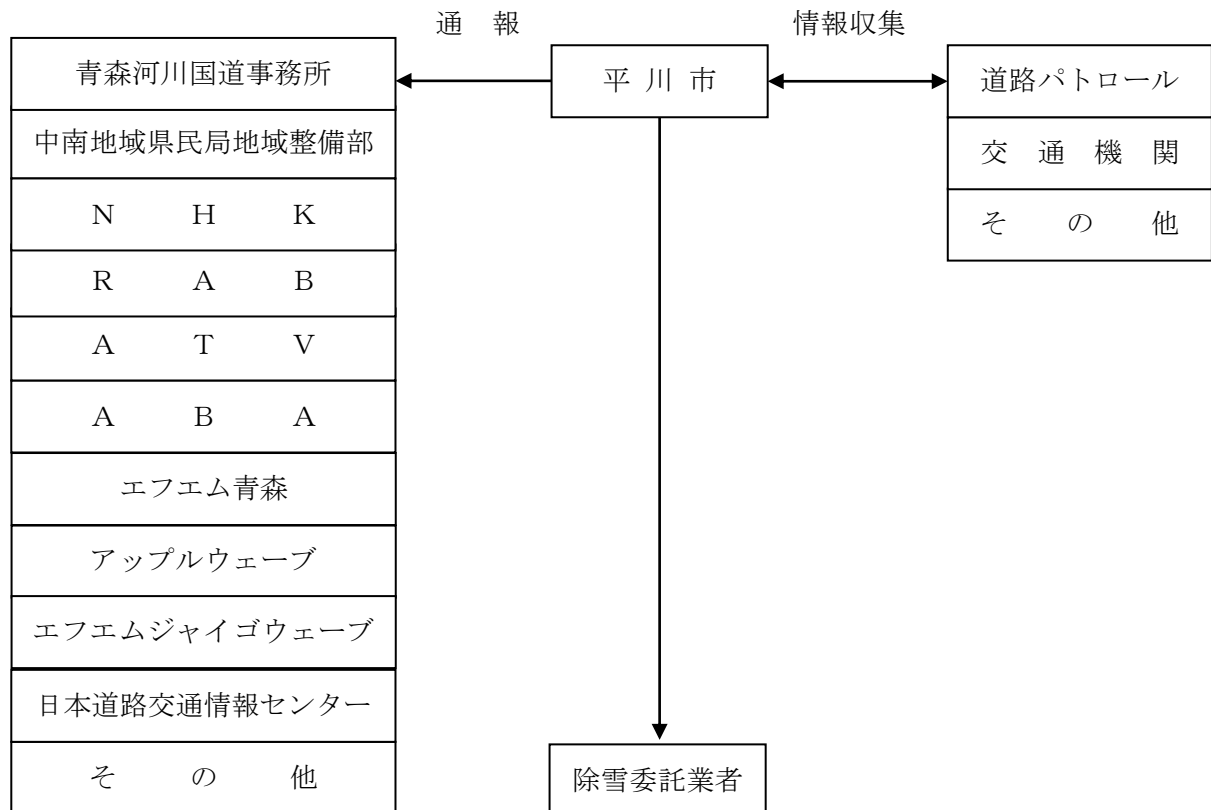
市長は、豪雪時において、国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等を行うとともに、住民の生活確保のために市道等の除排雪を行う。

2. 道路の交通確保対策

(1) 情報の収集、連絡

- ア. 道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）を把握する。
- イ. 本計画に基づき、雪害防止に必要な情報の収集伝達を行う。
- ウ. 異常事態が発生した場合は、速やかにNHK、RAB、ATV、ABA、エフエム青森、アップルウェーブ、エフエムジャイゴウェーブ、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、県中南地域県民局地域整備部、国土交通省青森河川国道事務所等に通報する。

豪雪時における連絡系統図



(2) 豪雪災害時における体制

特に集中的な大雪に対しては、国、県、市及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県及び市は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

市域管轄の中南地域県民局地域整備部内に「青森県除雪事業計画」の地区警戒体制等が敷かれた場合、中南地域県民局地域整備部と連絡を密にし、次により道路交通確保に万全を期する。

- ア. 道路及びこれに関する情報連絡の強化
- イ. 除雪機械及びオペレーターの借上、応援に関する事前手配
- ウ. 除排雪作業の強化及び計画的検討
- エ. 除雪時期の検討
- オ. パトロール強化及び写真その他資料の準備

(3) 緊急確保路線の除雪区分と除雪目標

豪雪となった場合、交通確保すべき路線の除雪区分と除雪目標を次のとおりとする。

区 分	日交通量のおよそ基準	除 雪 目 標
第1種	1,000台以上／日	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時において降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500～1,000台／日	2車線確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には約10日以内に2車線または1車線の確保を図る。
第3種	500台未満／日	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ない。

3. 消防救急医療業務体制の確保

4. 生活関連施設の確保

(1) 通学通園路の確保

豪雪時には、市は市民と協力し通学通園路を確保する。

(2) 堆雪場の指定

豪雪時に市民等が雪の処分に困った場合、市長は必要に応じて堆雪場を臨時に指定するものとする。

5. 鉄道交通の確保

(1) 積雪期における規定ダイヤによる運行の確保のため、除雪体制（車輛、機械、人員及び施設）の整備拡充を働きかける。

(2) 停車場構内等の増配線を実施し、除雪能力、操車能力の強化を働きかける。

6. 通信、電力供給の確保

通信線、送・配電線の切断等の雪害の未然防止に努め、異常事態が発生した場合は早急に対応するよう働きかける。

また、市長は、それぞれの事業者を除雪状況等の情報を提供し万全を期するよう働きかける。

7. 交通安全対策及び交通の円滑化対策

(1) 路上駐車車両は、除（排）雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放を徹底する。

また、黒石警察署との緊密な連携のもと、路上駐車車両をなくするよう指導する。

(2) 気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、黒石警察署との緊密な連携のもと、交通の規制を実施する。

(3) 除（排）雪作業を実施する場合、黒石警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保、除（排）雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。

降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

8. 除排雪困難者の除排雪対策

一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、障害者、母子家庭等の除排雪困難者について、消防機関等（消防団、ボランティア、自主防災組織等）の協力を得て、屋根雪等の排除に万全を期する。

9. 応援協力関係

- (1) 市自らの除（排）雪の実施が困難な場合、除（排）雪の実施またはこれに要する除（排）雪機械及びオペレーターの確保について、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」「青森県消防相互応援協定」及びその他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

〔資料編〕 青森県消防相互応援協定（資料4－30－1）

消防相互応援協定書（資料4－30－2）

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4－30－3）

- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

10. 農林・土木関係対策

- (1) りんご樹や農業用施設などの被害状況を把握し、関係機関等と連携しながら適切な指導・対策を講ずる。
- (2) なだれ等の発生のおそれがある危険箇所については、消防機関等による巡視を行い、異常を発見した場合は直ちに関係機関に通報する。

第2節 火山災害対策〔総務課〕

1 予防対策

活動的火山である岩木山、八甲田山、恐山及び十和田の火山現象から住民の生命、身体及び財産を保護するため、噴火警報等の伝達、観測体制の整備等を図るものとする。

※下線は、気象庁が常時観測火山として指定している火山

火山周辺市町村	岩 木 山：弘前市、鰯ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、鶴田町、板柳町
	八甲田山：青森市、黒石市、十和田市、平川市
	恐 山：むつ市
	十 和 田：十和田市、平川市、新郷村

岩木山火山防災協議会

（弘前市、鰯ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、板柳町、鶴田町）

八甲田山火山防災協議会

（青森市、黒石市、十和田市、平川市）

十和田火山防災協議会

（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、二戸市、八幡平市、鹿角市、小坂町、能代市、大館市、北秋田市、藤里町）

※下線は、活動火山対策特別措置法による火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）をその区域に含む市町村

1. 火山防災協議会における協議事項等

- (1) 市は、警戒地域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒地域ごとに火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示（緊急）等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施

設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

- (2) 警戒地域の市が警戒避難体制の整備について地域防災計画に定める際は、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルを設定し、これに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど具体的で実践的な避難計画を市町村地域防災計画に位置付けるようにする。
- (3) 市は、上記の警戒地域の指定があった場合に地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- (4) 警戒地域をその区域に含む市の長は、市地域防災計画に基づき、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるために、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップの避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 県及び市は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスに導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。

2. 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、常時遠望観測を実施するほか、火山活動に関する異常現象が、発見者から市町村、警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等に周知徹底する。
- (2) 噴火警報等を迅速かつ確実に住民等に伝達するため防災行政無線を整備する。
- (3) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消火活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5. 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第18節「水害予防対策」の避難体制の整備によるほか、次のとおりとする。

- (1) 予想される噴火、降灰（礫）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所を設定しておく。
- (2) 火山活動の状況に応じての入山規制、立入規制等の措置を迅速かつ適切に行うための計画を策定しておく。

6. 八甲田火山防災協議会

八甲田山火山防災協議会は、県、関係市町村及び関係機関との連携を確立し、平常時から八甲田山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行い、火山災害に対する防災体制の構築の推進と、地域住民等の防災意識の向上を行う。

〔資料編〕 八甲田山火山防災協議会規約（資料5－2－1）

7. 十和田火山防災協議会

八甲田山火山防災協議会は、県、関係市町村及び関係機関との連携を確立し、平常時から十和田火山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行い、火山災害に対する防災体制の構築の推進と、地域住民等の防災意識の向上を行う。

〔資料編〕 十和田火山防災協議会規約（資料5－2－2）

7. 防災訓練の実施及び防災知識の普及・啓発

- (1) 第3章第9節「防災訓練」によるほか、県、県警察等防災関係機関と相互に連携した火山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- (2) 第3章第7節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、火山活動に伴う異常現象、噴火の前兆現象、噴火災害時の対応等について、各火山の特性を考慮した火山ハザードマップ等の作成により地域住民等に周知徹底する。
- (3) 火山性ガスの発生している箇所等の危険箇所の把握に努め、平常時から地域住民等への周知徹底に努める。

8. 登山者等の安全確保

- (1) 県及び市は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。
- (2) 県及び市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレットの配布等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。
- (3) 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届、登山計画書、登山カード等の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

2 応急対策

火山現象による災害が発生し、または発生するおそれがある場合、住民の生命、身体及び財産を保護するため、次のとおり情報収集・伝達等を行うものとする。

1. 実施責任者

火山現象による災害時における住民への火山情報、避難等の情報伝達等は、青森地方気象台及び県と連携し、市長が行う。

2. 噴火警報等の収集及び伝達

噴火警報等の収集及び伝達は、第4章第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

3. 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、第4章第2節「情報収集及び被害等報告」によるほか、次による。

県は、国から噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、市及び関係機関に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

市は、県からの噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、市地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに、登山者等へ伝達するものとする。

災害現場は山岳地であることから、市等防災関係機関の無線機を活用するほか、航空機による空中偵察によって災害情報を収集・伝達する。

災害情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住家被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民・登山者・観光客等の避難状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲
- (6) 避難路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

4. 活動体制の確立

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。

5. 救助・救急活動

救助・救急活動については、第4章第8節「救出」により実施する。

6. 医療活動

医療活動については、第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

8. 警戒避難対策

警戒避難対策は、第4章第5節「避難」によるほか、次による。

- (1) 噴火警報等の発表、又は異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の勧告、指示を行う。
- (2) 避難者の誘導については、火山の位置及び特性、地形等に留意し、あらかじめ定めた市、平川消防署、黒石警察署等の役割分担、誘導方法、避難先等の避難計画に基づき実施する。
- (3) 観光客、登山者等の対策として、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制を強化すると

もに、入山規制、立入規制等の措置をとる。

9. 災害広報・情報提供

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

10. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の「応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」、その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

〔資料編〕 青森県消防相互応援協定（資料4-30-1）
消防相互応援協定書（資料4-30-2）
災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4-30-3）

- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第3節 航空災害対策〔総務課〕

空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

航空災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

2. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3. 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

4. 防災訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、県、東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）、県警察や自衛隊等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1. 実施責任者

航空災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整及びその他必要な措置は、市長が行う。

2. 情報の収集・伝達

航空災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

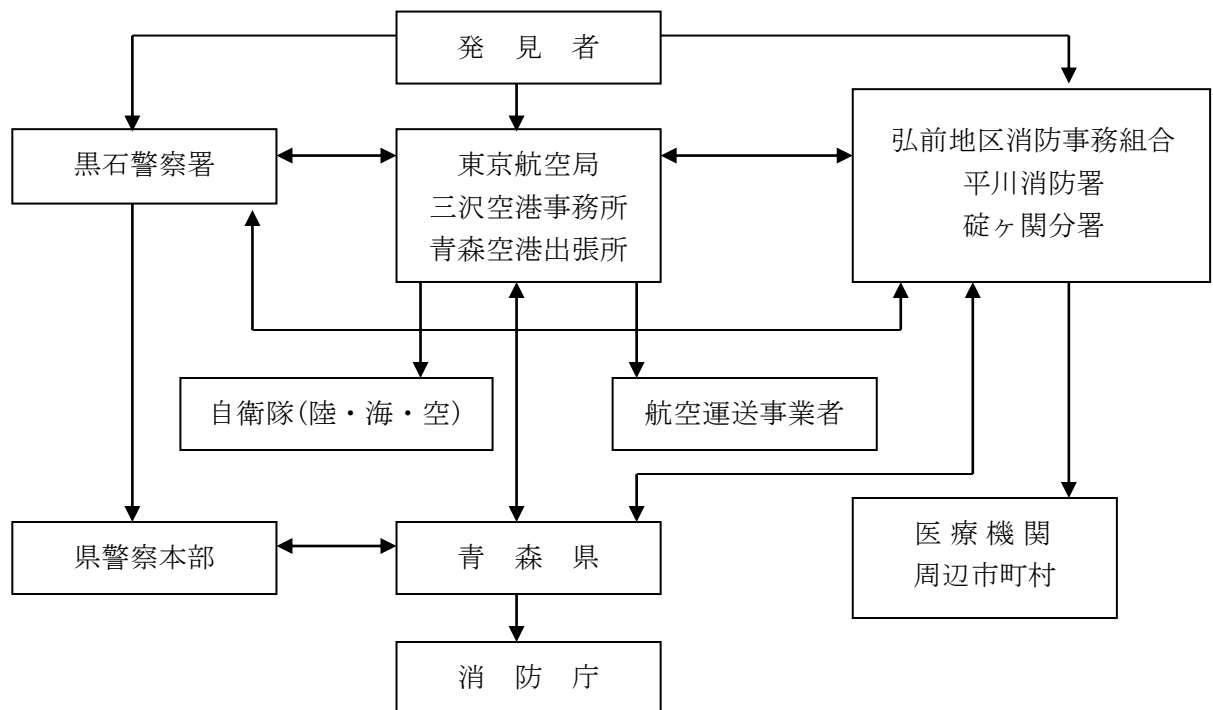
なお、航空機火災（火災が発生するおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

〔資料編〕 火災・災害等即報要領（資料4－2－7）

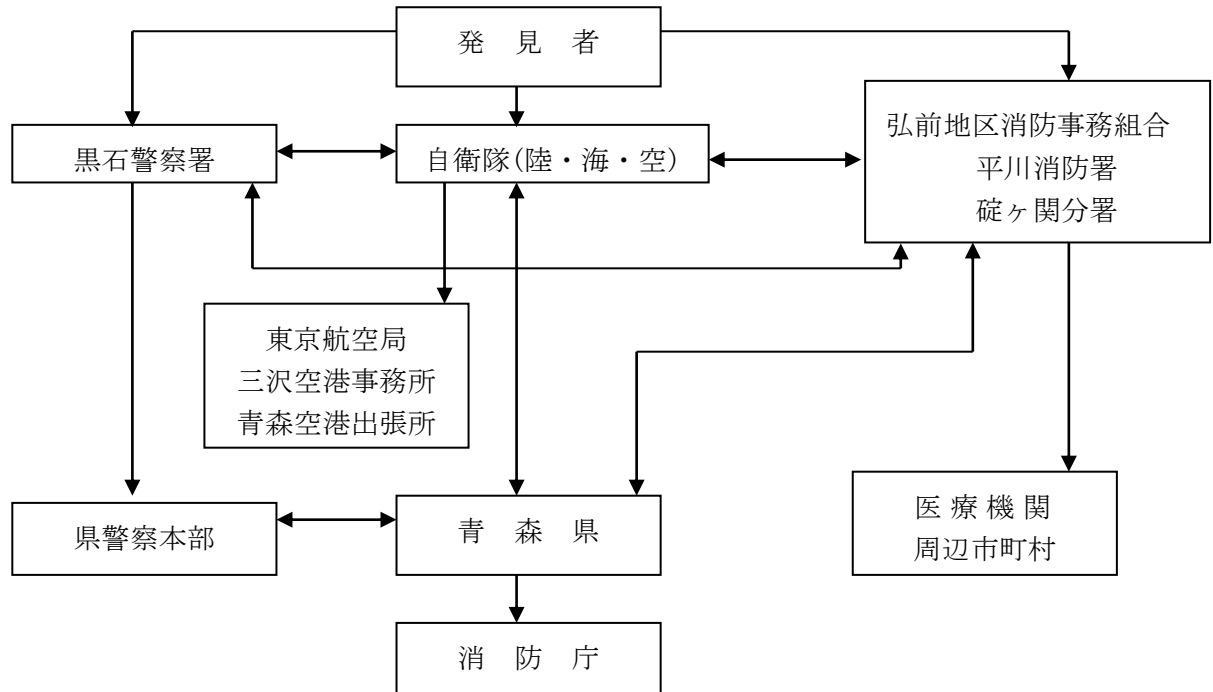
航空機事故が発生した場合における通報、連絡系統は次のとおりである。

(1) その他の地域で事故が発生した場合

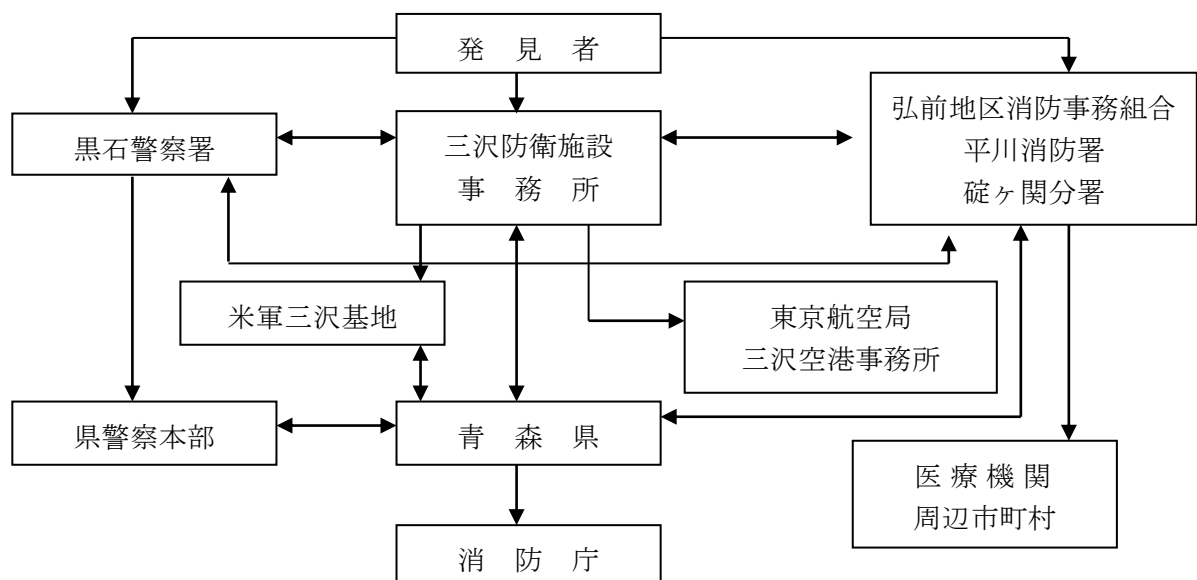
ア. 民間機の場合



イ. 自衛隊機の場合



ウ. 米軍機の場合



3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な

体制をとる。

4. 搜索活動（防災関係機関の措置）

(1) 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、搜索活動を実施する。

(2) その他関係機関の措置

緊密に協力の上、ヘリコプター等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

5. 救助・救急活動

(1) 市長の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア. 空港管理者の措置

空港及びその周辺における航空機事故について、速やかに被害状況を把握するとともに迅速に救助・救急活動を行う。

イ. 黒石警察署の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携の上、広域緊急援助隊等による救助活動を行う。

ウ. 第二海上保安本部（青森・八戸海上保安部）の措置

海上における災害に係る救助・救急活動を行うとともに、東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）、自衛隊、市等の救助活動を支援する。

エ. 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、救助活動を実施する。

オ. 県の措置

市の実施する救急活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

6. 医療活動

(1) 市長の措置

医療活動については、第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

(2) 県及び公益社団法人青森県医師会の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、「青森空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて相互協力のもと医療救護活動を適切に実施する。

7. 消火活動

(1) 市長の措置

消火活動については、第4章第6節「消防」によるほか、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

ア. 東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）

空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、航空自衛隊及び消防機関の協力を得て消火活動を実施する。

イ. 青森空港管理事務所の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、速やかに消防車両を出動させ、消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。

ウ．自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、捜索活動を実施するほか、三沢空港において民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、消火活動を実施する。

エ．県の措置

市（消防機関）の実施する消火活動について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

8．緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章25節「交通対策」により実施する。

9．立入禁止区域の設定・避難誘導等

(1) 市長の措置

空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。

(2) 防災関係機関の措置

ア．黒石警察署の措置

空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じるとともに、市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、その場合、この旨市へ通報する。

また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施する。

イ．青森空港管理事務所及び東京航空局三沢空港事務所の措置

それぞれ青森空港及び三沢飛行場内において航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させるなど必要な措置をとる。

10．災害広報・情報提供（市長の措置）

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11．応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

〔資料編〕 青森県消防相互応援協定（資料4-30-1）

消防相互応援協定書（資料4-30-2）

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4-30-3）

(2) 自衛隊への災害派遣要請は、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第4節 鉄道災害対策〔総務課〕

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、

次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

鉄道災害を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 鉄軌道の安全確保

(1) 鉄軌道事業者の措置

ア. 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ. 土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護設備の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。

ウ. 国と協力して、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

(2) 市長の措置

県と協力して、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 鉄軌道事業者の措置

ア. 事故災害発生直後における乗客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、医療機関や消防機関との連絡・連携体制の強化に努める。

イ. 火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(2) 市長の措置

県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5. 防災訓練の実施

東北運輸局、県、鉄軌道事業者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策

列車の衝突等が発生した場合、被害の拡大を防止し、又は、軽減を図るため、次のとおり応急対策を講ずる。

1. 実施責任者

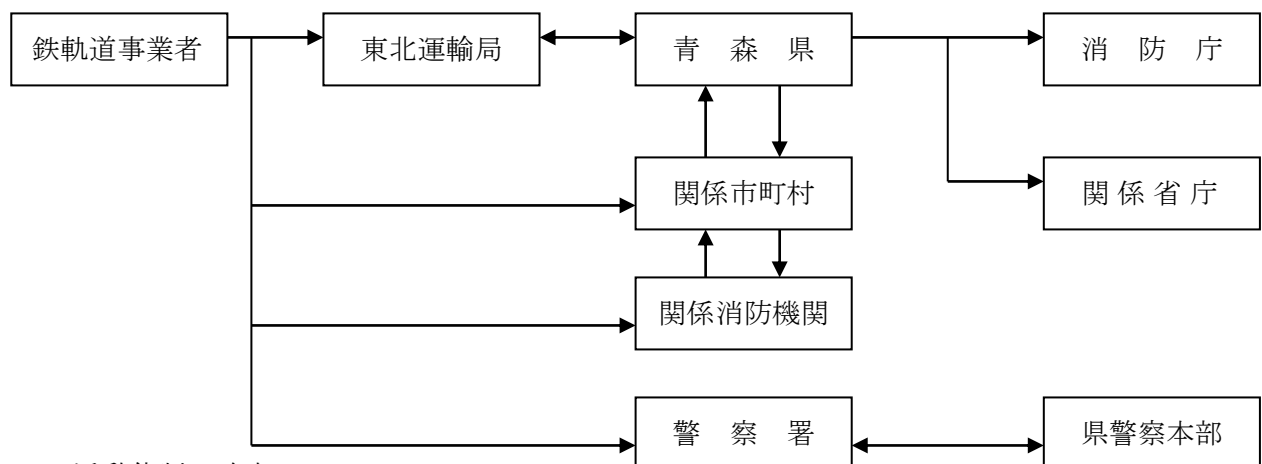
鉄道災害による被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行う。

2. 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

〔資料編〕 火災・災害等即報要領（資料4－2－7）



3. 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

(2) 市長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等の必要な体制をとる。

4. 救助・救急活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

救助・救急活動については第4章第8節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

6. 消火活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

消火活動については第4章第6節「消防」による。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送に協力するよう努める。

(2) 市長の措置

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」による。

8. 災害広報・情報提供

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

9. 災害復旧

鉄軌道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。

また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

10. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

〔資料編〕 青森県消防相互応援協定（資料4-30-1）

消防相互応援協定書（資料4-30-2）

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4-30-3）

- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第5節 道路災害対策〔総務課・建設課〕

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

道路災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 道路交通の安全確保

(1) 道路管理者の措置

ア. 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ. 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のために必要な措置を講じる。

また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(2) 市長の措置

国及び県と協力して、交通施設の被災による広域的な経済活動、住民への支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

(3) 防災関係機関の措置

黒石警察署は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 道路管理者の措置

医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 市長の措置

災害時の救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5. 防災訓練の実施

(1) 国の機関、県、道路管理者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(2) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

6. 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備を行う。

7. 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対して道路災害時の対応等に係る防災知識の普及・啓発を図る。

8. 再発防止対策の実施

道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

2 応急対策

道路構造物が被災し、または被害が発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、または軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じる。

1. 実施責任者

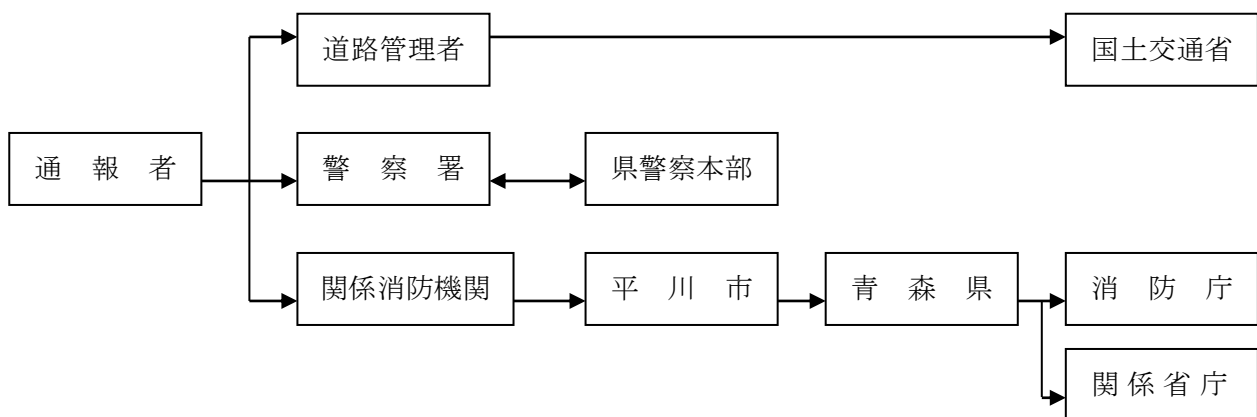
道路災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は、市長が行う。

2. 情報の収集・伝達

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、トンネル内車両火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

〔資料編〕 火災・災害等即報要領（資料4－2－7）



3. 活動体制の確立

(1) 道路管理者の措置

発災後、速やかに被害の拡大の防止のために必要な措置を講じる。

(2) 市長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等の必要な体制をとる。

4. 救助・救急活動

(1) 道路管理者の措置

関係機関による迅速かつ的確な救助救出の初期活動が行われるよう協力する。

(2) 市長の措置

救助救急活動については第4章第8節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6. 消火活動

(1) 道路管理者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

消火活動については第4章第6節「消防」による。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」によるほか、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

8. 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者の措置

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア. 消防機関の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

イ. 黒石警察署の措置

危険物の流出が認められた場合は、道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

9. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設の緊急点検を行う。

(2) 黒石警察署の措置

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るために必要な措置を講じる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

10. 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11. 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするように努める。

12. 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」、その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

〔資料編〕 青森県消防相互応援協定（資料4-30-1）

消防相互応援協定書（資料4-30-2）

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4-30-3）

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6節 危険物等災害対策 [総務課・弘前地区消防事務組合]

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害（放射線物質の大量の放出による場合を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

危険物等災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 現 況

地域内の危険物施設等一覧は、下記により別途作成し、関係機関と共有する。

- (1) 危険物施設
- (2) 高圧ガス施設
- (3) 火薬類施設
- (4) 毒物・劇物施設
- (5) 放射性物質使用施設

2. 危険物施設

(1) 規制

消防法に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備
- イ. 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- ウ. 予防規程の作成
- エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ. 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- ウ. 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- エ. 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の整備

事業所は、火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア. 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ. 保安検査、定期点検
- ウ. 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ. 防災訓練の実施

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあっては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

3. 高圧ガス施設

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア. 高圧ガス施設の位置、構造及び設置

イ. 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任

ウ. 危害予防規程の作成

エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア. 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ. 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱い及び消費並びに容器の検査及び取扱い。

ウ. 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置

エ. 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア. 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。

イ. 県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。

ウ. 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア. 防災組織の確立（人員配置・業務分担）

イ. 定期自主検査

ウ. 防災設備の維持管理、整備及び点検

エ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ. 防災訓練の実施

4. 火薬類施設

(1) 規制

県は、火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア. 火薬類施設の位置、構造及び設備

イ. 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任

ウ. 危害予防規程の作成

エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア. 火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ. 火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いの方法

- ウ. 火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
- エ. 災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

- ア. 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- イ. 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア. 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ. 定期自主検査
- ウ. 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ. 防災訓練の実施

5. 毒物・劇物施設

(1) 規制

県は、毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）に基づき、毒物・劇物の営業者等に対して次の規制を行う。

- ア. 毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録
- イ. 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理
- ウ. 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認
- エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の営業者等に対して次の保安指導を行う。

- ア. 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法
- イ. 毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置
- ウ. 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育

営業者等は、保安管理体制の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア. 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ. 防災設備の維持管理、整備及び点検
- ウ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- エ. 防災訓練の実施

6. 放射線使用施設

放射線使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射線使用施設の管理者とともに、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

7. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

8. 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

9. 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

災害時の救助・救急、消火活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。

また、救護活動に必要な医療薬品等の備蓄に努める。

10. 危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や危険物の種類に応じた、必要な防除資機材等の整備を行う。

11. 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

12. 防災訓練の実施

危険物施設等の所有者・事業者等と県及び国の機関等は、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

13. 防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対してその危険性を周知するとともに災害発生時に取るべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

2 応急対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講じる。

1. 実施責任者

(1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、市長、消防長及び知事が行う。

(2) 危険物等の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行うものとする。

2. 情報の収集・伝達

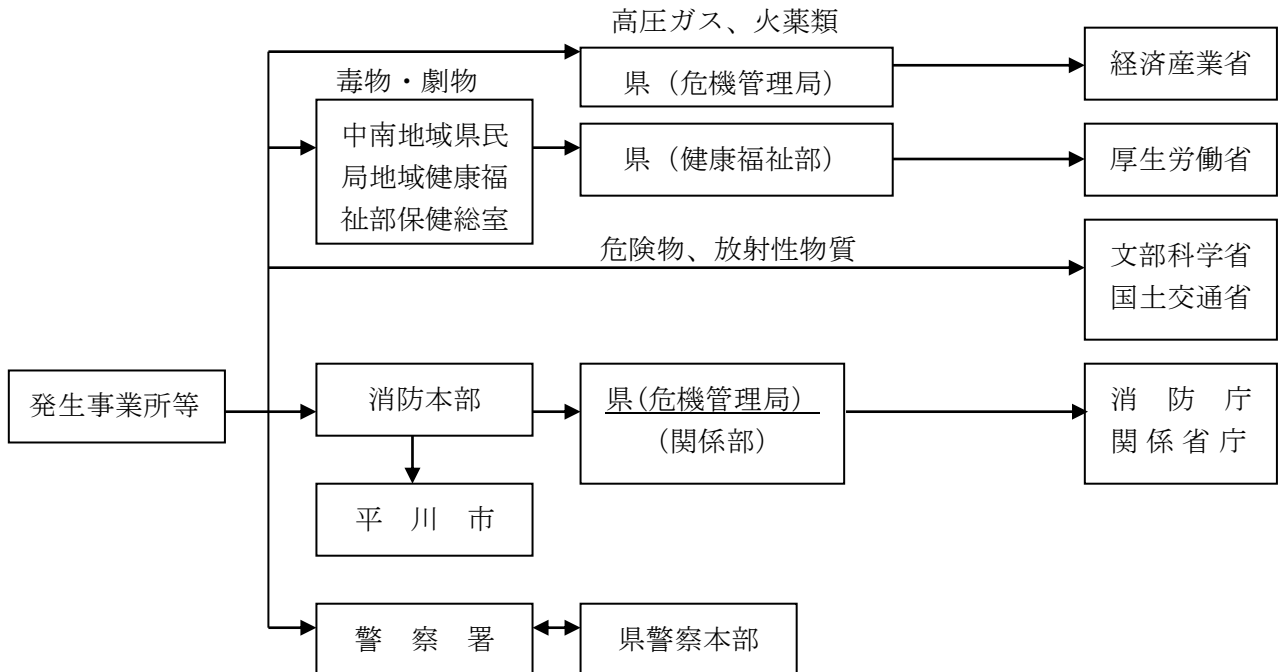
危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

〔資料編〕 火災・災害等即報要領（資料4－2－7）

(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

- (2) 負傷者が5名以上発生したもの
- (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ア. 海上、河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - イ. 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災



3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置

- ア. 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。
- イ. 消防本部及び黒石警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ. 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。
- エ. 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

(2) 市長の措置

- ア. 知事へ災害発生について直ちに通報する。
- イ. 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基

準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命じる。

また、公共の安全の維持、又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

ウ．危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

エ．消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ．火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処出来ない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。

カ．さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して緊急消防援助隊等の応援や自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 黒石警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、又は自らその措置を講じる。また、(弘前地区消防事務組合)の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があった時は、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合はその旨市(弘前地区消防事務組合)へ通知する。

5. 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

ア．高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水(地)中に埋めるなどの安全措置を講じる。

イ．知事、黒石警察署及び消防本部に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市長の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置(ただしイを除く。)を講じる。

(3) 黒石警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

6. 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者の措置

ア．火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは、火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講じる。

イ．知事、黒石警察署及び消防本部に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市長の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置(ただしイを除く。)を講じる。

(3) 黒石警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

7. 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 毒物・劇物営業者の措置

毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸し保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じるとともに、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室、黒石警察署、消防本部に対して災害発生について直ちに通報し必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市長の措置

ア. 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

イ. 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 黒石警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

8. 放射線使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 放射線使用施設の管理者の措置

ア. 災害の発生について速やかに文部科学省、黒石警察署、消防本部に通報する。

イ. 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。

ウ. 被害拡大防止措置を講じる。

エ. 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう、必要な措置を講じる。

(2) 市長の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定等、被害拡大防止措置を講じる。

(3) 黒石警察署の措置

知事や消防機関と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講じる。

9. 医療活動

医療活動については、第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

10. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章25節「交通対策」により実施する。

関係機関は、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

11. 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 大量の原油等の油が河川等に排出された場合は、事故の原因者等は防除措置を講じる。

(2) 弘前地区消防事務組合及び黒石警察署は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(3) 黒石警察署は、大量流出した危険物が、沿岸区域に達するなど、地域住民に危険を及ぼす可能性がある場合は、立入禁止区域の設定や避難誘導等の活動を行う。

12. 施設、設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

13. 災害広報・情報提供

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報や災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

14. 災害復旧

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、迅速かつ円滑にまた、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

15. 応援協力関係

- (1) 市は自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」、その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

〔資料編〕 青森県消防相互応援協定（資料4－30－1）

消防相互応援協定書（資料4－30－2）

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4－30－3）

- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第7節 大規模な火事災害対策 [総務課・弘前地区消防事務組合]

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水等を消防水利として活用するための施設整備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離着陸場等の緊急救助用のスペースの設置を促進する。

2. 火災に対する建築物の安全化

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

3. 建築物の安全対策の推進

- (1) 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。
- (2) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

4. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

5. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

6. 救助・救急、医療及び消火体制の整備

- (1) 医療機関等の関係機関との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消火活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (3) 大規模な火事への備えとして、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (4) 平時から消防団及び自主防災組織等と連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

7. 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

8. 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

9. 防災知識の普及

- (1) 火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。
- (2) 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 学校等においては、学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動全体をとおして防災に関する教育の充実に努める。

10. 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」により実施する。

2 応急対策

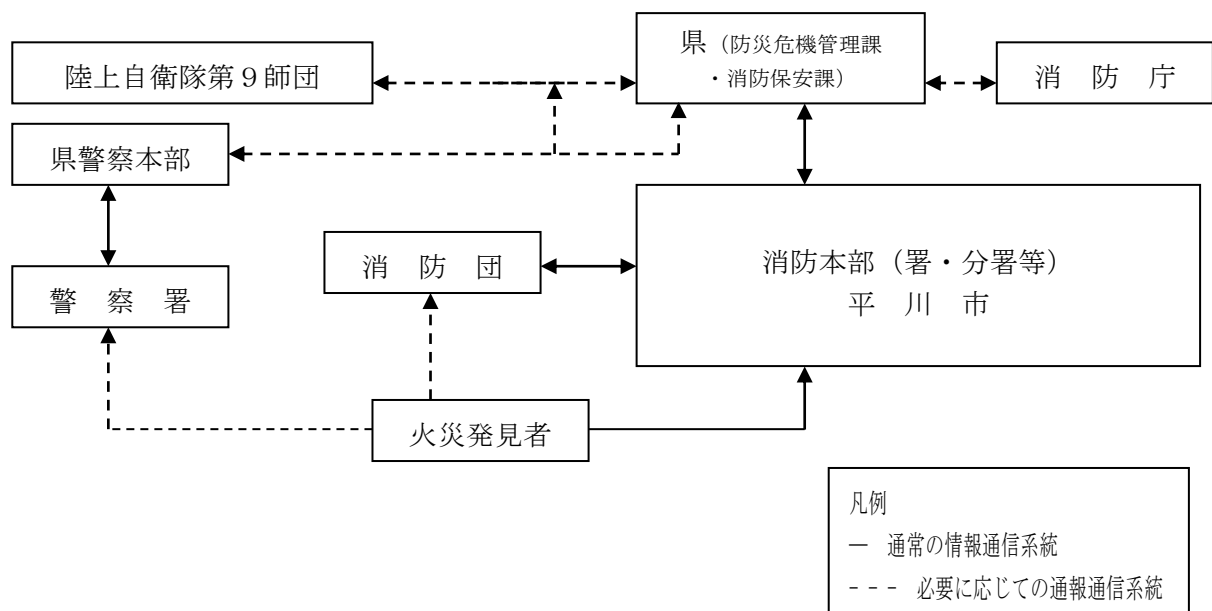
大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、または軽減するため、次のとおり応急対策を講じるものとする。

1. 実施責任者

大規模な火事の警戒及び防御に関する措置は、市長及び弘前地区消防事務組合消防長が行う。

2. 情報の収集・伝達

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 救助・救急活動

救助救急活動については、第4章第8節「救出」により実施する。

5. 医療活動

医療活動については、第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

6. 消火活動

消火活動については、第4章第6節「消防」により実施する。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

8. 避難対策

避難対策については、第4章第5節「避難」により実施する。

9. 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10. 災害広報・情報提供

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11. 災害復旧

大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

12. 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」、その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

〔資料編〕 青森県消防相互応援協定（資料4-30-1）
消防相互応援協定書（資料4-30-2）
災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料4-30-3）

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第8節 大規模な林野火災対策〔総務課・農林課・弘前地区消防事務組合〕

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又は被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

林野火災を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1. 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は被害拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る計画を作成し、その推進を図る。

施設、設備の整備にあたり、第3章第2節「防災業務施設・設備等の整備」によるほか、次により実施する。

(1) 予防施設の整備

林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所や簡易防火用水等予防施設の整備に努める。

また、林道及び防火管理道の整備、防火線の敷設、防火用水の確保等を実施するとともに、他の森林所有者等が行う事業に積極的に協力し、予防措置を講じる。

なお、予防施設の整備は、主として次により行う。

ア. 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設さらには改良等を実施する。

イ. 自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、堰堤等を利用し貯水施設を設ける

ウ. 防火線の設置・整備とともに防火樹の植栽に努める。

(2) 林野火災特別地域対策事業の推進

県と協議の上、特別地域に決定するなど林野火災対策を計画的に充実強化する。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害的に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備する。
 - ア. 空中消火用施設の整備
空中消火を効果的に行うため、臨時ヘリポート等関連施設を整備する。
 - イ. 消火資機材の整備
軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備する。

5. 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

6. 施設、整備の応急復旧活動

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制、資機材を整備する。

7. 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」による。

8. 出火防止対策の充実

(1) 予防広報宣伝の充実

林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末などの失火によるものが大部分を占めていることから、火災危険期に重点を置いて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。

ア. 山火事防止強調期間の設定

林野火災の発生しやすい気象条件となる時期を山火事防止運動強調期間（4月10日～6月10日）として定め、関係機関が連携して各種の広域的な運動を展開する。

イ. 山火事防止対策協議会の設置

中南地域県民局地域農林水産部その他関係機関と一体となり、山火事防止対策協議会を設置・開催し、関係機関、団体の具体的実施事項を調整して山火事防止運動を強力に推進する。

ウ. 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝

特に林野火災危険期、山火事防止運動強調期間には、放送機関の協力を得て新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行う。

エ. ポスター看板等の設置

登山口、林野内の道路・樹木等に防火標語等を掲示したポスター、看板を設置し、又は横断幕等を掲げ注意を喚起する。

オ. チラシ、パンフレット等の作成・配布

林野火災予防に関するチラシ、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

カ. 学校における標語等の募集

児童生徒の防火意識の高揚を図るとともに、家庭への浸透も併せて図るため、林野火災予防に関する標語、ポスター等の募集を行う。

キ. 広報車及びパレード等の巡回宣伝

山火事防止運動強調期間中に、広報車等による巡回宣伝、パレード等を実施し、山火事防止を呼びかける。

ク. 火入れに関する条例の遵守

農林業従事者に対し、平川市火入れ規制条例（平成18年平川市条例第139号）を遵守させるとともに、作業火、たき火及びたばこ火等について注意を促す。

(2) 巡視、監視の徹底

国、県及び森林所有者と連携をとり、定期的に巡視、監視を実施するとともに山火事防止運動強調期間には森林火災予防巡視員を配置し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者等に対し、火気の取扱いについての指導を行い、火災発生の危険性を排除する。

また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに作業現場における指導監視を徹底する。

2 応急対策

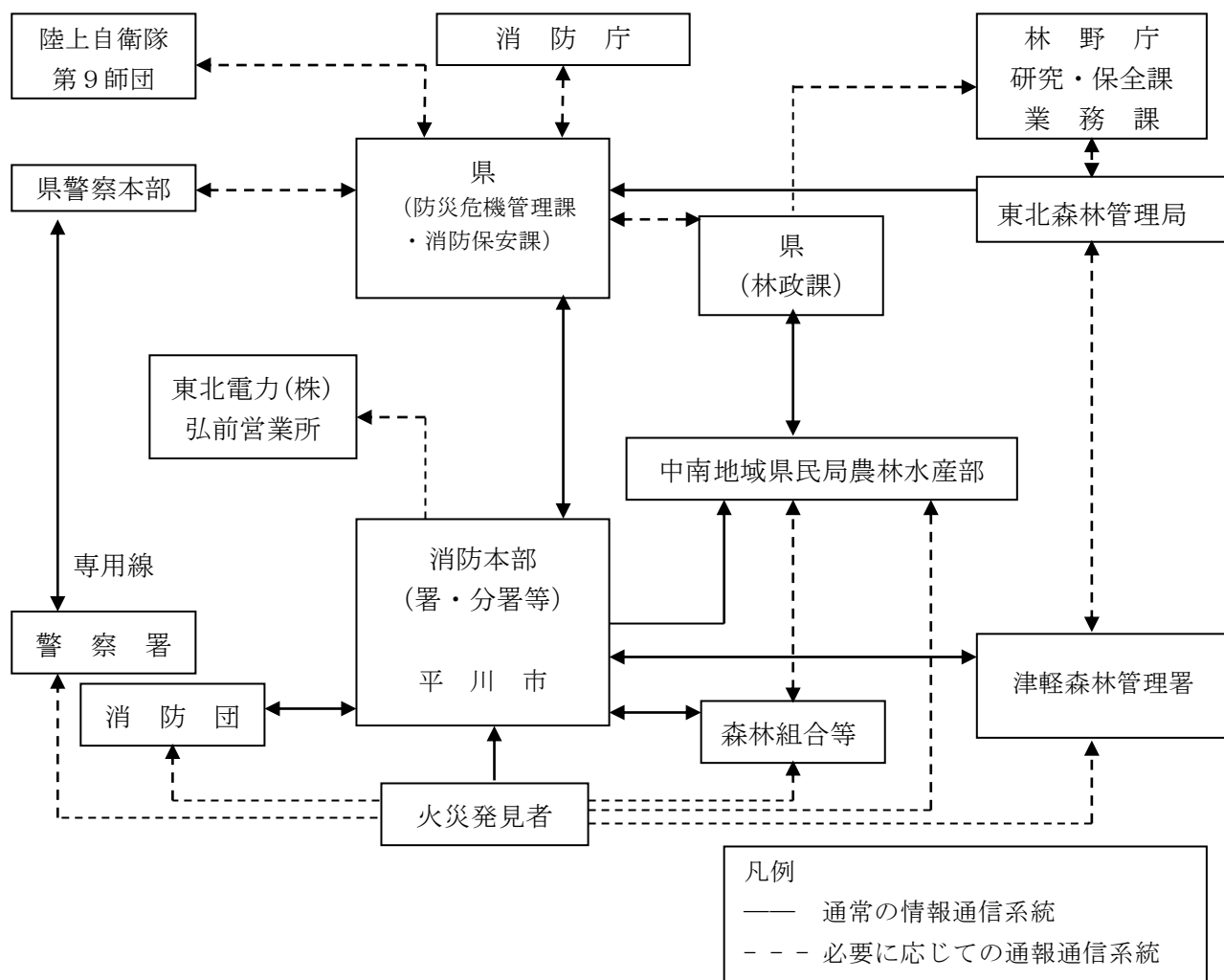
大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、延焼を防止し、被害を最小限に止めるため、次のとおり応急対策を講じる。

1. 実施責任者

林野火災の警戒及び防御に関する措置は、市長及び弘前地区消防事務組合消防長が行う。

2. 情報の収集・伝達

大規模な林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



3. 活動体制の確立

(1) 防御隊の招集、編成、出動等

林野火災が発生した場合の火災防御隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、防御活動が比較的長時間にわたることがあるため、食料、飲料水、医療機材の補給確保を図る。

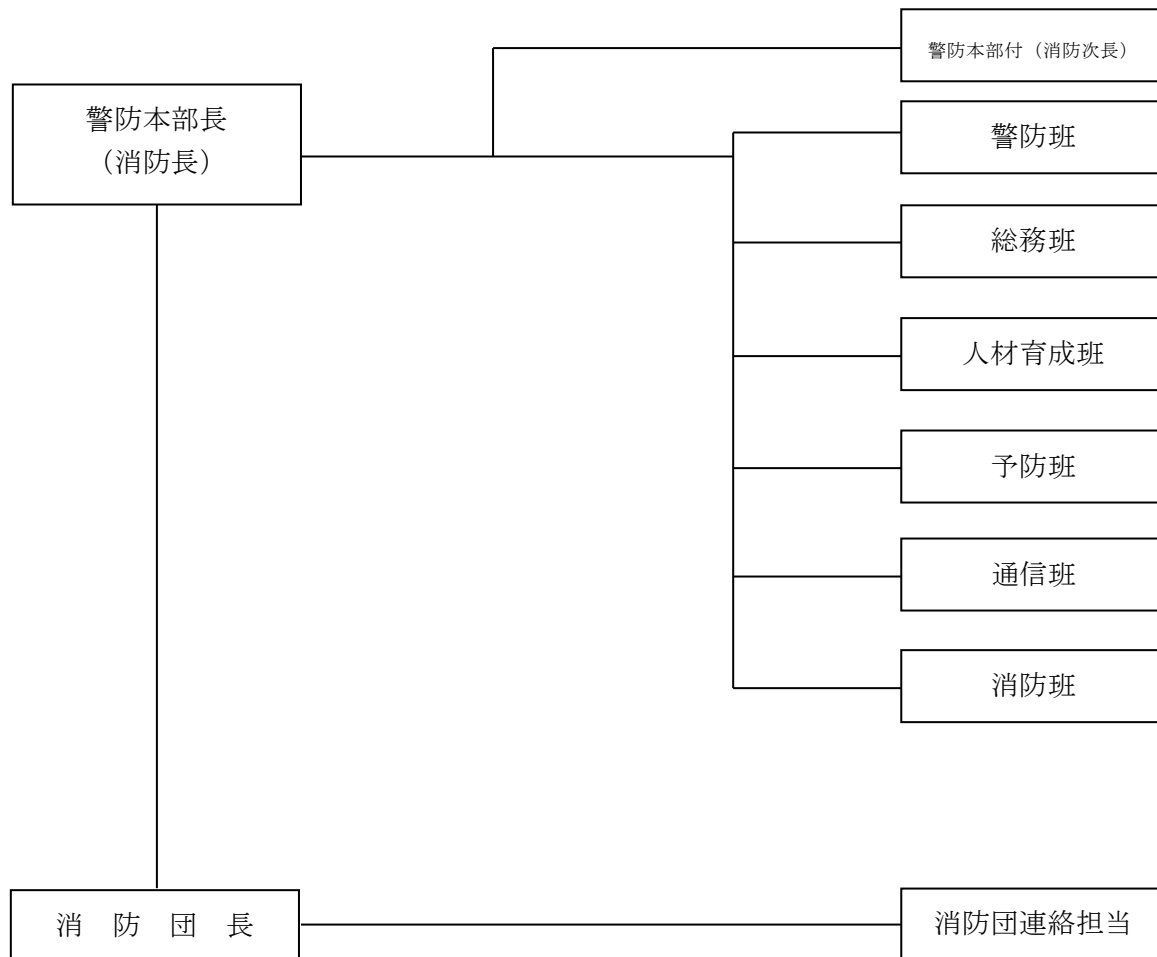
(2) 現場指揮本部の設置等

火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、県防災ヘリコプター、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じて設け、消防長が現場最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

ウ．現場指揮本部の編成及び任務

(ア) 現場指揮本部の組織はおおむね次のとおりとする。



(イ) 任 務

第2章第2節2(3)「災害対策本部班別業務」のうち消防部及び「弘前地区消防事務組合警防本部班別業務」に準じる。

また、地元消防団員等地理精通者をもって応援部隊を部署位置まで誘導する。

4．救助・救急活動

救助・救急活動については、第4章第8節「救出」により実施する。

5．医療活動

医療活動については、第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6．消火活動

消火活動については、第4章第6節「消防」によるほか次により実施する。

(1) 地上消火

地上消火は、注水、叩き消し、土かけによる消火、防火線の設置及び迎え火により、実施する。

(2) 空中消火

空中消火は、次の場合のほか、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険等の諸条件を考慮した上で、県防災ヘリコプターにより、又は自衛隊の災害派遣を要請して実施する。

ア．人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

- イ. 人命等の危険及び重大な事態があり、地形等の状況により地上の防御が困難な場合
- ウ. 人命等の危険及び重大な事態があり、火災規模に対して、地上の防御能力が不足し、又は、不足すると判断される場合

(3) 残火処理
火災鎮火後、残火処理の徹底を期する。

(4) 空中消火用資機材の活用
青森県防災資機材センター及び陸上自衛隊八戸駐屯地に備蓄している県の空中消火用資機材を活用する。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

8. 避難対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を確保する。

- (1) 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認するとともに、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。
- (2) 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊などの消防隊が警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たる。
- (3) 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、市長は、当該住民に避難の勧告・指示をする。避難の方法等は、第4章第5節「避難」による。

9. 施設・設備の応急復旧対策

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10. 災害広報・情報提供

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11. 二次災害の防止活動

林野火災により荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行い、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

12. 災害復旧

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

13. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」、その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

〔資料編〕 青森県消防相互応援協定（資料4-30-1）

消防相互応援協定書（資料４－３０－２）

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定書（資料４－３０－３）

- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第４章第２９節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

第1節 公共施設災害復旧〔全課〕

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧体制を確立のうえ、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

1 災害復旧体制の確立

- (1) 市長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議の上、迅速、適切な災害復旧対応を実施する。

ア 本庁舎と支所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと

イ 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早急に被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること

ウ 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと

エ 査定を受けるための体制を確立しておくこと

- (2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に即応できる体制を整備しておく。

2 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

ア 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。

イ 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。

ウ 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

エ 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう施行の促進を図る。

オ 査定に失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、市単独災として実施する。

カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

ア 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

- (ア) 河川災害復旧事業
- (イ) 海岸災害復旧事業
- (ウ) 砂防設備災害復旧事業
- (エ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (オ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (キ) 道路災害復旧事業
- (ク) 港湾災害復旧事業
- (ケ) 漁港災害復旧事業
- (コ) 下水道災害復旧事業
- (サ) 公園災害復旧事業

イ 農林水産施設災害復旧（県農林水産部）

ウ 文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ 厚生施設等災害復旧（県健康福祉部）

オ その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

3 災害復旧資金の確保（県危機管理局、東北財務局）

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県又は東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

- ア 災害復旧経費の資金需要額を把握する。
- イ 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。
- ウ 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- エ 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

- ア 必要資金の調査及び指導
関係機関と緊密に連携のうえ、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。
- イ 金融機関の融資の指導
災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。
- ウ 災害つなぎ資金の融通
県、市に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

4 計画的な復興

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいては次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

(1) 復興計画の作成等

- ア 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。
- イ 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要

に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。

ウ 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

ア 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。

イ 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。

ウ 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

第2節 民生安定のための金融対策〔農林課、商工観光課〕

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

1 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

2 中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画〔全課〕

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

1. 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）

災害による勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により、職業を失った者に対し、次のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

(2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

2. 租税の徴収猶予、減免（税務課）

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施するものとする。

3. 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除措置を講じる。

4. 生業資金の確保（福祉課、県健康福祉部、県・市社会福祉協議会）

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申込先：市社会福祉協議会

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関：県

申込先：福祉課、地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：市

申込先：福祉課

5. 生活再建の支援（国、県、市）

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生・起業等への支援策の充実も図る。

6. 義援物資、義援金の受入れ（県健康福祉部、市）

(1) 義援物資の受入れ

県民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受け入れし、それぞれの配分委員会の決定に基づき、市が被災者に配分する。また、市で受け入れた義援金は適切に保管し、市配分委員会を組織し、協議のうえ、被災者に配分する。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

7. 住宅災害の復旧対策等（県県土整備部、市）

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅資金

県及び建設課は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2) 災害特別貸付金

建設課は、被災者の希望により災害の実態を調査した上で被災者に対する貸付金の融資を住宅金

融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

(3) 住宅相談窓口の設置

住宅金融支援機構は、県と協議の上、必要と認められる市町村に住宅相談窓口を設置し、相談を受ける。

8. 生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

9. 農業災害補償（県農林水産部）

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、かつ適正化を図る。

10. 漁業災害補償（県農林水産部）

漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく漁業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。

11. 罹災証明の交付体制の確立（税務課）

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市町村の体制・資機材のみで不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることはないよう、被災市町村間の調整を図る。

12. 被災者台帳の作成（県関係部局、総務課）

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

13. 被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、建設課、施設建築課、企画財政課）

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等への特定入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく、恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

14. 援助、助成措置の広報等（県関係部局、関係課）

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。